

秋田市環境基本計画

人にも地球にも やさしい あきた



秋 田 市

はじめに



いよいよ「環境の世紀」といわれる21世紀がはじまりました。過ぎ去った20世紀は、物質的には大変豊かになった一方で、オゾン層の破壊や地球温暖化の問題、廃棄物や有害化学物質の問題など様々な環境問題を生みだし、環境の著しい劣化を招いた時代でもありました。

21世紀は、これらの環境問題がさらに深刻化するという見通しが各方面からなされています。また、その一方で、これらを克服し、環境と調和した新しい社会づくりを進めようという強い意欲も随所に見られるようになってきています。

私たちは、将来世代に負の遺産を残すのではなく、環境と調和した持続的発展が可能な社会をつくっていく道を選び、この21世紀のスタートを新たな発展に向けた時代の転換期とするため、一人ひとりがライフスタイルや社会経済活動のあり方を見直しつつ、身近なところから取り組みを進め、ゆっくりでも確実な変化の流れをつくっていく必要があります。また、これは将来を悲観して社会経済活動を衰退させたり、一方的な我慢や不便を強いることではなく、知恵を出し合って真の豊かさを追求していくことでもあります。

こうしたことから、本市では、秋田市環境基本条例を制定し、この度、秋田市環境基本計画を策定いたしました。今後は、この計画に基づき、市はもちろんのこと市民や事業者の皆様との連携と協力の下に英知を結集し、本市の良好な環境資源を守り、活かしながら、真の豊かさを実感できる「人にも地球にもやさしい あきた」の実現をめざして取り組んでいくこととしております。市民、事業者の皆様のご積極的な参加と協働をお願いいたします。

終わりに、本計画の策定に当たりご審議いただいた秋田市環境審議会委員の皆様、貴重なご意見をいただきました市議会や市民、事業者の皆様に深く感謝申し上げます。

平成13年3月

秋田市長 石川 錬治郎

秋田市環境基本計画 目 次

序 論	： 計画の基本的な考え方	1
1	計画策定の背景と目的	3
2	計画の役割と性格	4
3	市、事業者、市民の基本的な役割	7
4	計画のめざすもの	8
5	計画の対象	12
6	計画の構成	13
計画編	： 環境の保全と創造に向けた施策の展開	15
第1部	環境施策の方向	16
第1章	健康で安心して暮らせるまち	17
第1節	大気環境	19
第2節	水環境	24
第3節	その他生活環境	29
第2章	人と自然が健全に共生するまち	33
第1節	自然環境	35
第2節	身近な自然	41
第3節	自然の公益的機能	49
第4節	歴史的・文化的環境	56
第3章	環境への負荷の少ない資源が循環するまち	61
第1節	廃棄物	63
第2節	水資源・エネルギー	69
第3節	地球環境問題	74
第4章	市民との協働による環境にやさしいまち	79
第1節	環境教育・環境学習	81
第2節	環境保全活動	87
第3節	環境配慮対策	93
第2部	リーディングプロジェクト	101
環境汚染のない、健康で安心して暮らせるまちづくりを進めます！		102
海で山でまちで自然を感じる、うるおいのあるまちづくりを進めます！		104
循環を基調とした、環境負荷の少ないまちづくりを進めます！		106
市民・事業者との協働による、環境資源を活かしたまちづくりを進めます！		108

行動編	: 各主体における自主的な取組.....	111
	1 環境配慮の基本的な考え方	113
	2 日常生活における環境配慮指針	117
	3 事業活動における環境配慮指針	124
地域編	: 地域づくりにおける環境配慮の推進.....	137
	第1章 基本的事項.....	139
	1 環境特性の把握手法と配慮の視点	141
	2 地域区分	142
	3 地域内の地区区分.....	143
	第2章 地域別環境配慮の基本的方向	145
	第1節 地域ごとの環境資源と環境配慮の視点	147
	第2節 地域ごとの環境配慮の基本的方向.....	150
	1 中央地域.....	150
	2 東部地域.....	154
	3 西部地域.....	158
	4 南部地域.....	163
	5 北部地域	168
推進編	: 計画を推進するためのしくみづくり.....	173
	1 推進体制の整備	175
	2 計画の進行管理	176
資料編	1 計画策定の体制	179
	2 計画策定の経過	182
	3 市民意見の反映	184
	4 秋田市環境基本条例.....	186
	5 環境基準等	190
	6 用語解説.....	193

序論

計画の基本的な考え方

- 1 計画策定の背景と目的
- 2 計画の役割と性格
- 3 市、事業者、市民の基本的な役割
- 4 計画のめざすもの
- 5 計画の対象
- 6 計画の構成

1

計画策定の背景と目的

(1) 計画策定の背景

今日の環境問題は、従来からの公害問題などに加え、地球温暖化問題やオゾン層の破壊、有害化学物質問題など地球的規模の空間的な広がりや将来世代への影響という時間的な広がりを持つ人類の生存基盤そのものに関わる問題となってきました。

これらは、大量生産、大量消費、大量廃棄型の社会経済活動の拡大と世界的規模での急速な人口の増加などに伴う環境への負荷が環境の復元能力を超えたことに起因しており、本市においても顕在化している自動車の排出ガスによる大気汚染や生活排水などによる河川の水質汚濁、廃棄物や有害化学物質問題など、地域における環境問題の集積の結果でもあります。

さらにこれらが市民の日常生活や通常の事業活動の集積によるものであるため、特定の工場への規制や指導、開発規制区域の設定による自然環境の保全といった従来から行われてきた個別対策だけでは根本的な解決が困難となっています。

また、市民ニーズの変化などにより地域の環境の一層の向上と本市の豊かな自然環境の保全とその活用のあり方も重要な課題となってきました。

このようなことから、環境問題への新たな視点からの取組が求められてきています。

(2) 計画策定の目的

今日の環境問題を解決していくためには、環境へ過大な負荷を与えている現在の社会経済活動のあり方やライフスタイルを地域の活力や生活の質の維持との調和を図りながら、環境への負荷の少ない循環を基調としたものへと転換し、持続可能な社会を築いていくことが必要です。

それが、現代世代が果たすべき将来世代に対する責任でもあります。

こうしたことから、本市では、市（行政）、事業者、市民が共通の理念と問題意識を持ち、相互に協力し合いながら、それぞれの立場で環境の保全と創造を推進するための規範となる秋田市環境基本条例（以下「環境基本条例」という。）を制定しました。

この秋田市環境基本計画（以下「環境基本計画」という。）は、環境の保全と創造に関する長期的な目標と施策の方向などを示し、環境に係る施策を総合的・計画的に推進することにより、環境基本条例で示された基本理念の具体化を図っていくためのものです。

2

計画の役割と性格

(1) 計画の役割

環境基本計画は、環境基本条例第3条に掲げられた次の4つの基本理念の具体化に向けて中心的役割を担うものであり、同条例第8条の規定に基づき策定されたものです。

【環境基本条例の基本理念】

- 第3条 環境の保全および創造は、市民が、健康で安全かつ快適な生活を営むことのできる恵み豊かな環境を確保し、その環境を将来の市民に引き継いでいくことができるように、適切に行われなければならない。
- 2 環境の保全および創造は、人間が生態系の一部として存在し、自然から多くの恵みを受けていることを認識して、人と自然とが健全に共生していくことを旨として、行われなければならない。
- 3 環境の保全および創造は、環境の持つ復元力には限界のあることを認識して、資源の適正な管理および循環的な利用等の推進により、環境への負荷の少ない持続的発展が可能な社会を構築することを目的として、すべての者が公平な役割分担の下に主体的かつ積極的にこれに取り組むことによって行われなければならない。
- 4 地球環境保全は、地域の環境が地球環境と深くかかわっているとの認識の下にあらゆる事業活動および日常生活において、積極的に推進されなければならない。

環境基本条例の全文を資料編に載せています。

この役割を担うため、環境基本計画に次の事項を定めています。

環境像、基本目標

長期的展望にたち、秋田市新世紀プラン（第9次秋田市総合計画）に掲げる基本理念や将来都市像、市民の環境に関するニーズ等を踏まえ、条例の基本理念の具体化のための「望ましい環境像（以下「環境像」という。）」と環境像の実現を図るための目標を設定しています。

施策の方向とリーディングプロジェクト

本市を取り巻く環境の現状と課題を踏まえ、上記に掲げる目標の達成に向けた施策の方向を体系的に示すとともに、先導的・重点的に取り組む事業をリーディングプロジェクトとして示しています。

市民・事業者に望まれる行動例

市民の日常生活、事業者の事業活動における環境配慮の取組（環境行動）の例を示しています。

地域別環境配慮の方向

地域によって自然的・社会的条件が異なるように、環境から受ける恵みや人間の活動が及ぼす環境への影響も地域によって異なることから、市域を構成する各地域ごとに、環境に配慮したまちづくりを進めるにあたってのガイドラインを示しています。

計画の推進方策

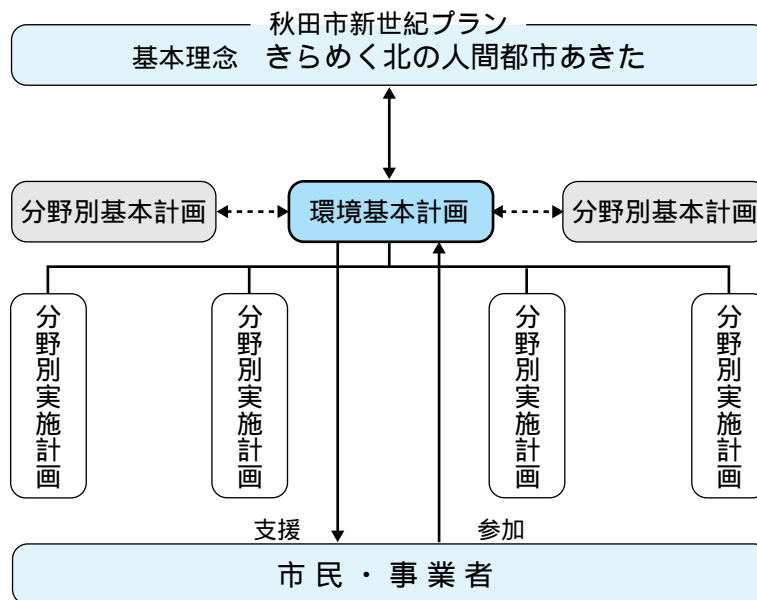
計画の着実な推進を図るため、計画の推進体制や進行管理方策等を示しています。

(2) 計画の性格

環境基本計画は、環境面において秋田市の最も基本となる計画です。

環境基本計画では、長期的・総合的観点から市の環境に係る各種計画間の連携・調整を図るとともに、各種施策や事業に横断的に対応し、市、事業者、市民が一体となって環境の保全と創造に取り組んでいくことにより、平成12年度に策定された「秋田市新世紀プラン(第9次秋田市総合計画)」を環境面から実現していく役割を担います。

環境基本計画の位置づけ



3

市、事業者、市民の基本的役割

環境基本計画を効果的に推進するためには、市、事業者、市民の各主体が相互に連携し、それぞれの役割を果たすことが必要です。

(1) 市の役割

本市の環境の保全と創造を担う責任主体として、本計画に掲げるリーディングプロジェクトおよび施策を総合的・計画的に実施していくものとします。

また、率先して自らの事務・事業に伴う環境への負荷の低減に努めるとともに、事業者、市民の自主的な環境保全活動に対して多方面から支援していくものとします。

さらに、広域的な取組を必要とするものについては、国、県および関係する地方公共団体と協力して行うよう努めるものとします。

(2) 事業者の役割

事業活動が環境に与える影響を認識し、環境への負荷の低減や良好な環境の保全と創造など自主的な取組に努めるとともに、市が実施する環境施策への協力をはじめ、地域を構成する一員として、地域における環境保全活動への一層の参加に努めるものとします。

(3) 市民の役割

日常生活において環境に与える影響を認識し、自ら積極的に環境への負荷の低減に努めるとともに、市が実施する環境施策への協力をはじめ、地域における環境保全活動への積極的な参加に努めるものとします。

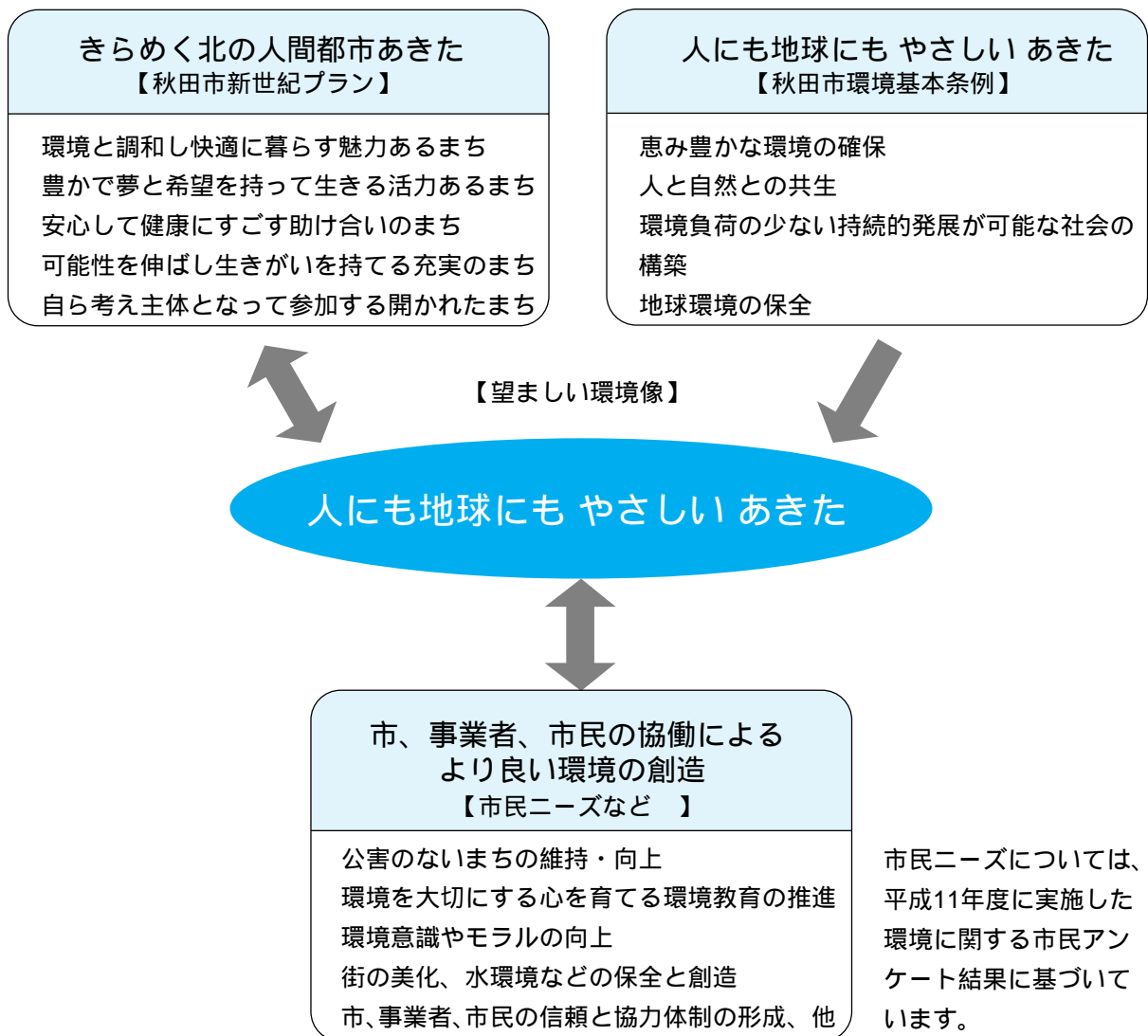
4

計画のめざすもの

(1) 望ましい環境像

環境基本計画がめざす本市の環境の姿を平易かつ端的な言葉で表したものが望ましい環境像です。

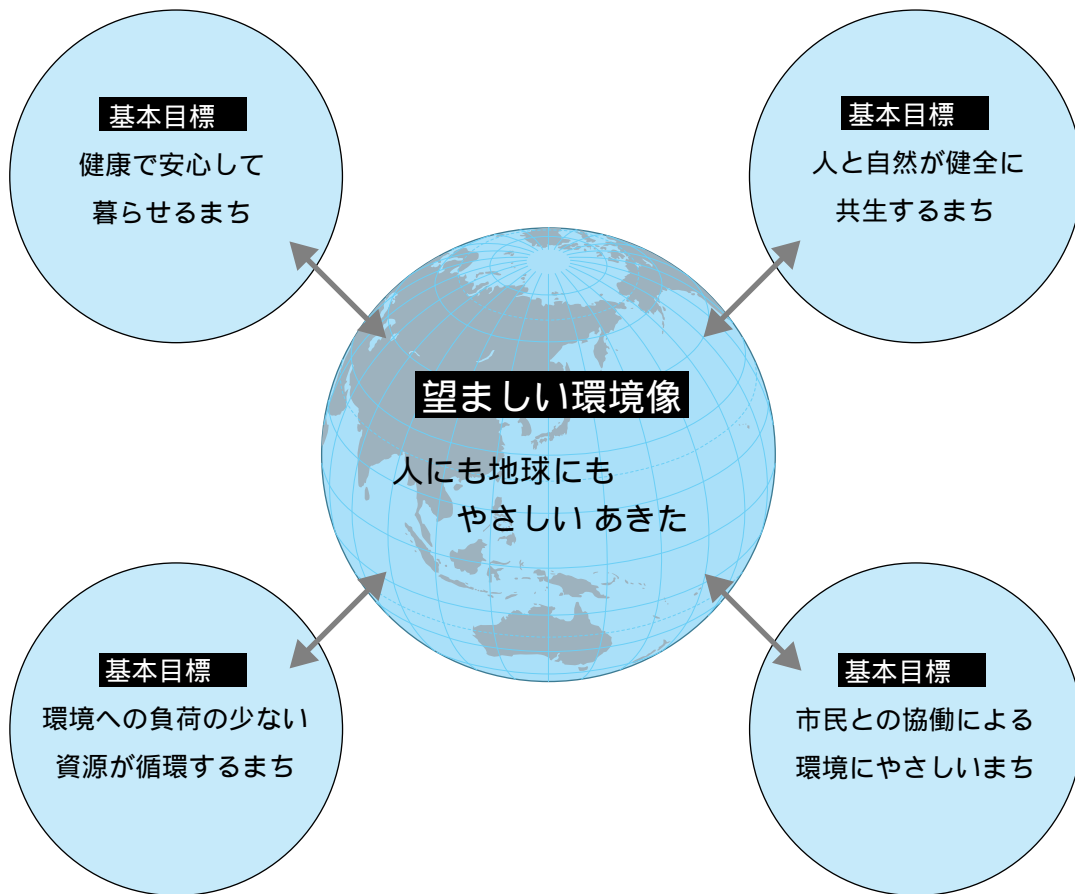
「秋田市新世紀プラン（第9次秋田市総合計画）」では、まちづくりの基本理念を「きらめく北の人間都市あきた」としており、こうしたまちづくりの都市像や環境の保全に関する基本理念、市民ニーズを踏まえ、環境基本計画でめざす望ましい環境像を“人にも地球にもやさしいあきた”としています。



(2) 基本目標

環境基本計画のめざす環境像を具体化していくために、次の4つの基本目標を掲げます。

環境像を支える4つの基本目標



基本目標 健康で安心して暮らせるまち

市民が健康で安全に暮らせることが必要です。

人の健康の保護と安全の確保にとどまらず、環境面での安心の確保をめざします。

本市は、全国的にみても、大気や水などの汚染の少ない良好な環境を維持していますが、先に市が実施した環境に関する市民アンケートの結果は、「公害の防止を求める」との回答が高率を示しました。こうしたことから、大気環境と水環境を良好な状態に維持し、一層の向上を図るための取組を推進していきます。

近年、都市化の進展に伴い自動車の排出ガスや騒音などによる都市・生活型の環境問題が顕在化するとともに、ダイオキシン類問題をはじめとする有害化学物質の危険性も指摘され、大きな社会問題となってきています。こうしたことから、市民のニーズの変化の把握に努めながら、騒音や悪臭などの防止を図りつつ、様々な化学物質からの危険性を低減するための取組を推進していきます。

基本目標 人と自然が健全に共生するまち

自然の浄化能力・再生能力が適切に発揮され、生態系が健全に維持されていることが必要です。

人間も生態系の一部として、自然から多くの恵みを受けていることを認識して、人と自然との健全な共生をめざします。

本市の豊かな自然は、良好な状態で将来に引き継いでいくべき、市民共有の財産です。

市民ニーズにも配慮しながら、自然の適切な保全と活用を図っていきます。

市域面積の6割を占める農地や森林は生産機能に加え、水資源の涵養、災害の防止、景観の形成など様々な公益的機能を持っており、これらの機能を持続させるための取組を推進していきます。

市民が気軽に利用できる公園の適正配置や歴史的景観の保全、都市河川の親水性の向上など、身近な水辺や緑の創出についても検討し、都市の発展方向との調整を図りながら、人と自然が健全に共生していくための取組を推進していきます。

基本目標 環境への負荷の少ない資源が循環するまち

環境への負荷が適切に抑制され、自然の健全な循環が保たれていることが必要です。地域の環境にとどまらず、地球規模の環境も視野に入れ、資源やエネルギーの循環的・効率的な利活用が図られる社会をめざします。

本市では、家庭や事業活動から排出される廃棄物の問題が依然として予断を許さない状況となっており、市民、事業者の一層の協力を得て、資源が循環する社会を創っていくための取組を推進していきます。

化石燃料や天然資源に依存したエネルギーや資源の大量消費は、地域環境だけでなく、地球環境へも大きな負荷を与えることから、市民と事業者の理解と協力を得ながら、資源の循環利用やエネルギーの有効利用、新エネルギーの活用のための取組を推進していきます。

地球環境問題が顕在化し、進行の度合いを強めています。地域の環境の改善に留まらず、地球規模の環境も視野に入れ、他の地域とも連携しながら、地域から貢献できる取組を推進していきます。

基本目標 市民との協働による環境にやさしいまち

市民、事業者、市（行政）のパートナーシップのもとに、ともに連携し合い協力して取り組んでいくことのできる社会が形成されることが必要です。

環境に対する共通の認識の下に、環境教育・環境学習と環境保全活動が促進され、全ての営みにおいて適切な環境配慮が実践される社会づくりをめざします。

今日の環境問題は、市民一人ひとりが加害者であり、被害者でもあるという構図に変化してきていることから、環境問題の解決に向けた一人ひとりの自発的な取組が必要です。市民生活に密着した環境情報を提供するとともに、環境教育・環境学習を推進し、それぞれの立場と役割に応じた環境保全活動を促進していきます。

自然の豊かさや特性を活かしたまちづくりを進めていくためには、環境への負荷をより小さくし、事業の実施効果をより高められるような適正な環境利用の在り方を検討していくことが必要です。日常生活や事業活動において、市民や事業者がそれぞれの立場で、あるいは協働で、環境への配慮を実践していくことが必要であり、そのための手法や仕組みづくりに努めていきます。

5

計画の対象

(1) 計画の対象地域

環境基本計画が対象とする地域は、秋田市全域です。

さらに、広域的な取組の必要性から近隣地域との関係も考慮しています。

また、地域環境に配慮した良好な環境づくりを行うため、総合計画をはじめとする各部門別計画との整合や、川などの自然的条件、旧町村の合併などの歴史的条件、幹線道路や鉄道などの交通軸、日常生活上の交流の範囲などの社会的条件を考慮し、地域区分を設定しています。

(2) 計画の対象とする環境の範囲と共通する取組

先に掲げた環境像、基本目標の達成に向けた施策の方向の提示にあたっては、基本目標を支える次の環境の分野（以下「環境項目」という。）を対象としています。

基本目標	環境項目	
健康で安心して暮らせるまち	大気環境 水環境 その他生活環境（悪臭、騒音・振動、ほか）	対象とする 環境の範囲
人と自然が健全に共生するまち	自然環境 身近な自然 自然の公益的機能 歴史的・文化的環境	
環境への負荷の少ない資源が循環するまち	廃棄物 水資源・エネルギー 地球環境問題	
市民との協働による環境にやさしいまち	環境教育・環境学習 環境保全活動 環境配慮対策	共通する取組

(3) 計画の対象とする期間

計画の期間は、平成13年（2001年）度から平成22年（2010年）度までとしています。

なお、環境問題への対応は、長期的視点に基づいた継続的な取組が必要であることから、計画を定期的に更新していきますが、今後、環境に関する基礎的条件や社会経済情勢等の変化に対応し、さらに必要に応じて見直しを行います。

6

計画の構成

これまでに述べてきた環境基本計画の基本的な考え方に基づき、本計画の構成を次のとおりとしています。

(1) 計画編

先に掲げた環境像、基本目標の達成に向けた施策の大綱を示しています。

施策の大綱の提示にあたっては、環境項目ごとに目標及び指標を設定し現行の施策に加え、計画の期間を見据えた新たな施策の方向も示し、施策間の合理性と効率性、各主体間の連携に留意し、体系化を図っています。

さらにこれら施策の方向の中から、先導的・重点的に取り組む事業を明らかにし、リーディングプロジェクトとして提示しています。

(2) 行動編

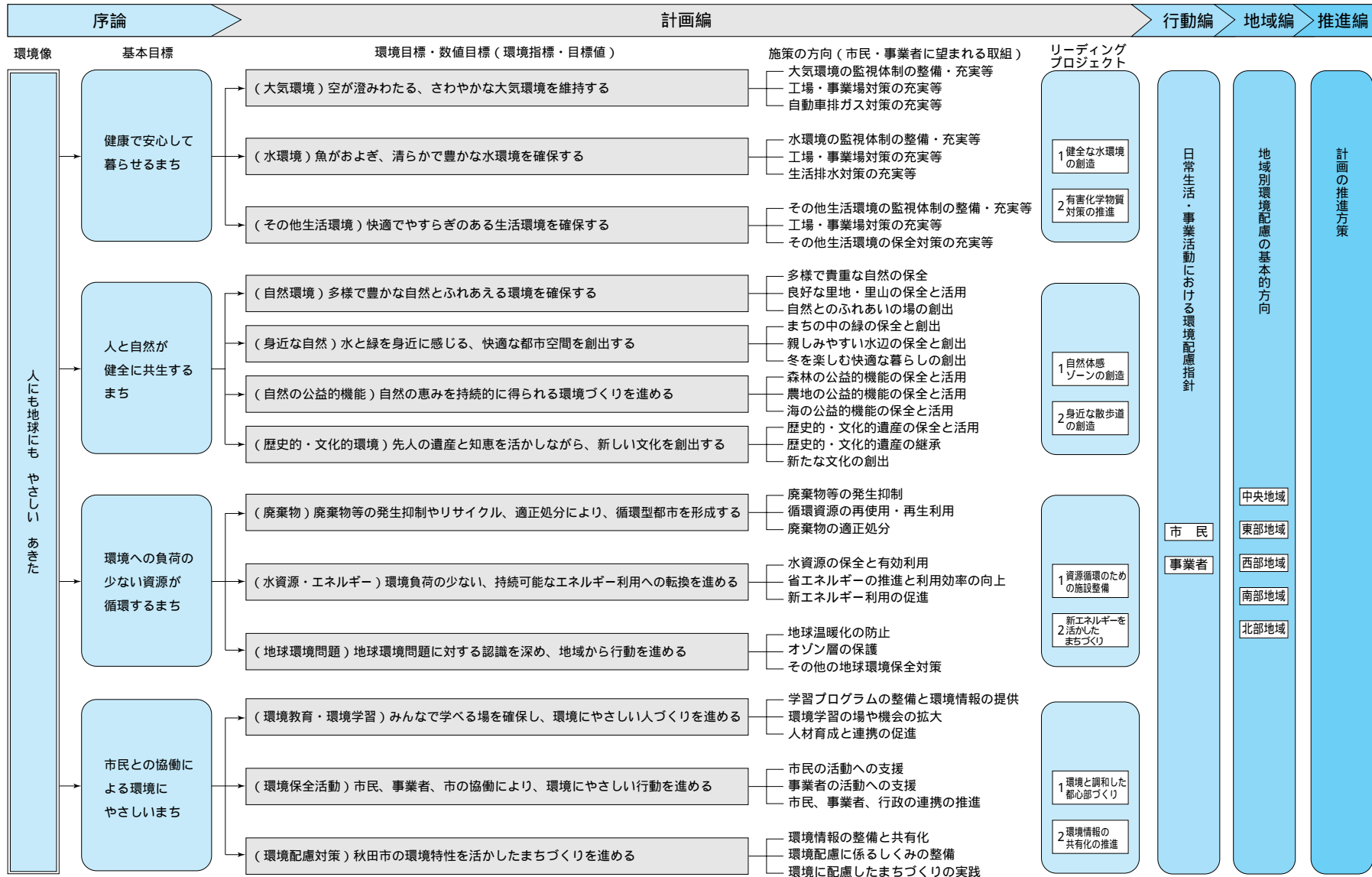
既に述べたように、今日の環境問題に対応していくためには、市の取組と同様に、市民、事業者の自主的取組が不可欠であることから、市民の日常生活、事業者の事業活動において望まれる環境配慮に向けた行動例を示しています。

(3) 地域編

先に掲げた環境像の実現を図っていくためには、地域の環境特性に応じた適切な配慮が必要となることから、地域区分ごとに、施策や開発事業などの検討や実施に際して、適切な環境配慮を行っていくための基本的なガイドラインを示しています。

(4) 推進編

計画の推進体制の整備や調査研究・監視体制の充実、環境配慮の推進、計画の進行管理など、本計画を的確に実施、評価、管理していくための推進方策を示しています。



計画編

環境の保全と創造に向けた施策の展開

第1部 環境施策の方向

- 第1章 健康で安心して暮らせるまち
- 第2章 人と自然が健全に共生するまち
- 第3章 環境への負荷の少ない資源が循環するまち
- 第4章 市民との協働による環境にやさしいまち

第2部 リーディングプロジェクト

環境汚染のない、健康で安心して暮らせるまちづくりを進めます！

海で山でまちで自然を感じる、うるおいのあるまちづくりを進めます！

循環を基調とした、環境負荷の少ないまちづくりを進めます！

市民・事業者との協働による、環境資源を活かしたまちづくりを進めます！

第1部 環境施策の方向

第1部では、環境項目（計画の対象とする環境分野とその全てに共通する取組）ごとに目標と環境施策の方向、市民・事業者との協働の方向を示します。環境施策は多岐にわたることから、それぞれの環境項目ごとに次の記述方法により簡潔に整理しています。

1 現状と課題

【環境項目説明】それぞれの環境項目についての簡単な説明を載せています。

環境項目ごとの本市の現状と課題を示しています。



2 目標

課題の解決に向けた目標を定めます。

【環境目標】達成すべき目標をイメージできるように示しています。

【数値目標】

環境目標の達成に向けた取組の進捗状況を測る目安となる環境指標と対応する目標値などを示していますが、目標値の定めにくいものについては、文書表現としています。

なお、特に定めにくいものについては、示していません。



3 施策の方向

目標の達成に向けた施策の方針と主な取組を示します。

【施策の方針】具体的取組を進めていくための方針を定めます。

【主な取組】具体的な事業や制度などの取組と担当課を列記しています。

印は、現在既に取組中のものです。

印は、今後新たに取り組んでいくべきものです。

そのため、担当課欄が空欄の場合があります。

W印は、再掲されているものです。

なお、これらの取組は計画策定時のものであり逐次見直していきます。



4 市民に望まれる主な取組（詳しくは行動編と地域編を参照）

目標の達成に向けて、市民に望まれる取組を示します。



5 事業者に望まれる主な取組（詳しくは行動編と地域編を参照）

目標の達成に向けて、事業者に望まれる取組を示します。

第 1 部 環境施策の方向

第 1 章 健康で安心して 暮らせるまち

第 1 節 大気環境

第 2 節 水環境

第 3 節 その他生活環境

第1節 大気環境

1 現状と課題

大気は、地球規模で循環し、人間を含めた生物にとってなくてはならないものです。普段はあまり意識されませんが、いったん大気が汚れると、人の健康や生活環境、自然環境、建築物、文化財などに被害をおよぼします。この大切な大気の循環を健全な状態で確保し、さわやかな大気環境を守っていくため、総合的な汚染防止対策を進めていく必要があります。

人の健康を保護し、生活環境を保全するうえで維持されることが望ましい基準として、環境基本法に基づき、大気環境基準が定められています。秋田市では、その達成状況を把握するため市内各所に測定局を配置し常時監視を行っています。その結果を見ると、二酸化いおうや二酸化窒素、一酸化炭素、浮遊粒子状物質については、過去10年間にわたり環境基準を達成しており、おおむね良好な状態にあります。光化学オキシダントについては、測定を開始した昭和52年度から現在まで環境基準を達成できていません。また、最近では、ベンゼンやダイオキシン類など様々な新しい汚染物質も問題となってきています。

こうしたことから、環境基準を達成していない項目については、まずその達成をめざし、既に環境基準を達成している項目については引き続き維持・向上に努めていく必要があります。さらに、新たな汚染物質に対応していくため、引き続き監視体制の整備・充実を図っていく必要があります。

また、大気汚染物質の発生源対策も重要です。本市では、大気汚染物質の固定発生源である工場や事業場に対し法律および条例による規制や公害防止協定の締結などにより、公害防止対策を進めてきましたが、今後も引き続き対策を進めていく必要があります。

さらに、本市の道路交通量は年々増加の一途をたどっており、今後もこの傾向は強まるものと予想されます。こうしたことから、自動車走行に伴う大気汚染の進行が懸念されており、より環境への負荷の少ない車種への転換などの移動発生源対策を進めていく一方で、歩きたくなる道や自転車が利用しやすい道の整備など、まちづくりの面からも取組を進めていく必要があります。

2 目標

先に示した現状と課題を踏まえ、以下を課題解決に向けた目標とします。

【環境目標】

空が澄みわたる、さわやかな大気環境を維持する

【数値目標】

大気汚染物質に関する目標値を維持達成します。

環境基準については資料編参照

環境指標	目標値	目標年度
二酸化窒素	0.02ppm(年平均値)以下	平成22年(2010年)
浮遊粒子状物質	0.02mg/m ³ (年平均値)以下	平成22年(2010年)
光化学オキシダント	環境基準の維持達成(0.06ppm(1時間値)以下)	平成22年(2010年)
二酸化いおう	0.005ppm(年平均値)以下	平成22年(2010年)
ベンゼン	環境基準の維持達成(0.003mg/m ³ (年平均値)以下)	平成22年(2010年)
トリクロロエチレン	0.02mg/m ³ (年平均値)以下	平成22年(2010年)
テトラクロロエチレン	0.02mg/m ³ (年平均値)以下	平成22年(2010年)
ダイオキシン類	環境基準の維持達成(0.6pg-TEQ/m ³ (年平均値)以下)	平成22年(2010年)
二酸化窒素(自動車排ガス)	0.04ppm(日平均値の98%値)以下	平成22年(2010年)
一酸化炭素(自動車排ガス)	1ppm(年平均値)以下	平成22年(2010年)

目標年度の()内は西暦

3 施策の方向

上記の目標の達成に向けて、大気環境の現状把握に努め、固定発生源である工場・事業場対策の充実や移動発生源である自動車排ガス対策の充実を図り、空が澄みわたる、さわやかな大気環境の維持に努めます。

【施策の方向】

【環境目標】

空が澄みわたる、さわやかな大気環境を維持する

大気環境の監視体制の整備・充実等

工場・事業場対策の充実等

自動車排ガス対策の充実等

(1) 大気環境の監視体制の整備・充実等

【施策の方針】

常時監視システムの整備等必要に応じて監視体制の充実を図ります。

大規模な工場に対して、常時監視システムによる監視体制を整備します。

自動車排出ガス測定局の増設等地域の実情に応じた監視網の整備を行います。

ダイオキシン類による汚染状況について調査を行います。

有害大気汚染物質による汚染状況について調査を行います。

【主な取組】

取 組	担当課
大気・水質等環境保全事業（W）	環境保全課
有害化学物質対策事業（W）	環境保全課

(2) 工場・事業場対策の充実等

【施策の方針】

工場・事業場に対して、排出基準の遵守を徹底させます。

必要に応じて公害防止協定を締結し、または見直し、工場・事業場からの負荷の低減を促します。

工場・事業場に対して、大気環境の保全に関する啓発を行います。

工場・事業場に対して、大気汚染につながる化学物質の自主的な管理の徹底と使用の削減を促します。

【主な取組】

取 組	担当課
大気・水質等環境保全事業（W）	環境保全課
公害防止協定の締結と運用（W）	環境保全課
屋外燃焼行為対策の充実	環境保全課

(3) 自動車排ガス対策の充実等

【施策の方針】

普及啓発

- 環境に配慮した運転（エコドライブ）の普及啓発に努めます。
- 他自治体とも協力し、アイドリングストップ運動を展開します。

発生源対策

- 市の公用車の更新にあたっては低公害車を優先します。
- 環境への負荷の少ない低公害車の普及を促進します。

交通量抑制対策

- バス・鉄道等公共交通機関の利用を促進します。
- 自転車の利用を促進します。
- パークアンドライドの導入について検討を進めます。

交通流円滑化対策

- 道路交通流の円滑化を図るため交通流を把握し提供します。
- 交通量の偏りを是正し、交通流の円滑化を図るため時差出勤等の導入を検討します。
- 渋滞をなくし、道路交通流の円滑化を図るため道路整備等による交通環境を整備します。

沿道対策

- 街路樹等による沿道の緑化を推進します。
- 幹線道路沿線の用途地域の適正指定により住環境との分離を図ります。

【主な取組】

取 組	担当課
アイドリングストップ運動	環境保全課
低公害車導入・普及	環境保全課
自転車等駐車場の整備	生活課
道路改良事業	道路建設課
交差点改良事業	道路建設課
交通安全施設等整備事業(補助・単独)	道路建設課
幹線道路整備事業	道路建設課
道路情報システム(雪情報システム)	道路建設課
道路緑化整備事業(W)	道路建設課
地方バス路線維持対策事業	都市計画課
総合交通体系調査	都市計画課
街路事業(W)	都市計画課

4 市民に望まれる主な取組

自動車の使用をできるだけ控えるように努めましょう。

低公害車などの環境に負荷の少ない車の優先的な利用に努めましょう。

環境に配慮した運転(エコドライブ)などの実践に努めましょう。 など

5 事業者に望まれる主な取組

大気汚染防止対策の充実に努めましょう。

低公害車などの環境に負荷の少ない車の導入に努めましょう。

自動車の使用をできるだけ控えるように努めましょう。

低公害車などによる輸送とエコドライブに努めましょう。

工事に伴う粉じんの発生防止に努めましょう。 など

第2節 水環境

1 現状と課題

水は、大気中や地表、地下、海を地球規模で循環し、人間を含めた全ての生命を支えています。河川や海には、汚れをきれいにする自浄作用がありますが、その能力を超える汚染物質などによって水が汚れると、人の健康や生活環境、産業、生態系にも悪い影響をおよぼします。この大切な水の健全な循環を確保し、きれいで豊かな状態で将来の世代に引き継いでいくため、総合的な対策を進めていく必要があります。

秋田市では、水質の環境基準の達成状況を把握するため、市内の主要河川や地下水などについて、定期的に水質検査を行っています。その結果をみると、河川全体では、年々環境基準の達成率が良くなってきています。しかしながら、一部の河川や湖沼などでは、生活排水などの流入により、環境基準を超過しているところもあります。地下水については、おおむね環境基準を達成していますが、一部に有機塩素化合物や硝酸性窒素などの汚染物質が検出されることがあります。

また、内分泌攪乱化学物質いわゆる環境ホルモンとも呼ばれる様々な化学物質による汚染も懸念されてきています。

こうしたことから、環境基準が達成されていない河川や湖沼については、まずその達成に努め、既に達成している地点については、引き続きその維持と一層の向上に努めていく必要があります。さらに、新たな化学物質による汚染などに対応していくため、引き続き監視体制の整備や充実を図っていく必要があります。

また、水質汚濁物質の発生源対策も重要です。本市では、工場や事業場に対し法律や条例による規制や公害防止協定の締結などによる対策を進めてきていますが、今後も引き続き対策を進めていく必要があります。

さらに、水質汚濁物質の発生源としては、一般の家庭から排出される生活排水も大きな割合を占めています。そのため本市では、下水道や農業集落排水処理施設、合併処理浄化槽などの整備を進めてきていますが、今後とも一層生活排水の処理率の向上に努めていく必要があります。

2 目標

先に示した現状と課題を踏まえ、以下を課題解決に向けた目標とします。

【環境目標】

魚がおよぎ、清らかで豊かな水環境を確保する

【数値目標】

水質汚濁に関する目標値を維持達成します。

環境基準については資料編参照

環境指標	目標値	目標年度
環境基準健康項目	環境基準の達成（カドミウム等26項目）	平成22年(2010年)
環境基準生活環境項目	環境基準の達成(pH等7項目、市内河川のBODを除く)	平成22年(2010年)
市内河川のBOD	環境基準からさらに引き下げて設定 【別表に記載】	平成22年(2010年)
ダイオキシン類	環境基準の達成（1pg-TEQ/ℓ以下）	平成22年(2010年)

地下水に関する環境基準を維持達成します。

平成22年（2010年）度

汚水の処理率を引き上げます。

平成11年（1999年）度 = 72.2%

平成22年（2010年）度 = 94%以上

市内河川のBODに係る目標値（【別表に記載】）の達成率を引き上げることをめざします。

平成11年（1999年）度レベル = 58%

平成22年（2010年）度 = 70%

水質汚濁事故の根絶をめざします。

平成11年（1999年）度レベル = 15件

平成22年（2010年）度 = ゼロ

目標年度の（ ）内は西暦

3 施策の方向

上記の目標の達成に向けて、水環境の現状把握に努め、発生源となる工場・事業場対策の充実や生活排水対策の充実を図り、魚がおよぎ、清らかで豊かな水環境の確保に努めます。

【施策の方向】

【環境目標】

魚がおよぎ、清らかで豊かな水環境を確保する

水環境の監視体制の整備・充実等

工場・事業場対策の充実等

生活排水対策の充実等

(1) 水環境の監視体制の整備・充実等

【施策の方針】

河川、海域（海水浴場を含む。）湖沼、地下水の調査を定期的を実施し、水質の把握に努めます。

ダイオキシン類による汚染状況について調査を行います。

有害化学物質による汚染状況について調査を行います。

【主な取組】

取 組	担当課
大気・水質等環境保全事業（W）	環境保全課
有害化学物質対策事業（W）	環境保全課

(2) 工場・事業場対策の充実等

【施策の方針】

工場・事業場に対して、排出基準の遵守を徹底させます。

必要に応じて公害防止協定を締結し、または見直し、工場・事業場からの環境負荷の低減を促します。

工場・事業場に対して、水質汚濁事故の未然防止と事故時の被害の拡大防止を徹底させます。

工場・事業場に対して、水環境の保全に関する啓発を行います。

大規模な工場に対して、常時監視システムによる監視体制を整備します。

工場・事業場に対して、水質汚濁につながる化学物質の自主的な管理の徹底と使用の削減を促します。

ゴルフ場に対して、環境保全協定を適正に運用し、農薬の管理の徹底と使用の削減を促します。

【主な取組】

取 組	担当課
大気・水質等環境保全事業（W）	環境保全課
公害防止協定の締結と運用（W）	環境保全課

(3) 生活排水対策の充実等

【施策の方針】

施設の整備

秋田市の環境特性を考慮した上で、総合的な生活排水処理施設の整備計画を作成し、効率的な施設の整備を進めます。

下水道の整備を推進し、公共用水域の保全やより快適な生活環境の確保を図ります。
農業集落排水施設の整備を推進し、公共用水域の保全やより快適な生活環境の確保を図ります。

合併処理浄化槽の普及を促進し、公共用水域の保全やより快適な生活環境の確保を図ります。

普及啓発

生活排水による水質汚濁を防止するための処理施設の普及と意識の啓発を図ります。

水洗化に対する融資あっせんや助成金の交付等を行い、下水道への接続を促進します。

【主な取組】

取 組	担当課
合併処理浄化槽設置整備事業	環境保全課
農業集落排水事業	農業環境整備課
水洗便所設置費補助	農業環境整備課
水洗便所改造資金融資あっせん制度 及び助成金制度	下水道部総務課
特定環境保全公共下水道事業	下水道部総務課
公共下水道事業	下水道部総務課
流域下水道建設費負担金	下水道部総務課
下水道管渠改築事業	下水道部総務課
下水道施設見学受け入れ	下水道部総務課

4 市民に望まれる主な取組

河川を汚濁しないよう、家庭からの雑排水の抑制に努めましょう。

下水道などが整備されている地区では、早めに下水道などに接続しましょう。

下水道などが整備されていない地区では、合併処理浄化槽を設置し、その適正な維持管理に努めましょう。 など

5 事業者に望まれる主な取組

汚水排水処理施設などの整備と適正管理に努めましょう。

水質防止のための排水処理や浄化対策の推進に努めましょう。

油の流出などによる水質汚濁事故が発生しないよう適正な管理に努めましょう。

など

別表 水環境数値目標（市内河川BODに関する数値目標）

項目	類型	BOD (mg/ℓ)	該当水域
河川	A A	1以下	旭川上流、旭川中流、新城川上流、馬踏川、雄物川中流 太平川上流、太平川中流、猿田川、地藏川
	A	2以下	旭川下流、太平川下流、新城川下流、草生津川
	B	3以下	雄物川下流

BOD値は、年平均値とする。
水域区分は、環境基準と同じとする。

第3節 その他生活環境

1 現状と課題

私たちの生活環境は、大気や水のほかに、音や振動、におい、土壌、光、様々な化学物質などとの関わりから成り立っています。これらは、なくてはならないものであると同時に、場合によっては、騒音や悪臭、土壌汚染、光害、化学物質による汚染などとして、人の健康や生活環境を損なうことがあります。市民や事業者の協力を得ながら、豊かな音風景やかおり風景を感じられるなど快適なまちをつくっていく必要があります。

音やにおいはときには心をなごませるとともに、ときには騒音や悪臭としてトラブルの原因となることがあります。また、例えば音については、商店街ではにぎわいが、住宅地では静けさが求められるなど、音やにおいは地域の特性に基づいた対策が必要です。

環境基本法に基づく騒音の環境基準が平成10年に改められたことから、新しい環境基準に基づいた調査を進めていく必要があります。騒音の発生源としては、自動車をはじめ、工場や建設作業などがあり、沿道対策や規制措置などがとられていますが、各家庭から発生する音も騒音としてトラブルを引き起こす場合があります。騒音問題の解決には、沿道対策の実施などまちづくりのあり方までを含めた総合的な対策と相手の立場で考える気遣いが必要です。

悪臭は、工場や事業場を発生源とする場合や都市化にともなって近隣間で発生する場合がありますが、においの感じ方は、においの濃さや種類によって人さまざまであることから、より有効な対策を引き続き検討していく必要があります。

また、日常生活や経済活動において様々な化学物質が使用され、私たちは、その恩恵を受けています。しかし、化学物質の中には、極わずかな量でも、長い間に体に蓄積されて、ガン、神経障害、生殖異常などを引き起こすおそれのある物質の存在も明らかになりつつあります。これらの有害な化学物質による影響が生じないよう対策を講じ、市民が安心して暮らせるまちにしていく必要があります。

2 目標

先に示した現状と課題を踏まえ、以下を課題解決に向けた目標とします。

【環境目標】

快適でやすらぎのある生活環境を確保する

【数値目標】

環境基準については資料編参照

騒音に係る環境基準の達成維持をめざします。

<平成13年(2001年)度 = 調査実施> <平成22年(2010年)度 = 100%>

振動については、日常生活に支障のないレベルを維持します。

<平成22年(2010年)度>

悪臭については、全ての地域において不快さを感じないレベルを維持します。

<平成22年(2010年)度>

土壌に係る環境基準を達成維持します。

<平成22年(2010年)度>

土壌中のダイオキシン類に係る環境基準を達成維持します。

<平成22年(2010年)度 = 100%>

目標年度の()内は西暦

3 施策の方向

上記の目標の達成に向けて、騒音・振動、悪臭やダイオキシン類、有害化学物質等についての現状把握に努め、発生源となる工場・事業場対策の充実や生活環境の保全対策の充実等を図り、快適でやすらぎのある生活環境の確保に努めます。

【施策の方向】

【環境目標】

快適でやすらぎのある生活環境を確保する

その他生活環境の監視体制の整備・充実等

工場・事業場対策の充実等

その他生活環境の保全対策の充実等

(1) その他生活環境の監視体制の整備・充実等

【施策の方針】

騒音、振動、悪臭の調査を定期的を実施し、市域の生活環境の状況の把握に努めます。

ダイオキシン類による土壌の汚染状況などについて調査を行います。

有害化学物質による汚染状況について調査を行います。

騒音等の監視設備・機器の充実を図るとともに、調査データの解析の迅速化に努めます。

【主な取組】

取 組	担当課
生活環境保全事業（W）	環境保全課
ダイオキシン類対策特別措置法に基づく環境調査	環境保全課
有害化学物質対策事業（W）	環境保全課

(2) 工場・事業場対策の充実等

【施策の方針】

工場・事業場に対して、騒音、振動、悪臭、土壌汚染防止等の規制基準の遵守を徹底させます。

必要に応じて公害防止協定を締結し、または見直し、工場・事業場からの生活環境への影響の低減を促します。

工場・事業場に対して、騒音、振動、悪臭、土壌汚染等の防止に関する啓発を行います。

工場・事業場に対して、使用している化学物質の適正な取り扱いや自主的な管理を促します。

建設・土木作業に対して、低公害型の工法や建設機械の導入の他、適切な工事時間帯の選定や遮音等の対策を促します。

深夜営業の飲食店や店舗に対して、周辺の生活環境へ配慮するよう促します。

【主な取組】

取 組	担当課
生活環境保全事業（W）	環境保全課
道路掘削工事等許可・承認時の環境指導・PR	建設総務課

(3) その他生活環境の保全対策の充実等

【施策の方針】

農地や公園、街路樹、植栽等に対する農薬の使用を抑制するとともに、使用にあたっては毒性の低いものを優先するよう促します。

家庭生活にともなう騒音や悪臭を防止するための自主的な対策や配慮を促します。

日照障害、電波障害、光害等に関する情報を収集し、対策について検討します。

【主な取組】

取組	担当課
生活環境保全事業(W)	環境保全課
環境配慮指針作成	環境保全課

4 市民に望まれる主な取組

家庭における騒音・振動の防止に努めましょう。

家庭における悪臭の発生防止に努めましょう。

殺虫剤や農薬などの使用にあたっては必要最小限に抑えましょう。 など

5 事業者に望まれる主な取組

工事に伴う騒音・振動の防止に努めましょう。

飲食店や店舗からの騒音や悪臭の防止に努めましょう。

化学物質の適正な管理に努めましょう。

工場・事業場における騒音・振動の防止に努めましょう。

工場・事業場における悪臭防止対策の徹底に努めましょう。

社用車両などの騒音・振動の防止を徹底しましょう。

周囲の環境に配慮した事業活動に努めましょう。 など

第2章 人と自然が 健全に共生するまち

- 第1節 自然環境
- 第2節 身近な自然
- 第3節 自然の公益的機能
- 第4節 歴史的・文化的環境

第1節 自然環境

1 現状と課題

自然は、人間に様々な恵みを与えてくれると同時に、人間もその一部として存在します。自然と人間との健全な共生を確保していくためには、「自然環境の保全」と「環境資源の活用」の両方の視点から、調和の取れた施策展開を図っていくことが必要です。

なお、ここでは、対象地域として主として市街地の外側の地域を想定しています。

本市においては、東端の太平山はシンボリックな山としてそびえ立ち、平野部は農地が開放的に広がり、丘陵地に入り込む新城川、旭川および太平川沿いの谷戸田・農村集落は秋田の原風景を今に残しています。また、丘陵地から平野に伸びる狭長な谷底平野は、本市の特徴的な地形の一つでもあります。沿岸においては、海岸線に沿って造成されたクロマツの砂防林が個性的な臨海景観を形成しています。

また、動植物では、太平山一帯にはチシマザサ・ブナ群団、スギ・ブナ群落などの自然植生が広範囲にわたって分布し、国の特別天然記念物であるカモシカや亜高山帯性の鳥類など野生生物の貴重な生息地となっています。また、狭長な谷底平野に沿った新城川、旭川沿いにはシロヤナギ群集、ケヤキ群落などの自然植生が分布しています。

このほか、女瀧の植生や、秋田港付近のコアジサシの集団繁殖地、海岸沿いの砂丘植生など、本市の多様な地形や変化に富んだ豊かな自然環境に対応して様々な生物を観察することができます。

こうした動植物や自然環境は学術的価値が高いのはもちろんのこと、次世代へと引き継ぐべき貴重な資源であり、活用の仕方によっては、地域の活性化へとつながる市民共有の財産というべきものです。しかしながら、これら生態系は一度壊れると復元するのは困難な脆弱性を併せ持っているため、生息する周辺環境を踏まえつつ、生息空間も含めて貴重な種の保全や生物の多様性の保全を図っていく必要があります。

計画策定に先だって実施したアンケートでは、市民の自然の状態に対する満足度が高率となっている一方で、自然との関わりが徐々に希薄になっていっている傾向がうかがえます。

これらの自然環境は、高齢化社会が進展し、市民の余暇時間が増大していることから、都市の防災機能として、また、レクリエーションの対象として適切な保全と活用を図っていく必要があります。

特に、レクリエーションについては、ニーズの多様化・高度化、余暇時間の増大、アウトドア志向、温泉ブーム等があり、ますます盛んになりつつありますが、太平山リゾートパーク総合整備事業に見られるように、かつては身近であった里地や里山など本市の豊かな自然に配慮し自然とのふれあいの場を創出するなど、利用者ニーズに応える新たな観光の目玉として活用を図っていくことが必要となっています。

だれもが自然を大切に思う心を育むことができ、自然と親しめるような場や機会を充実させていくことが重要です。

秋田市における主要法定緑地等の面積

区 分	名 称	面積 (ha)
自然公園区域	太平山県立自然公園	4,400
保安林		1,347
	水源涵養保安林	468
	土砂崩壊防備保安林	98
	飛砂防備保安林	544
	防風保安林	29
風致地区（平成12年3月末現在）		1,664.50
	城 跡	16.00
	金照寺山	30.70
	高清水	71.00
	手形山	181.20
	勝平山	1,021.80
	焼 山	40.00
	浜ナシ山	10.00
	大森山	129.20
金 足	164.60	
地域森林計画対象民有林等		19,489
自然公園地域		4,400.00
史跡・天然記念物		98.14
鳥獣保護区		7,474
農業振興地域	農用地区域	5,064.7
緑地協定		401.74
保存樹（面積は推定値：緑の基本計画より）		19.80

2 目標

先に示した現状と課題を踏まえ、以下を課題解決に向けた目標とします。

【環境目標】

多様で豊かな自然とふれあえる環境を確保する

【数値目標】

都市計画区域の緑の確保に努めます。

<平成8年(1996年)度 = 48.47% > <平成17年(2005年)度 = 46.71%以上 >

<平成22年(2010年)度 = 47.07%以上 >

目標年度の()内は西暦

3 施策の方向

上記の目標の達成に向けて、多様で貴重な自然やかつては生活と密接に関わっていた里山の適切な保全を図りつつ、自然とのふれあいの場の創出を図り、人と自然との良好な関係を築きます。

【環境目標】

多様で豊かな自然とふれあえる
環境を確保する

【施策の方向】

多様で貴重な自然の保全

良好な里地・里山の保全と活用

自然とのふれあいの場の創出

(1) 多様で貴重な自然の保全

【施策の方針】

市域における自然環境の保全意識の普及啓発を図ります。

特定植物群落など緊急な保護を必要とする植物をはじめ、市域に分布する貴重な動植物の実態把握に努めます。

良好な自然環境や景観等が残る地域は、必要に応じて法令等の指定の検討を行うなど適切な保全を図ります。

鳥獣保護法や種の保存法の適正運用により、野生生物の保護と生息環境の保全に努めます。

市民や事業者に対し、生態系の調和に影響を及ぼす外来生物などを持ち込まないよう啓発に努めます。

国の特別天然記念物のカモシカによる食害被害の例なども考慮しながら、人と野生動物との共生のための方策を検討していきます。

【主な取組】

取 組	担当課
動植物の生息状況調査	環境保全課
自然環境保全事業	公園維持課
自然緑地整備事業	公園維持課
特別天然記念物カモシカ食害対策事業	文化課

(2) 里地・里山の保全と活用

【施策の方針】

かつて地域の人々にもっとも身近であった里山の価値を見直し、地域やボランティア等と連携し適切な管理を図ります。

自然体験の場としての里地や里山の活用のあり方を検討していきます。

【主な取組】

取組	担当課
里地・里山活性化事業	

(3) 自然とのふれあいの場の創出

【施策の方針】

体験学習、観察会の実施など自然に親しむ機会の充実を図ります。

自然公園の適正な管理に努めるとともに、自然とふれあえる公園の整備を図ります。生態系の保全に十分に配慮しながら自然の活用を設け、野山の自然と市民とのふれあいを深めます。

ポイ捨てや貴重な植物の不法採取を行わないなど、自然と共生するうえでのマナーの徹底を図ります。

自然観察指導員などの養成に努め、野山の自然と市民とのふれあいの向上を図ります。

【主な取組】

取組	担当課
太平山リゾート公園整備事業	公園建設課
(仮称)秋田市青少年自然文化ランド整備事業	生涯学習室

4 市民に望まれる主な取組

自然とのふれあいに努めましょう。

自然環境の重要性を認識しましょう。

自然環境を守るためのマナーの徹底に努めましょう。

鳥や昆虫・植物などの保護に努めましょう。 など

5 事業者に望まれる主な取組

自然環境の重要性を認識しましょう。

事業活動を行う際は、自然環境の保全に十分配慮しましょう。

自然の減少につながるような事業活動を行う場合には、代替措置として植林や他の地域での自然の回復に努めましょう。

自然環境を保護する事業の支援に努めましょう。 など



第2節 身近な自然

1 現状と課題

市民にとって最も身近な自然との関わりは、街の中を流れる川や公園、街路樹や各家々の庭などです。これらは見る人に潤いとやすらぎを与えてくれるだけでなく、生物の生息場所、空気の浄化や防音、防災などの役割を果たしています。さらに、これらの身近な自然と調和のとれた街並みは、景観的にも美しく質の高い都市生活空間を与えてくれます。

また、本市においては、冬期間の雪や凍結、季節風なども身近な自然として捉えることができますが、これらへの対応も欠かすことができません。

なお、ここでは、主として市街地の内側およびその近傍の地域を対象としています。

(1) まちの中の緑

秋田市では、昭和48年に「公園都市秋田市をつくる条例」を制定し、昭和54年には、西暦2000年（平成12年）を目標として長期的視点に立った「緑のマスタープラン」を策定するなど、公園緑地の整備を都市計画の中心の一つとして位置づけてきました。

本市の公園緑地としては253箇所、1,530.54haが都市計画決定されており、明治29年に開設された千秋公園をはじめ、大森山公園、一つ森公園などの総合公園、八橋運動公園、広域公園である県立小泉潟公園などが開設済みであり、平成11年度末で175箇所、354.36haとなっています。現在、市民一人当たりの公園面積は、11.25㎡となっており、全国平均の7.28㎡（平成8年度末現在）、国の基準面積10㎡をそれぞれ上回っています。

しかし、目標整備面積である20㎡にはまだ達していないことなどから、既存公園や緑地の質の向上のための取組を含めて、全体的な配置のバランスや緑のつながりなどに配慮しながら、引き続き計画的な整備を進めていく必要があります。

また、公園の整備推進とともに、民間施設や各家庭での植樹などにより、公園以外の緑地の確保も進めていく必要があります。

公園緑地の整備状況（資料 秋田市都市開発部公園維持課）

種 別	平成12年3月31日現在		
	箇所数	面積 (ha)	
住区基幹公園		159	42.99
	街区公園	152	31.89
	近隣公園	7	11.10
	地区公園		
都市基幹公園		6	182.09
	総合公園	5	161.89
	運動公園	1	20.20
特殊公園		1	2.34
	風致公園		
	歴史公園	1	2.34
墓 園 (墓域含む)	1	17.51	(21.76)
大規模公園	広域公園	1	63.70
都市緑地		4	43.55
緑 道		2	2.10
広 場		1	0.08
合 計		175	354.36 ha
1人当たりの面積		11.25m ²	

1人当たりの面積は、平成12年3月31日現在の人口（314,889人）で計算。

（２）都市の水辺空間

本市には国直轄の一級河川である雄物川のほか、雄物川水系の一級河川が11、二級河川が2、市で維持管理する準用河川が1あり、その他にも多数の普通河川があります。

これらの河川については、年次計画で河川改修が進められてきており、現在の河川改修率は、全体で37%となっております。

また、市内には河川の他に小泉瀉や大滝山貯水池などの湖沼やため池も多数あります。

環境基本計画の策定にあたって実施した市民アンケートでは、水辺の状態に対する不満が4割に達していることなどから、市街地内を流れる河川の改修時などにおいては、排水機能の強化とともに、新屋の大川端带状公園などのように親水空間としての機能も整備していく必要があります。

(3) 雪との関わり

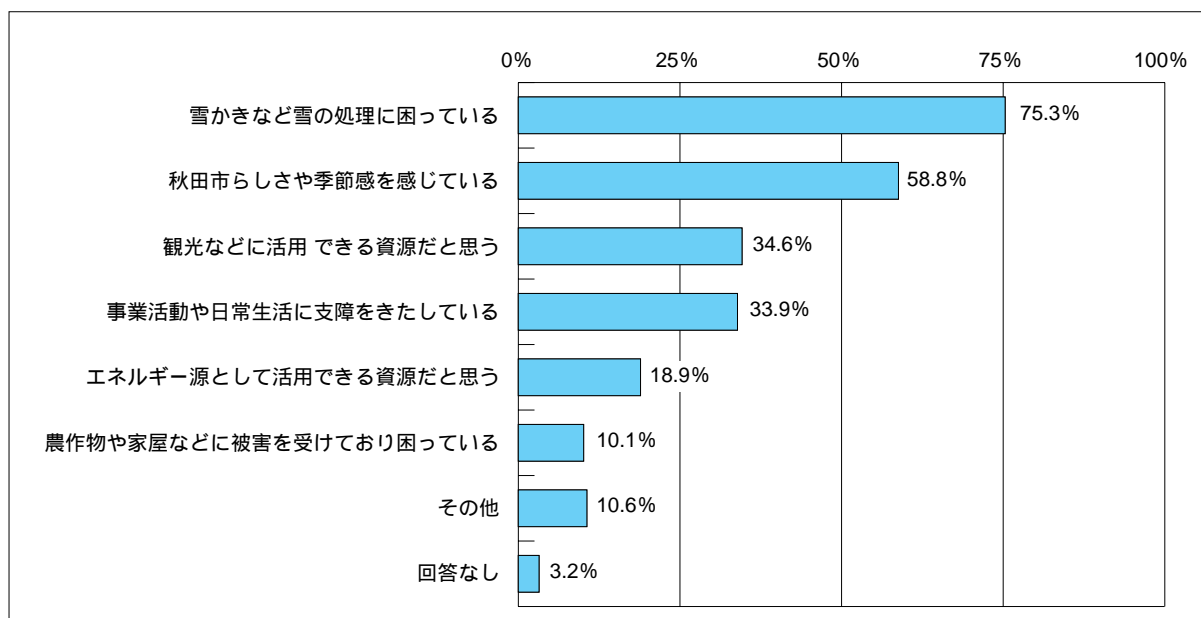
雪対策については、冬期間における快適な市民生活の維持を図るため、道路交通の確保、特に、降雪や路面の凍結による交通障害の解消が必要であり、市民と一体となって総合的な除排雪に取り組む必要があります。

本計画の策定にあたって実施した市民アンケートによると、雪については、市民の半数以上が不満を感じており、他の項目と比較して特に低い評価となっています。市民4人のうち3人は処理に困っており、3人に1人は日常生活に支障をきたしているとしています。

その一方で、雪に対しては、秋田市らしさや季節感を感じるとする割合も約6割に達しており、雪は冬季の秋田市を特徴づけるものの一つでもあります。

このようなことから、一層の雪対策の充実を図ることによって雪の弊害を克服するとともに、観光資源やエネルギー資源等として活用するなど、秋田市らしさを創出していくうえでの雪との関わりについても検討していく必要があります。

雪についての考え方（資料 平成12年 秋田市環境基本計画策定基礎調査報告書）



2 目標

先に示した現状と課題を踏まえ、以下を課題解決に向けた目標とします。

【環境目標】

水と緑を身近に感じる、快適な都市空間を創出する

【数値目標】

市民一人当たりの都市公園面積の増加をめざします。

<平成11年(1999年)度 = 11.25m²> <平成17年(2005年)度 = 16.82m²>
 <平成22年(2010年)度 = 20m²>

市街化区域内における幹線市道の街路樹整備率を維持します。

<平成11年(1999年)度 = ほぼ100%> <平成22年(2010年)度 = 100%>

市街化区域内の緑を確保します。

<平成8年(1996年)度 = 19.15%> <平成17年(2005年)度 = 21.20%以上>
 <平成22年(2010年)度 = 21.83%以上>
 目標年度の()内は西暦

3 施策の方向

上記の目標の達成に向けて、郊外と比較して自然の少ない市街地における緑化や親水空間の整備に努めるとともに、本市の特徴のひとつである冬期間の雪への適切な対応を図るなど、水と緑を身近に感じる、快適な都市空間の創出を図ります。

【施策の方向】

【環境目標】

水と緑を身近に感じる、快適な都市空間を創出する

まちの中の緑の保全と創出

親しみやすい水辺の保全と創出

冬を楽しむ快適な暮らしの創出

(1) まちの中の緑の保全と創出

【施策の方針】

「緑の基本計画」に基づいて、都市公園の整備や緑化の推進を図ります。

市民のニーズ等をふまえながら既存公園・緑地の質の向上を図ります。

公園の設置にあたっては、地域住民の日常的な利用が可能となるような、地域バランスを踏まえた配置に努めます。

地域の特性を考慮した道路緑化に努めます。

学校などにおける公共施設の緑化を進めます。

緑地協定などにより工場や店舗などの敷地内の緑化を促進します。

社寺林は古くから地域住民に親しまれていることから、地域住民や土地所有者との連携により維持管理に努め、良好な樹林地として保全を図ります。

歴史ある樹木、貴重な樹木を保存樹に指定し、その保全に努めます。

市民に生け垣用の苗木を提供するなどにより、都市の緑化を推進し、併せて、市民の緑化意識の向上を図ります。

市民団体や公共施設に対し、花壇用の花苗を提供するなど、「公園都市あきた」の創造に向けた花のある美しいまちづくりを進めます。

【主な取組】

取 組	担当課
平和公園墓地造成事業	生活課
道路緑化整備事業（W）	道路維持課
千秋公園公営駐車場整備計画策定調査	都市計画課
都市公園整備事業（W）	公園建設課
千秋公園整備事業（W）	公園建設課
緑化重点地区整備事業	公園建設課
花のあるまちづくり事業	公園建設課
保存樹管理事業	公園建設課
緑化普及事業	公園建設課
小学校増改築等事業	教育委員会総務課
中学校増改築等事業	教育委員会総務課
すくうる・グリーン整備事業	教育委員会総務課
地域運動広場整備事業	体育課
八橋運動公園整備事業	体育課
国体関連球技場整備事業	体育課
児童センター建設事業	生涯学習室



(2) 親しみやすい水辺の保全と創出

【施策の方針】

河川の改修にあたっては、治水機能の向上に努めるとともに、多自然型工法等の導入を図り、水辺の生物が生息可能な河川環境を保全し、創出します。

市街地を流れる河川の親水性を高めるための施設整備に努め、気軽に水とふれあえる河川づくりを進めます。

橋りょう整備・改修にあたっては、地域住民に親しまれるよう周辺の環境にマッチしたデザイン等の工夫に努めます。

【主な取組】

取組	担当課
内水面生産振興対策事業	農政課
準用河川宝川改修事業	道路建設課
普通河川等整備事業	道路建設課
普通河川古川改修事業	道路建設課
橋りょう整備	道路建設課

(3) 冬を楽しむ快適な暮らしの創出

【施策の方針】

冬季における道路交通を確保し快適な雪国の生活の維持向上を図るため、市民と一体となって除排雪に努めます。

安全な冬道確保のため融雪施設付きの歩行者専用道の整備を図ります。

周辺環境に配慮した雪の堆積場の整備を図ります。

雄物川河川敷など冬の渡り鳥とふれ合える場の整備を図ります。

バス停への風よけの設置や融雪など冬期間におけるバス乗降時の利便性の向上を図ります。

雪に映える常緑樹の植栽や雪吊りなど冬の美しさの演出を図ります。

雪に強い交通体系の整備を図るなど、冬期間を考慮したまちづくりを推進します。

歩道の除雪・融雪を推進します。

下水処理水などを利用した流雪・融雪施設の整備を進めます。
 水資源・エネルギー資源としての雪の有効利用について検討します。
 多くの市民が参加する冬のイベントやスポーツの機会を充実し、冬を楽しむまちづくりを推進します。

【主な取組】

取 組	担当課
雪みち計画 (歩道無散水消融雪施設の設置)	道路維持課
除排雪対策事業	道路維持課
都市環境整備事業	都市計画課
秋田駅東拠点地区土地区画整理事業 (公共施設整備)	まちづくり整備室
街路事業(新都市公園道路五号線)	都市整備課

4 市民に望まれる主な取組

生垣の設置や庭木の植栽、鉢植えなどの緑化に努めましょう。
 地域の緑化活動や水辺を守る取組への参加と協力を努めましょう。
 周囲に配慮した雪かきと地域の除雪活動への協力を努めましょう。 など

5 事業者に望まれる主な取組

景観や騒音防止の機能を考えた植栽など工場や事業場の緑化に努めましょう。
 地域の緑化活動や水辺を守る取組への参加と協力を努めましょう。
 除雪作業を行うにあたっては、周囲へ配慮するとともに地域の除雪活動への協力を努めましょう。 など

第3節 自然の公益的機能

1 現状と課題

森林、農地、海は、様々な恵みを与えてくれます。森林は、その生産機能に加え、地下水の涵養、災害の防止、生物の生息地、景観の形成、二酸化炭素の吸収など多くの公益的機能を持っています。農地や海も同様です。これらの機能を適切に維持していく必要があります。

(1) 森林の公益的機能の保全と活用

秋田市における森林面積の割合は、第2次秋田市国土利用計画によると59.4%を占め、その内訳は、国有林が概ね3、民有林が7の割合となっています。

また、その推移は、昭和60年から平成4年までの7年間で1.0%の微減となっており、人工林は、国有林の減少を民有林の造林拡大によって補っている状況です。なお、天然林は面積、蓄積量ともに減少してきています。

森林は土砂災害を防止する重要な役割もあります。本市には、千秋公園・手形山公園、高清水風致地区等の急斜面がありますが、これらの地区はすでに都市公園・風致地区として保全整備がなされています。その他の傾斜30°以上の地区については、今後、積極的な整備が必要となっています。

森林はこのほか、水源涵養機能、レクリエーション機能など多様な公益的機能を有しており、林業経営意欲の低下が叫ばれるなか、適切な森林機能の維持保全と活用が必要となっています。

(2) 農地の公益的機能の保全と活用

本市における農地面積の割合は、第2次秋田市国土利用計画によると12.5%となっており、昭和60年から平成4年までの7年間の利用の推移をみると、3.3%の減少となっています。農用地のうち耕地（田および畑）の動きをみると、過去7年間で、田耕地で2.9%の減少、畑地で12.1%の減少となっています。この理由は、主に宅地等への転用ですが、特に市街化区域内での移動が顕著でした。市街化区域内には、全面積の6.3%にあたる約450haの耕地が残存していますが、今後とも都市化の進展に伴って宅地等への転換が進むものと予想されます。

秋田市における水害・津波危険区域は、雄物川、太平川、旭川、新城川流域に集中していますが、農地は浸水を未然に防ぐ保水機能を担っているほか、災害時のオープンスペースとしても重要な機能を担っています。

また、農村集落の原風景は、貴重な文化的資源ともなっており、こうした観点からの保全と活用も必要となっています。

(3) 海の公益的機能の保全と活用

本市の海岸線は、延長約23.5kmにおよびます。北部は秋田港と臨海工業地帯として利用され、南部の砂浜の一部は、海水浴場など市民のレクリエーションの場として親しまれています。また、海岸の随所で釣りを楽しむ市民の姿が見られます。

秋田港は、日本海沿岸における物流の拠点であるとともに、ポートタワーセリオンや覆い付き緑地が整備され、この周辺でイベントが開催されるなど、海と市民を結ぶレクリエーション機能も併せ持っています。また、平成11年には、苫小牧、新潟、敦賀を結ぶフェリーの定期航路が開設され、新たな交通・輸送手段として期待されています。

本計画の策定にあたって実施した市民アンケート結果によると、海の水質や海岸の状態に対する不満が約3割もありました。これは海岸部のごみの散乱や外国や船舶からの漂着物に対するものと考えられ、廃棄物対策なども重要な課題となっています。

海の恵みを損なわないよう適切な保全を図りつつ、一層の快適性や親水性の向上を図っていく必要があります。

2 目標

先に示した現状と課題を踏まえ、以下を課題解決に向けた目標とします。

【環境目標】

自然の恵みを持続的に得られる環境づくりを進める

【数値目標等】

市面積に占める森林面積を一定の割合以上確保します。

<平成4年(1992年)度 = 59.4% > <平成17年(2005年)度 = 57.5%以上 >
<平成22年(2010年)度 = 57.4%以上 >

市面積に占める農地面積を一定の割合以上確保します。

<平成4年(1992年)度 = 12.5% > <平成17年(2005年)度 = 11.4%以上 >
<平成22年(2010年)度 = 11.0%以上 >

海については、海と市民がふれあえる水辺の整備に努め、レクリエーション機能の向上を図ります。

目標年度の()内は西暦

3 施策の方向

上記の目標の達成に向けて、木材、農作物、海産物などの生産機能に加え、災害防止、景観形成、レクリエーション機能など森林、農地、海が有する多様な公益的機能の重要性を認識し、自然の恵みを持続的に得られる環境づくりを進めます。

【環境目標】

自然の恵みを持続的に得られる
環境づくりを進める

【施策の方向】

森林の公益的機能の保全と活用

農地の公益的機能の保全と活用

海の公益的機能の保全と活用

(1) 森林の公益的機能の保全と活用

【施策の方針】

森林の適正な管理と活用に努め、水源涵養機能や防災機能（土砂流出防止機能）など生活環境に恵みをもたらす公益的機能の維持を図ります。

森林の公益的機能の維持を図るため、森林害虫等の防除に努めます。

森林のもつレクリエーション機能に着目し、森林の新たな活用のあり方を検討します。

森林の公益的機能の維持向上を図るため、適切な林道整備などに努めます。

【主な取組】

取 組	担当課
地域防災計画策定事業（W）	防災対策課
民有林振興対策事業	林務課
市有林経営	林務課
県単局所防災事業（W）	林務課
森林病虫害等防除事業	林務課
ヤマビル被害防止総合対策事業	林務課
森林学習館整備事業	林務課
林道開設事業	林務課
林道改良事業	林務課
林道舗装事業	林務課
林業構造改善事業	林務課
福祉造林「誕生の森」記念植樹	林務課

(2) 農地の公益的機能の保全と活用

【施策の方針】

優良農地の確保を図るとともに、農業経営に伴う各種施設等の整備にあたっては、秋田市ならではの農村集落の原風景の維持に努めます。

農地はその本来の生産機能に加え、水生生物等の生息地や都市部における災害時のオープンスペースとしても重要であることから、このような観点も含め適切な保全と活用に努めます。

休耕田においては、ビオトープの設定や市民農園の整備、農業体験学習の実施などを検討し、市民と土とのふれあいの機会を創出します。

農薬の散布等は河川への影響が少ないことから、環境に配慮した農業の推奨を図ります。

自然環境に配慮したため池の整備を進めます。

【主な取組】

取 組	担当課
地域防災計画策定事業（W）	防災対策課
農業振興地域管理事業	農政課
中山間地域等振興対策事業	農政課
農道整備事業	農業環境整備課
農道舗装事業	農業環境整備課
市単独土地改良事業費補助金	農業環境整備課
県営土地改良施設等整備事業費負担金	農業環境整備課
県単小規模土地改良事業費補助金	農業環境整備課
かんがい排水事業	農業環境整備課
かんがい排水事業費等補助金	農業環境整備課
県単局所防災事業（W）	林務課

(3) 海の公益的機能の保全と活用

【施策の方針】

海水浴場や沿岸海域における水質の監視を行います。

海に流れ込む排水の監視や生活排水対策の推進により沿岸海域の水質の向上を図ります。

油流出事故などに対し、すばやく対応できる体制を整備します。

海岸におけるマナーの向上やボランティア等による環境の美化を推進します。

海岸のクロマツ林や男鹿半島までの遠景、風力発電施設群など秋田市らしさを感じさせる海辺の景観の確保に努め、さらに市民に親しまれる場の創出を図ります。

市民が、海と親しむことができるよう、港湾における親水空間の創出に努めます。

海水浴場など海とふれあえる場の整備に努めます。

関係機関と連携し、不法投棄の防止、砂浜の保全、海岸の侵食対策などに努めます。

【主な取組】

取 組	担当課
大気・水質等環境保全事業（W）	環境保全課
不法投棄パトロール	環境業務課
定期フェリー便需要拡大事業（W）	港湾貿易振興課
沿岸漁業生産振興対策事業	農政課

4 市民に望まれる主な取組

自然の公益的機能の重要性を認識しましょう。

森林や海辺でのレジャーにあたっては自然を損なわないようにしましょう。 など

5 事業者に望まれる主な取組

自然の公益的機能の重要性を認識しましょう。

環境保全型農業や林業の推進に努めましょう。

農業系廃棄物や林業系廃棄物の有効利用と適正処理に努めましょう。

農地や森林などの有効活用と交流推進に努めましょう。 など



第4節 歴史的・文化的環境

1 現状と課題

私たちは、これまで先人から受け継いだ恵まれた環境の下に伝統と文化を育み、成長し発展してきました。これら有形・無形の歴史的・文化的な遺産を将来の世代に適切に継承し、先人の知恵を活かしながら新たな文化を創造していく必要があります。

秋田市は、かつては大和朝廷の北辺守備の拠点として、また佐竹氏20万石の城下町として栄え、明治以降も秋田県の行政、経済、文化の中心地として、また、日本海沿岸の中心都市として繁栄してきました。このため、市内には、秋田城跡地の高清水公園、久保田城跡地の千秋公園など歴史と伝統のある多くの史跡、文化財等を有しています。

また、全国に先駆けて秋田市文化振興条例と秋田市文化振興基金条例を制定し、文化の視点に立った郷土のまちづくり、文化施設の整備、文化遺産の保存に努めています。

平成10年12月31日現在、185件(国指定20件、県指定69件、市指定96件)が指定文化財となっているとともに、ここ10数年の間に図書館、美術館など市を代表する施設が整備され、他都市と比較しても一定の水準を満たしています。

さらに、本市には多くの祭りや伝統行事などがありますが、竿燈まつりには毎年100万人以上もの観光客が集まるように、これらの祭りや伝統行事などは、活用の仕方によっては、地域の活性化や経済効果をもたらす可能性を有しています。そして、これらは、地域の支えや街並みなどの環境の整備があってはじめて続けていけるものでもあります。

こうした地域に伝承された有形・無形の歴史的・文化的遺産は、市民の心のよりどころとなり、郷土に対する慈しみを涵養する貴重な資源でもあることから、周辺の自然環境や歴史的雰囲気のある街並みの保全を図り、適切に活用し継承していくとともに、新たに芽生えてくる文化も育みながら、創造性豊かな文化の香り高い郷土づくりを進める必要があります。

秋田市における歴史的資源の概要(資料 秋田市教育委員会文化課) 平成10年12月31日現在

名称	総数	有形文化財							無形文化財	民俗文化財		記念物	
		建造物	絵画	彫刻	工芸	古文書・書籍	歴史資料	考古資料		有形	無形	史跡	天然記念物
国指定文化財	20	7	1	1	-	1	1	2	-	2	2	3	-
県指定文化財	69	3	4	10	23	10	5	5	2	2	1	3	1
市指定文化財	96	6	12	14	19	12	12	4	1	4	3	4	5

2 目標

先に示した現状と課題を踏まえ、以下を課題解決に向けた目標とします。

【環境目標】

先人の遺産と知恵を活かしながら、新しい文化を創出する

3 施策の方向

本市に残された貴重な歴史的文化的遺産や祭り、伝統行事等を次世代に引き継ぐとともに、秋田市ならではの文化を創出し、先人の遺産と知恵を活かしながら、新しい文化の創出を図ります。

【環境目標】

先人の遺産と知恵を活かしながら、
新しい文化を創出する

【施策の方向】

歴史的・文化的遺産の保全と活用

歴史的・文化的遺産の継承

新たな文化の創出

(1) 歴史的・文化的遺産の保全と活用

【施策の方針】

寺町地区や土崎港地区など歴史を感じさせる趣のあるまちなみの保全と整備に努めます。

高清水公園や千秋公園など周辺の自然環境と一体となった史跡や文化財を生かしたまちづくりを推進します。

藤倉水源地など周辺の自然環境と一体となった景観の保全や活用に努めます。

【主な取組】

取 組	担当課
都市公園整備事業（W）	公園建設課
地蔵田遺跡環境整備事業	文化課
史跡秋田城跡環境整備事業	文化課
秋田城跡史跡公園管理事業	文化課
（仮称）秋田城跡歴史資料館建設事業	文化課
佐竹史料館改築事業	佐竹資料館
史跡・遺跡めぐり探索	



(2) 歴史的・文化的遺産の継承

【施策の方針】

市民の郷土意識の高揚や文化的生活の向上を図るため、先人から引き継いだ貴重な文化財の保全に努めます。

竿燈などの郷土の祭りや伝統行事などを伝承し保存していくため、郷土意識の醸成を図るとともに、必要な自然やまちなみの保全と整備に努めます。

【主な取組】

取 組	担当課
竿燈まつり振興事業	商業観光課
桜、つつじまつり事業	商業観光課
土崎港まつり支援	商業観光課
史跡秋田城跡土地買上げ事業 (直接買上げ)	文化課
史跡秋田城跡発掘調査事業	文化課
旧金子家住宅復元整備事業	文化課
県指定「如斯亭」維持管理	文化課
史跡秋田城跡政庁整備事業	文化課



(3) 新たな文化の創出

【施策の方針】

秋田の環境特性や文化を土台とした文化拠点の整備に努め、新しい文化の創造を図ります。

秋田の環境特性や文化を生かしたイベント等の創出に努め、新しい文化の創造を図ります。

伝承された文化に人と自然との共生・調和の視点を加え、新たな文化の創出に努めます。

【主な取組】

取 組	担当課
秋田駅周辺地区まちづくり総合支援事業（仮称 拠点センター）	まちづくり整備室
（仮称）芸術文化ホール設置事業	庶務課
冬期観光客誘致事業支援	商業観光課

4 市民に望まれる主な取組

年中行事や伝統芸能の保存に積極的に参加しましょう。

歴史的なまちなみや建物の保存に協力しましょう。 など

5 事業者に望まれる主な取組

年中行事や伝統芸能の保存に積極的に参加しましょう。

歴史的なまちなみや建物の保存に協力しましょう。

地域の景観づくりに協力しましょう。 など

第 3 章 環境への負荷の少ない 資源が循環するまち

第 1 節 廃棄物

第 2 節 水資源・エネルギー

第 3 節 地球環境問題

第1節 廃棄物

1 現状と課題

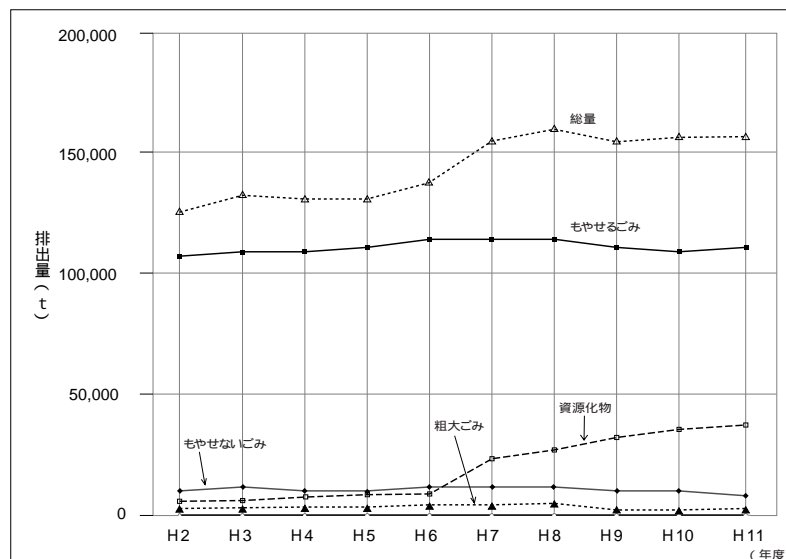
廃棄物をめぐる問題を解決していくためには、市民や事業者の理解と協力を得ながら、廃棄物等の発生抑制を基本とし、再使用、再利用の促進を図り、排出者や生産者の責任なども考慮し、社会経済システムにおける資源の循環機能を高める施策を講じていく必要があります。

本市では、ごみの量が年々増加する傾向にあったものの、市民の協力を得ながら分別収集やリサイクルを進めた結果、一般家庭から排出されるごみの増加に歯止めをかけることができました。

しかし、産業活動にともなって排出される大量の廃棄物の問題や、焼却施設などの処理施設の整備の問題、埋立地の確保と整備の問題、処理過程で新たな環境汚染が発生する危険性への対応、不法投棄の問題など多くの課題を抱えています。

これらの課題を解決するために、引き続き、市民、事業者の一層の理解と協力を得ながら、社会経済活動や生活様式を見直し、「排出抑制・再使用・再資源化」「収集・運搬」「中間処理」「最終処分」などの各段階において的確な対応を図っていく必要があります。

ごみ排出量の経年変化（資料 平成12年度 清掃事業概要）



2 目標

先に示した現状と課題を踏まえ、以下を課題解決に向けた目標とします。

【環境目標】

廃棄物等の発生抑制やリサイクル、適正処分により、循環型都市を形成する

【数値目標】

市民一人あたりの家庭系ごみ(資源化物¹を除く。)の排出量を削減します。

<平成11年(1999年)度 = 626g/人・日> <平成22年(2010年)度 = 10%以上削減、564g/人・日以下>

事業系ごみ(資源化物を除く一般廃棄物)の排出量を削減します。

<平成11年(1999年)度 = 48,046t/年> <平成22年(2010年)度 = 15%以上削減、40,839t/年>
一般廃棄物のリサイクル率を引き上げます。

<平成11年(1999年)度 = 23.6%> <平成22年(2010年)度 = 38%以上に引き上げ>

最終処分場への埋立量を削減します。

<平成11年(1999年)度 = 20,798t/年> <平成22年(2010年)度 = 90%以上削減>

苦情となる野焼きを削減します。

<平成11年(1999年)度 = 苦情46件> <平成22年(2010年)度 = 苦情件数ゼロ>

¹ 資源化物とは、循環資源のうち、本市において、資源化ルートの整っている「空きびん、空きかん、古紙類、ペットボトル等」をいいます。

目標年度の()内は西暦

3 施策の方向

上記の目標の達成に向けて、市民、事業者、市が一体となって日常生活や事業活動から排出される廃棄物等の発生抑制や資源の再使用・再生利用を進め、循環型都市の形成を図ります。また、安全で効率的な廃棄物の適正処分に努めます。

【施策の方向】

【環境目標】

廃棄物等の発生抑制やリサイクル、適正処分により、循環型都市を形成する

廃棄物等の発生抑制

循環資源の再使用・再生利用

廃棄物の適正処分

(1) 廃棄物等の発生抑制

【施策の方針】

市民・事業者に対し、廃棄物等の発生抑制に関する意識の啓発に努めます。

家庭系廃棄物等の減量や分別、出し方についての周知・徹底に努めます。

事業系廃棄物等の発生抑制のための取組を促進します。

事業者に対して適正な分別と排出の指導を行います。

【主な取組】

取 組	担当課
環境教育の推進	環境企画課、環境保全課
廃棄物減量・再資源化事業（W）	環境企画課
リサイクルプラザなどの情報提供・学習拠点の整備	環境企画課 御所野事業所
廃棄物減量の啓発と分別の指導（W）	御所野事業所
グリーン購入・グリーン調達の奨励	契約課
生ごみ処理器普及・啓発事業	環境企画課
市民環境保全活動支援制度（W）	環境企画課
製造段階から廃棄を考えた製品づくりの指導	環境企画課
過剰包装の自粛等の指導	環境企画課

(2) 循環資源の再使用・再生利用

【施策の方針】

公共工事における再生材料の使用に努めるとともに、建築廃材の再利用を推進します。

事業系廃棄物の再資源化の取組を促進します。

建設工事におけるリサイクルの促進を図ります。

地域や市民団体の協力を得て家庭系廃棄物の分別、再資源化を促進します。

市、事業者、市民が連携してリサイクルルートの確立に努めます。

家庭で不用となった生活用品について活用を促進します。

リサイクルプラザの活用等、市民のリサイクル活動の拠点整備に努めます。

市民や事業者に対し、グリーン商品の利用の拡大を啓発します。

【主な取組】

取 組	担当課
生活用品交換案内	生活課
廃棄物減量・再資源化事業（W）	環境企画課
リサイクルプラザの活用	御所野事業所
廃棄物減量の啓発と分別の指導（W）	御所野事業所
資源化物の適正処理	御所野事業所
街路事業（W）	都市整備課

（ 3 ） 廃棄物の適正処分

【施策の方針】

一般廃棄物処理計画において一般廃棄物の適正処理に係る大綱を示し、適正処理を計画的に推進します。

適正処理が難しい廃棄物の処理方法を検討します。

事業系廃棄物の適正な処理について指導・監視に努めます。

不法投棄や野焼きについての監視・指導を行います。

廃棄物のより良い収集、運搬体制の整備を推進します。

廃棄物処理施設や最終処分場など施設整備を計画的に推進します。

事業系廃棄物の適正な処理を指導、監視します。

農業用使用済プラスチックや稲わらなど農業系廃棄物の有効活用や適正処理を広域的な協議会の設立や農業協同組合を中心とする組織的な回収体制の確立などにより促進します。

廃棄物処理施設に対する環境モニタリングなど適正な管理を推進します。

民間の廃棄物処理施設や最終処分場についての監視、指導に努めます。

廃棄物を処分するにあたっては、焼却熱を利用した廃棄物発電を行うなど、エネルギーの回収に努めます。

【主な取組】

取 組	担当課
一般廃棄物処理計画策定	環境企画課
産業廃棄物適正処理指導	産業廃棄物対策室
一般廃棄物の適正処理	環境業務課、 御所野事業所
粗大ごみ戸別収集事業	環境業務課
ごみ収集業務の委託化及び車両増備・更新	環境業務課
ごみ処理施設整備事業 (3号炉ダイオキシン対策)	施設建設室
粗大ごみ破碎施設整備事業	施設建設室
新焼却施設建設事業	施設建設室
御所野最終処分場整備事業	施設建設室
塵芥処理施設整備事業	御所野事業所
最終処分場延命事業	御所野事業所
し尿処理施設整備事業	向浜事業所
農業用廃プラスチック適正処理推進 業務	農政課



4 市民に望まれる主な取組

計画を立て、必要なものを必要な分だけ買うように努めましょう。

リサイクル商品や省エネ商品など環境にやさしい商品の優先的な購入に努めましょう。

ごみの排出が少ない買い物に努めましょう。

日常生活におけるごみの減量化に努めましょう。

リサイクルに協力しましょう。

ごみの出し方は決められたルールを守りましょう。 など

5 事業者に望まれる主な取組

リサイクル商品や省エネ商品など環境にやさしい商品の優先的な購入に努めましょう。

環境にやさしい製品の開発・製造・販売に努めましょう。

資源の再使用・再生利用などにより廃棄物の発生抑制に努めましょう。

事業系廃棄物の管理の徹底と適正処分に努めましょう。 など

第2節 水資源・エネルギー

1 現状と課題

エネルギーと水は、快適で文化的な生活や産業を営んでいくためになくてはならないものです。持続可能な利用形態への転換が求められています。

秋田市では、幸いにして、現在、電気・ガスなどのエネルギーや主として雄物川を水源とする水は安定して供給されていますが、都市化の進展や産業の発展などに伴い、今後ますます需要が増加していくことが予想されます。

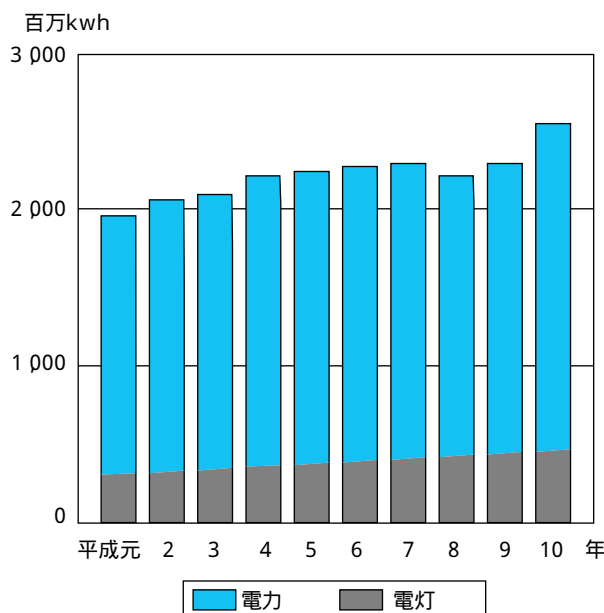
また、エネルギー源の多くは石油、石炭といった化石燃料ですが、限りある資源であると同時に、化石燃料の燃焼時に排出される二酸化炭素によって地球温暖化という深刻な問題を引き起こしています。

こうしたことから、大量生産、大量消費、大量廃棄の経済構造やライフスタイルを見直し、省エネルギーや効率的利用を進めるとともに、枯渇の心配がなく、環境への負荷の少ない新エネルギーの活用も視野に入れた対応が求められています。

また、水資源については、流域自治体や関係機関との連携を深め、水質の保全と有効活用を図っていく必要があります。

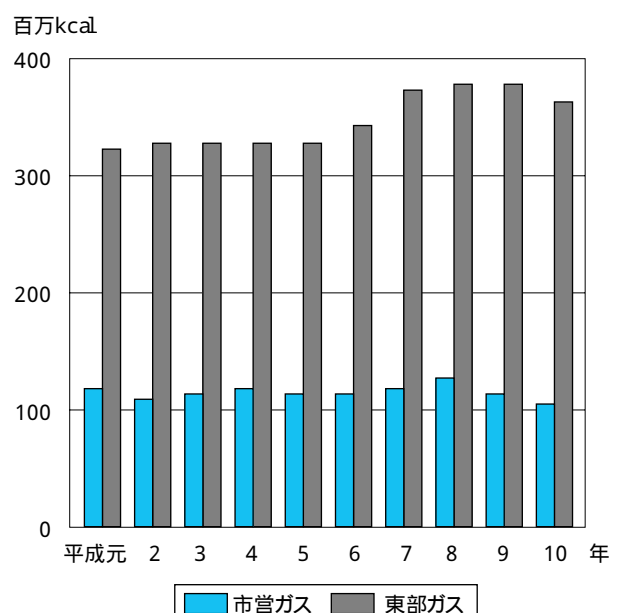
電力使用量の推移

(資料 平成11年度版 統計から見た伸びゆく秋田市)



都市ガスの使用カロリー - の推移

(資料 平成11年度版 統計から見た伸びゆく秋田市)



2 目 標

先に示した現状と課題を踏まえ、以下を課題解決に向けた目標とします。

【環境目標】

環境負荷の少ない、持続可能なエネルギー利用への転換を進める

【数値目標】

有効率の向上をめざした水道施設の整備を行います。

<平成11年(1999年)度 = 87.1% > <平成22年(2010年)度 = 90%以上 >

市民一人あたりの家庭系の電力使用量(電灯需要)の増加を抑えます。

<平成10年(1998年)度 = 1,728kwh/年・人 > <平成22年(2010年)度 = 同レベル >

目標年度の()内は西暦

3 施策の方向

上記の目標の達成に向けて、水源涵養地域の保全や節水、雨水等の利用により水資源の有効活用を図るとともに、省エネ対策や未利用エネルギー、新エネルギーの利用の推進を図り、環境負荷の少ない、持続可能なエネルギー利用への転換を進めます。

【施策の方向】

【環境目標】

環境負荷の少ない、持続可能なエネルギー利用への転換を進める

水資源の保全と有効利用

省エネルギーの推進と利用効率の向上

新エネルギー利用の促進

(1) 水資源の保全と有効利用

【施策の方針】

市民、事業者に対し、水の有効利用についての啓発に努めます。

有害物質の地下浸透規制等により地下水の水質の保全を図るとともに、透水性舗装の採用など雨水の地下浸透の促進を図り地下水の涵養に努めます。

融雪に利用した地下水を再び地中に戻すなど地下水の保全を図ります。

国や県などの関係機関や雄物川流域の市町村と協力し、良好な水資源の確保を図ります。

保安林など水源涵養となる森林や表土の保全に努めます。

【主な取組】

取 組	担当課
秋田市水道事業基本計画に基づく取組	水道局総務課
地下水の水質監視	環境保全課

(2) 省エネルギーの推進と利用効率の向上

【施策の方針】

省エネルギー型の生活や事業活動の工夫について、意識の啓発に努めます。

エネルギーの利用効率を高めるため、断熱効果の高い建物や住宅の普及啓発に努めます。

市営住宅や学校などの公共施設の整備にあたっては、省エネルギー型の設備・機器の優先的な導入に努めます。

公用車の低公害車や最新規格適合車への代替を推進します。

エネルギー利用効率の高い輸送交通手段やコージェネレーションなどの普及を促進します。

配水管の水圧を有効に利用した直結式給水の普及促進に努めます。

【主な取組】

取 組	担当課
エコオフィス推進事業（W）	環境企画課、環境保全課
定期フェリー便需要拡大進事業（W）	港湾貿易振興課
環境に配慮した学校施設（エコスクール）の整備	教育委員会総務課

（ 3 ）新エネルギー利用の促進

【施策の方針】

太陽光や太陽熱、風力発電など自然エネルギーの活用に関する普及啓発に努めます。

新エネルギーの地域規模での導入について検討します。

新エネルギーの利用に関する情報の収集と提供に努めます。

廃棄物の焼却熱を利用した発電を進めます。

下水の放流水を利用した融雪など未利用エネルギーの活用を努めます。

学校など公共施設における太陽光発電や風力発電の導入等を検討します。

【主な取組】

取 組	担当課
自然エネルギー普及・啓発事業	環境企画課、環境保全
新エネルギー導入の拡大	環境企画課
廃棄物発電の推進	施設建設室
ごみ焼却熱の有効利用	御所野事業所

4 市民に望まれる主な取組

日常生活における電気・ガス・灯油・水の有効利用と節約に努めましょう。

住宅の新築や改築時には、省エネルギー化や新エネルギーの活用に努めましょう。

透水性に配慮した敷地の管理に努めましょう。 など

5 事業者に望まれる主な取組

事業活動における電気・ガス・灯油・水などの有効利用と節約に努めましょう。

事務所や工場を建てる時は省エネルギーや新エネルギーの活用に努めましょう。

製品の製造にあたっては、エネルギー効率が高いものとなるように努めましょう。

効率的な物流に努めましょう。 など



第3節 地球環境問題

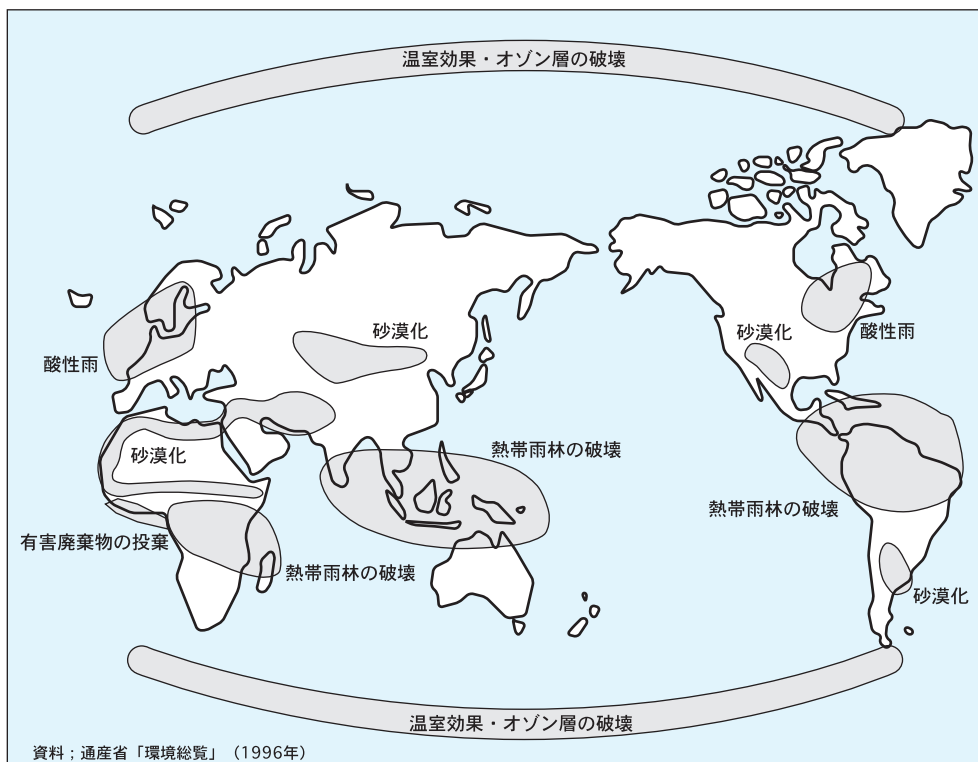
1 現状と課題

地球の温暖化、オゾン層の破壊、酸性雨、森林(特に熱帯林)の減少、野生生物の種の減少、海洋汚染、有害廃棄物の越境移動、砂漠化、開発途上国の公害問題が地球環境問題と呼ばれ、人類にとっての大きな課題として認識されるようになりました。

先進国を中心とした経済活動の拡大、開発途上国を中心とした人口の急増、都市への集中、それに国際的な相互依存関係の拡大等が進み、これらが背景になり複雑に絡み合い、地球規模の環境問題が顕在化してきました。

こうした地球環境問題は、国際的な取組や国ごとの取組はもちろん重要ですが、市民一人ひとりの日常生活や通常の社会経済活動から生じている地域の問題でもあるため、地球環境への影響に配慮したライフスタイルへの転換など、地域でできる地球環境保全への取組を進めていく必要があります。

地球環境問題の広がり



2 目標

先に示した現状と課題を踏まえ、以下を課題解決に向けた目標とします。

【環境目標】

地球環境問題に対する認識を深め、地域から行動を進める

【数値目標】

市民一人あたりの家庭系の電力使用量(電灯需要)の増加を抑えます。

<平成10年(1998年)度 = 1,728kwh/年・人> <平成22年(2010年)度 = 同レベル>

エアコン等に使用されている特定フロンを回収を進めます。

<平成22年(2010年)度 = 100%>

目標年度の()内は西暦

3 施策の方向

上記の目標の達成に向けて、日常生活や通常の事業活動が及ぼす地球環境への影響を認識し、地球温暖化の防止、オゾン層の保護、その他の地球環境保全対策など、地域でできる地球環境問題への取組を進めます。

【施策の方向】

【環境目標】

地球環境問題に対する認識を深め、
地域から行動を進める

地球温暖化の防止

オゾン層の保護

その他の地球環境保全対策

(1) 地球温暖化の防止

【施策の方針】

市民の日常活動や事業者の事業活動から排出される二酸化炭素の抑制について普及啓発に努めます。

地球温暖化の防止を図るため、市の事務・事業から排出される温室効果ガスの削減の目標をたて、継続的に実行していきます。

二酸化炭素の吸収源として、緑地の保全を図るとともに緑化を推進します。

低公害車への代替の促進を図ります。

地球温暖化につながる二酸化炭素以外の温室効果ガスについての対応を検討します。

【主な取組】

取 組	担当課
温暖化対策実行計画の推進	環境保全課

(2) オゾン層の保護

【施策の方針】

市民や事業者に対し、オゾン層保護のための普及啓発に努めます。

フロン回収や適正処理に関する情報提供に努めます。

廃棄された冷蔵庫、エアコンの冷媒として使用されている特定フロンの回収処理を適切に行います。

新焼却炉でのフロンの分解処理を検討していきます。

【主な取組】

取 組	担当課
フロンガスの回収	御所野事業所

(3) その他の地球環境保全対策

【施策の方針】

地球環境問題に関する情報収集と普及啓発に努めます。

酸性雨対策の一環として、酸性雨のモニタリング調査を実施します。

工場等の発生源対策を進め、酸性雨原因物質の排出量の削減に努めます。

森林保護の一環として、公共事業における熱帯林を用いた資材の使用削減に努めます。

海外の交流都市と、共通する環境問題を解決するための情報交換に努めます。

【主な取組】

取 組	担当課
酸性雨のモニタリング	環境保全課
海外交流都市との情報交換	企画調整課

4 市民に望まれる主な取組

省資源・省エネルギーに取り組むなど温室効果ガスの排出削減に努めましょう。

緑地の保全と緑化の推進に努めましょう。 など

5 事業者に望まれる主な取組

省資源・省エネルギーに取り組むなど温室効果ガスの排出削減に努めましょう。

フロンガスなどの漏洩防止と適正な回収・処理に努めましょう。

環境に関する国際協力活動への貢献に努めましょう。

地球環境保全のための技術開発を推進しましょう。

地球環境に配慮した事業活動に努めましょう。

酸性雨原因物質の排出抑制に努めましょう。 など



第1部 環境施策の方向

第4章 市民との協働による 環境にやさしいまち

第1節 環境教育・環境学習

第2節 環境保全活動

第3節 環境配慮対策

第1節 環境教育・環境学習

1 現状と課題

人と自然との健全な共生や持続可能な経済社会システムの実現とそれに至るためのライフスタイルへの転換を促す手段として、近年、環境教育・環境学習の果たす役割が注目されてきています。

地球温暖化対策や廃棄物・リサイクル対策といった個別の環境分野においても、環境教育・環境学習の果たす役割がますます高まってきています。

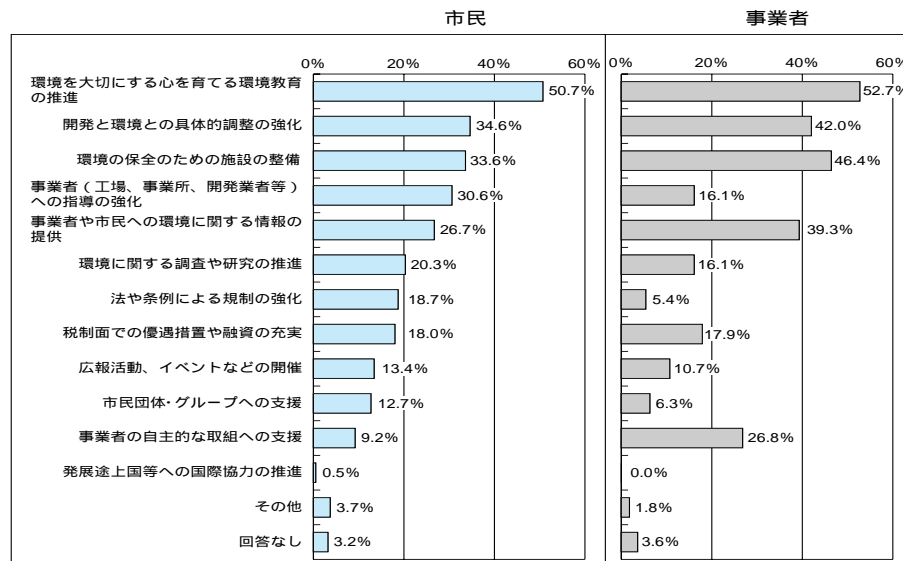
(1) 環境配慮に対する市民意識、事業者意識

本計画の策定にあたって実施したアンケート調査結果によると、行政に最も期待されている施策は、「環境を大切にすることを育てる環境教育の推進」です。市民・事業者とも、他の項目と比較して唯一半数を超えており、環境問題に対する意識の高さがうかがえます。

市民は他の市民に対して、特に「意識やモラルの向上」を望んでいます。また、その一方で、事業者が市民に望むことは、「環境問題に関する正しい知識を持つ」ことです。

本計画の望ましい環境像である「人にも地球にもやさしいあきた」を実現していくためには、自然の仕組みや人間の活動が環境に及ぼす影響などについて理解を深めるとともに、自然とのふれあいを通じて自然に対する感性や自然を大切に思う心を育てていく必要があります。

環境をより良くするために市に望む施策（資料 平成12年 秋田市環境基本計画策定基礎調査報告書）



(2) 環境教育・環境学習の意義と対象

環境教育・環境学習の意義

環境教育・環境学習とは、「環境に関心を持ち、環境に対する人間の責任と役割を理解し、環境保全活動に参加する態度や問題解決に資する能力を育成することであり、市民一人ひとりを具体的行動に導き、持続可能なライフスタイルや社会経済システムの実現に寄与するもの」ということができます。

環境教育・環境学習の対象

環境教育・環境学習は、こどもから大人までのあらゆる年齢層の市民を対象としていくことが重要です。

また、学校や家庭以外で環境教育・環境学習の機会を提供するNGO、団体、企業等の役割が重要になり、それらとの連携が不可欠となってくるものと考えられます。



2 目標

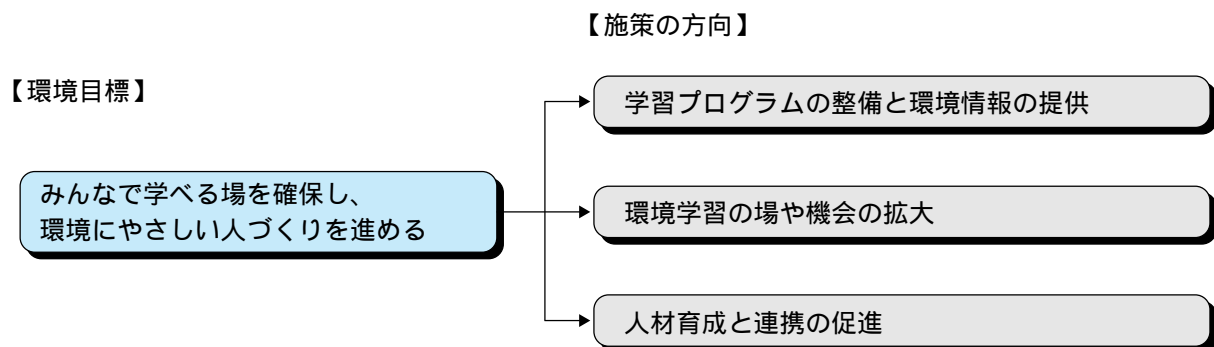
先に示した現状と課題を踏まえ、以下を課題解決に向けた目標とします。

【環境目標】

みんなで学べる場を確保し、環境にやさしい人づくりを進める

3 施策の方向

上記の目標の達成に向けて、環境教育に係る学習プログラムの整備と環境情報の提供に努めます。また、市民や事業者に対して環境教育・環境学習の重要性を啓発していくとともに、誰もが取り組める場の形成や人材育成により、環境にやさしい人づくりを進めます。



(1) 学習プログラムの整備と環境情報の提供

【施策の方針】

市広報やテレビ、インターネットなどの様々な広報手段を用いて環境教育・環境学習に関する啓発を進めます。

小中学校や高等教育機関、関係行政機関などとの連携により、環境教育・環境学習のあり方について検討し、環境教育・環境学習の基本方針を策定します。

教育関係機関と連携し、環境教育・環境学習のための教材の整備を進めるとともに、インターネットの活用や印刷物などにより環境情報の提供に努めます。

市民や事業者が持っている環境教育・環境学習に役立つ情報を収集・整理・加工し、提供していけるネットワークづくりを進めます。

図書館など公共施設における環境資料の整備を進めます。

小中学校における学習プログラムの中に環境教育を導入し、その推進に努めます。

【主な取組】

取組	担当課
市政番組の放送	広報課
「広報あきた」の発行	広報課
環境情報提供	環境保全課
環境教育の実施	学校教育課

(2) 環境学習の場や機会の拡大

【施策の方針】

リサイクルプラザ等の既存施設の充実や新たに整備する公共施設へ環境学習センター等の機能を付加するなど、環境学習拠点施設の整備・充実を進めます。

青少年が自然の中で体験学習ができる施設の整備を進めます。

環境月間行事や環境フェアなどの各種イベントを通じて、市民の環境に対する関心を喚起します。

子供や市民向けの環境教室や事業者向けの環境セミナーなどを開催します。
身近な動植物などの調査を市民参加で行い、環境を守り育てる意識の醸成を図ります。

【主な取組】

取 組	担当課
市職員の環境教育	環境保全課
環境教室の開催	環境保全課、環境企画課
体験学習やふれあい教室の実施	大森山動物園

(3) 人材の育成と連携の促進

【施策の方針】

環境カウンセラーや各分野の専門家、市民団体等をデータベース化し、相互の連携を深めるなど、地域における人材の活用を図ります。

環境の様々な分野で活動している個人や団体または活動しようとしている個人や団体の交流の場づくりを検討していきます。

次世代を担う青少年の海外交流等を通じ、環境問題などについて、地球規模で考える国際性豊かな人材の育成に努めます。

【主な取組】

取 組	担当課
千秋公園整備事業（W）	公園建設課
（仮称）環境アドバイザー制度	環境保全課
（仮称）環境教育校指定制度	教育委員会、環境保全
青少年国際理解促進事業	企画調整課

4 市民に望まれる主な取組

環境に関する情報を収集し、自主学習に努めましょう。

環境学習の場へ積極的に参加しましょう。 など

5 事業者に望まれる主な取組

職場における環境教育の推進に努めましょう。

環境管理システムの導入に努めましょう。

市やN G Oなどが行う、環境教育・環境学習の活動に協力しましょう。 など

第2節 環境保全活動

1 現状と課題

人と自然との健全な共生や持続可能な経済社会システムの実現とそれに至るためのライフスタイルへの転換を促していくためには、環境教育・環境学習によって環境の現状やその変化について正しく理解した上で、さらに一歩進んで「実際に行動する」ことが求められています。

(1) 環境保全活動に対する市民意識

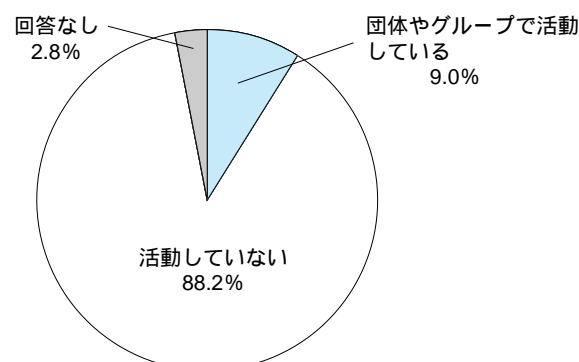
環境保全活動を行っている団体やグループに参加している割合は高齢層ほど高くなる傾向にありますが、全体では市民の1割程度にとどまっており、実際に団体やグループ活動に参加することの難しさを示しているといえます。

しかし、これらの団体等に参加していない市民の4割が、今後の参加に対して前向きな姿勢を示しており、どちらともいえないとする層を含めると全体の9割近くが、今後の活動の可能性を示しています。

市民一人ひとりのより積極的な環境への配慮によって、現在の環境を維持し、あるいは、現在の環境を少しでもよくすることは十分可能です。したがって、市民、事業者、行政によって築かれるパートナーシップのもとで環境保全活動が行われるよう、市民・事業者の環境保全活動への関心を高めていく必要があります。

また、今後さらに高齢者人口の増加が見込まれることから、地域社会が一体となり環境保全活動を進めるためには、高齢層の環境保全活動への関心をさらに高めていくことが必要です。

グループや団体での環境保全活動の意志（資料 平成12年 秋田市環境基本計画策定基礎調査報告書）



(2) 環境保全活動の意義と担い手

環境保全活動の意義

環境保全活動とは「環境に関心を持ち、環境に対する人間の責任と役割を理解した上で行う、環境の保全と創造の全般に係る活動」ということができます。

こうしたことから、環境保全活動は、先の環境教育・環境学習と同様に、個人はもとより、NGO、企業、行政とのパートナーシップの下で推進されるべきものです。

環境保全活動の担い手

環境保全活動は、環境教育・環境学習と同じく、こどもから大人までのあらゆる年齢層の市民が参加して行われることが重要です。

また、個人や家庭、学校での活動から、地域全体での活動へ拡大することが必要であり、NGO、団体、企業等の参加と協力も必要です。



2 目標

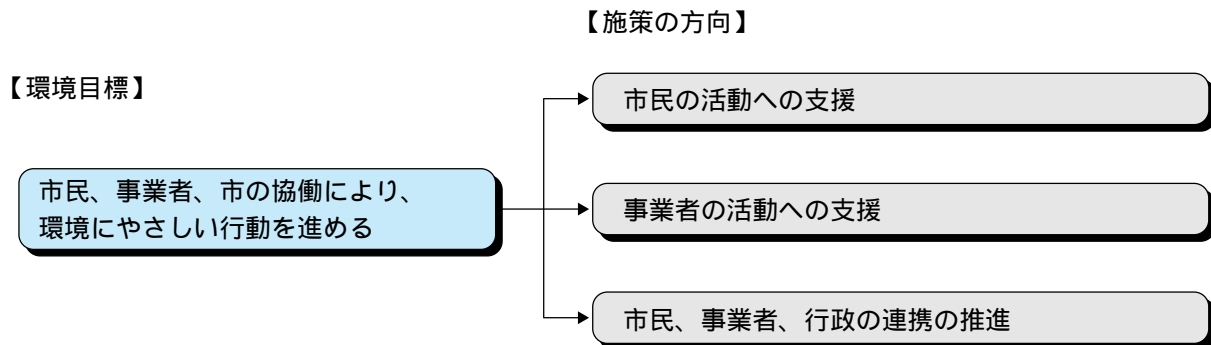
先に示した現状と課題を踏まえ、以下を課題解決に向けた目標とします。

【環境目標】

市民、事業者、市の協働により、環境にやさしい行動を進める

3 施策の方向

上記の目標の達成に向けて、市民、事業者、行政が協働して環境保全活動を行えるよう普及・啓発を進めるとともに、市民、事業者が自主的に行う活動を支援し、三者が一体となった環境にやさしい行動を進めます。



(1) 市民の活動への支援

【施策の方針】

エコ商品の購入や環境家計簿など市民が日常生活において実践することのできる環境保全活動に関する情報提供を行います。

環境保全活動の実践にあたっては、市の施設や資材などの提供に努めます。

空き地の除草等、適正な管理を指導し生活環境の美化に努めます。

グリーンコンシューマーが増えるようにエコショップマップの製作などを支援します。

町内会やグループ、ボランティア、NPOなどが行う環境保全行動への支援を行います。

環境保全活動を実践する市民の交流の場を設け、環境に関する情報交換の場として機能させます。

【主な取組】

取 組	担当課
消費者講座・消費者問題シンポジウム	生活課
空閑地美化事業	公園維持課
活動団体への講師の派遣	環境部
活動拠点の整備	環境部
活動情報の収集と提供	環境部
表彰・顕彰制度の創設	環境部
市民環境保全活動支援制度（W）	環境企画課
奨励金制度の活用	環境企画課

(2) 事業者の活動への支援

【施策の方針】

事業活動における環境保全行動に関する情報提供を行います。

事業者が行う環境保全活動を把握し、支援を行います。

小売店等における白色トレーなどの回収の推進や環境保全優良店認定制度などの導入を図ります。

環境保全活動を実践する事業者の交流の場を設け、環境に関する情報交換の場として機能させます。

【主な取組】

取 組	担当課
環境保全優良指定店の認定制度	環境企画課
資源化物拠点回収事業	環境企画課

(3) 市民、事業者、行政の連携の推進

【施策の方針】

市広報やインターネット等を通して、環境保全活動に関する情報の共有に努めます。県、近隣市町村、学校、公共機関、諸団体・グループ、企業等が連携し、協働して環境保全活動について検討する場づくりを進めます。

市民参加型の環境調査の実施を検討します。

周辺市町村および調査・研究機関との連携の強化を進めていきます。

市民、事業者、行政が協力して、効率的に環境保全活動を実施していくためのネットワークづくりを進めます。

【主な取組】

取 組	担当課
エコオフィス推進事業（W）	環境企画課
（仮称）秋田市環境フォーラム設置	環境保全課

4 市民に望まれる主な取組

環境に関する情報交換の場を活用しましょう。

市や地域、N G Oなどが行う環境保全活動への参加と協力を努めましょう。

マナーを守り、街の美化に努めましょう。

日常的にできる環境保全活動を実践しましょう。 など

5 事業者に望まれる主な取組

環境に関する情報交換の場を活用しましょう。

事業者が行った環境保全活動の取組状況を広く公表しましょう。

市や地域、N G Oなどが行う環境保全活動への参加と協力を努めましょう。

職場における環境保全活動を推進しましょう。 など

第3節 環境配慮対策

1 現状と課題

事業活動は、その業態や規模に関わらず、環境へ何らかの影響を与えています。自らの事業活動に伴う環境への影響を認識し、自主的・積極的に対策を講ずることができるよう、環境に関する情報の提供や啓発を進める必要があります。

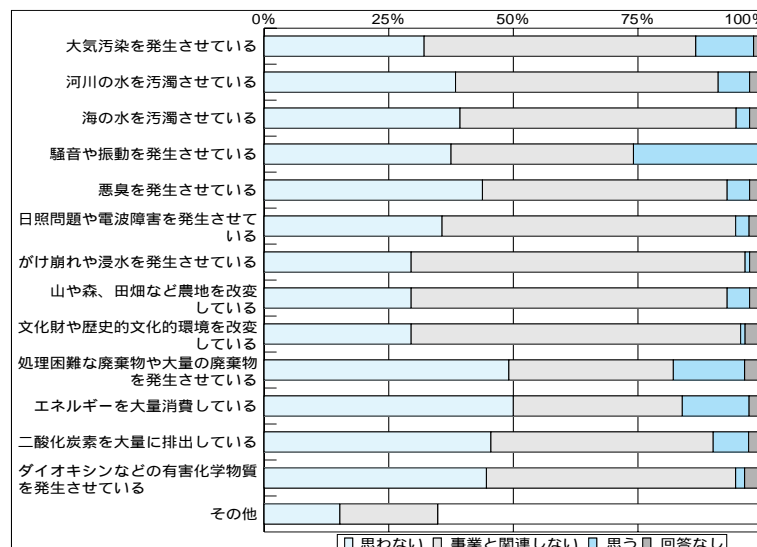
(1) 環境配慮に対する事業者意識

本計画の策定にあたって実施したアンケート調査によると、「事業活動、生産活動によって、直接的間接的に環境または周辺住民に与えている影響の有無」については、「影響を与えていると思わない」「事業と関連しない」とする割合が7割～9割前後と非常に高率となっています。また、「環境への影響を低減させるための対策の有無」については、実際に「対策を行っている」または「行う予定である」とする事業者は4割程度にのぼっていますが、一方で「対策を行っていない」とする事業者が半数以上を占めています。「対策を行っていない」理由としては、「環境への影響がないと考えるから」が最も多くなっています。今日の複雑多岐にわたる環境問題の発生要因を考えると、業種や事業規模の大小に関わらず、事業活動による環境への影響は少なからずあり、事業者の環境問題に対する認識不足が窺える結果となっています。

こうしたことから、事業者が自らの事業活動に伴う環境への影響を認識し、自主的・積極的に配慮対策を講ずるよう情報提供や啓発等を進めていく必要があります。

事業活動等による環境または住民への影響：「影響を与えていると思わない」を軸とした表示

(資料 平成12年 秋田市環境基本計画策定基礎調査報告書)



(2) 環境配慮の重要性

環境と開発事業の基本特性

地域の環境は、さまざまな自然的、社会的要素から形成され、それらが密接に関連しながら、日常生活や産業活動に有形無形の影響を与えています。その例として、自然豊かな川、緑の丘陵などは、市民共有の憩いの場としての役割を果たしていますが、一方で不安定な地盤やがけ地などは、時として暮らしに大きな影響を及ぼすこともあります。

開発事業は、地域経済の向上や利便性の向上などをもたらし、暮らしをより豊かに、より快適にする役割を担っています。

環境と開発との関係

地域の環境の特性を軽んじ、開発事業に偏向すると、良好な自然の消失や環境汚染の発生、自然災害の発生に至り、開発事業の本来の目的とは全く異なる結果となるおそれがあります。

また、開発事業を一方向的に抑制し、地域の環境の保全に偏向すると、自然は豊かであるものの、そこに住む人々が生活していく上での利便性の低下や経済の停滞といった事態となる可能性があります。

環境配慮対策

本市では、山や川や海の豊かな自然を背景に、県都として、また、秋田中央生活圏、秋田周辺広域市町村圏の中心都市、さらに東北日本海沿岸における地方中核都市としてさらなる発展が期待されています。

その一方で、一部の地区において、都市の住宅が無秩序、無計画に郊外に広がる、いわゆるスプロール化現象がみられるほか、地形的条件による地盤の脆弱性などの土地利用上の問題も少なくありません。したがって、開発事業を進めるうえでは、その本来の目的を達成するためにも、地域環境とのバランスを考え、具体的な環境配慮を行うことが重要となっています。

2 目標

先に示した現状と課題を踏まえ、以下を課題解決に向けた目標とします。

【環境目標】

秋田市の環境特性を活かしたまちづくりを進める

3 施策の方向

上記の目標の達成に向けて、環境特性図や配慮指針など環境情報の提供と共有化に努めるとともに、事業者などに対して環境配慮に向けた取組を促し、秋田市の環境特性を活かしたまちづくりを実践します。

【環境目標】

秋田市の環境特性を活かしたまちづくりを進める

【施策の方向】

環境情報の整備と共有化

環境配慮に係るしくみの整備

環境に配慮したまちづくりの実践

(1) 環境情報の整備と共有化

【施策の方針】

秋田市環境情報図などの本市の自然・社会条件を多面的に把握・解析するためのツールの整備を進めます。

本市の環境特性と環境利用にあたっての配慮事項等を示した環境配慮指針の整備を進めます。

環境情報を一元的に収集、管理、提供できるシステムの整備を進めます。

環境情報の全庁的活用や市民・事業者への公開などにより、環境情報の共有化を図り効果的な環境対策を推進します。

【主な取組】

取 組	担当課
地域インターネット利用 促進事業（W）	情報政策課
環境情報の整備・提供	環境保全課

(2) 環境配慮に係るしくみの整備

【施策の方針】

環境情報図や環境配慮指針、環境配慮情報提供システムの活用などにより、事業者が自ら環境配慮を実践できるしくみづくりを進めます。

各種開発事業や土地利用の変更等に際して環境配慮指針等との整合性をチェックし、適切な方向に誘導するしくみづくりを進めます。

国の定める環境影響評価法、県の定める環境影響評価条例への的確な対応を図ります。

「大規模小売店舗立地法」における環境指針に基づき、周辺地域の生活環境の保全のための措置や廃棄物の減量化及びリサイクルの推進などの的確な対応を図ります。

公共事業の実施にあたっては、事業の構想段階から環境への配慮を講じていくための調整の場づくりを進めます。

【主な取組】

取組	担当課
地域インターネット利用促進事業（W）	情報政策課
公共施設案内予約システム運用事業	情報政策課
環境配慮情報の整備・提供	環境保全課

（３）環境に配慮したまちづくりの実践

【施策の方針】

市自らが、環境配慮に向けた先駆的な事業を展開し、事業者の環境配慮の取組を促します。

市道の舗装整備を行う際は、再生アスファルト合材や再生骨材を使用するなど、再利用を進めます。

秋田駅周辺地区の整備にあたっては、省資源・省エネルギー、未利用エネルギーの活用、周辺緑化の推進など環境負荷の軽減に努めた整備を進めます。

がけ地に近接する住宅の移転の促進を図ります。

地域防災計画に基づき、市民が安心して暮らせる、安全で災害に強いまちづくりを推進します。

電線の地中化を図り、より快適なまちの景観形成を図ります。

高齢者などの利用に配慮した人にやさしい歩道づくりを進めます。

アダプトプログラムの導入などにより、市民や事業者の参加により地域や水辺の美化を推進します。

ポイ捨て防止に対する意識の啓発に努めます。

【主な取組】

取 組	担当課
環境配慮情報提供システムの構築	環境保全課
地域防災計画策定事業（W）	防災対策課
（仮称）シビックセンター構想推進事業	企画調整課
行政改革の推進	行政改革推進室
斎場改修事業	生活課
町内街灯整備事業	自治振興課
まちあかり・ふれあい推進事業	自治振興課
集会所類似施設整備・建設費補助金	自治振興課
コミュニティセンター建設事業	自治振興課
コミュニティセンター、地域センター施設改修事業	自治振興課
（仮称）福祉複合施設整備推進事業	福祉総務課
身体障害者福祉ホーム施設整備費補助	社会福祉課
身体障害者デイサービスセンター建設事業	社会福祉課
児童福祉施設整備事業	児童家庭課
老人福祉施設整備推進事業	高齢福祉課
秋田市高齢者バス優遇乗車助成事業	高齢福祉課
精神障害者授産施設の設置及び地域生活支援事業	健康管理課
秋田市動物コミュニティセンター（仮称）の建設	衛生検査課
商店街活性化事業	商業観光課
中小企業金融対策事業	商業観光課、工業労政課 港湾貿易振興課
商店街共同施設設置事業	商業観光課
商店街空き店舗対策事業	商業観光課
商工業振興奨励措置事業	工業労政課、港湾貿易振興課
動物園施設整備事業	大森山動物園

取 組	担当課
側溝改良事業	道路建設課
舗装道新設事業	道路建設課
公共性道路整備 (私道等整備費補助金)事業	道路建設課
電線共同溝整備事業	道路建設課
人にやさしい歩道づくり事業	道路建設課
浸水防止対策事業	道路建設課
急傾斜地崩壊対策事業(負担金)	道路建設課
既設市営住宅建替事業	市営住宅課
市営住宅駐車場整備事業	市営住宅課
線引き見直し調査(基礎調査含む)	都市計画課
ACT21計画策定	都市計画課
新秋田市住宅マスタープラン	建築指導課
あきた街なかファミリー住宅事業	建築指導課
がけ地近接等危険住宅移転事業	建築指導課
街路事業(W)	都市整備課
秋田駅東第三地区土地区画整理事業	駅東工事事務所
秋田駅西北地区土地区画整理事業	駅東工事事務所
中通一丁目地区市街地再開発事業	まちづくり整備室
秋田駅前北第一地区市街地再開発事業	まちづくり整備室
都市再生総合整備事業 (秋田駅前地区)	まちづくり整備室
秋田駅周辺地区まちづくり総合 支援事業(仮称 拠点センター)	まちづくり整備室
配水管整備事業	水道局建設課
施設改良事業	水道局建設課
バス停上屋等の建設	交通局総務課

4 市民に望まれる主な取組

自主的な活動などにより調べた環境情報を広く提供しましょう。

家などを建てるにあたっては、近隣への影響を考慮するとともに周囲に調和した建物の外観や植栽など良好な地域の景観づくりに努めましょう。 など

5 事業者に望まれる主な取組

事業者が行った調査などにもなう環境情報を広く公表しましょう。

自主的に事業の計画段階で環境への影響を検討しましょう。

事業の実施に対する環境への影響を予測・評価し、適切な対策を行いましょう。

事業実施後の環境への影響を把握し、必要に応じ、適切な対策を行いましょう。

周辺の自然環境や景観などに配慮した建築を推進しましょう。

環境にやさしい建築物づくりの推進に努めましょう。

環境に負荷の少ない建築素材などの活用に努めましょう。

環境管理体制を整備し、環境に配慮した事業活動を推進しましょう。 など

第2部 リーディングプロジェクト

環境汚染のない、健康で安心して暮らせるまちづくりを進めます！
海で山でまちで自然を感じる、うるおいのあるまちづくりを進めます！
循環を基調とした、環境負荷の少ないまちづくりを進めます！
市民・事業者との協働による、環境資源を活かしたまちづくりを進めます！

—— リーディングプロジェクトの位置づけとねらい ——

環境基本計画の環境像を実現していくためには、様々な環境施策を計画で示した施策の方向に沿って、市民や事業者の参加と協力を得ながら着実に実施していくことが必要です。しかし、それらの取組がイメージしにくかったり、効果がゆっくりのため気が付かなかったりします。

そこで、環境施策をイメージすることができ、環境の保全と創造に関する取組のシンボルとなって他の施策を牽引し、計画全体を導いていくような、先導的かつ重点的な取組を、リーディングプロジェクトとして位置づけ、取組全体の推進力を得て計画を効率的に進めていこうとするものです。

環境汚染のない、健康で安心して

1 健全な水環境の創造

(1) プロジェクト概要

私たちの生活に欠かせない水は、降った雨が森林や土壌に蓄えられ、地下水や川となって海に注ぎ、蒸発して再び雨になるという自然の循環を繰り返しています。しかし、都市化の進行などにより水質の悪化や水量の減少、災害を防ぐ機能の低下、湧水の減少、水辺の親水性や生物の生息空間が減少するなど水循環の健全性が損なわれてきています。

市では、市内河川や湖沼の水質の向上を図り、新たな化学物質などによる汚染などを防いでいくため、今後も環境調査により現状を把握しながら、秋田市生活排水処理整備構想に基づき下水道や農業集落排水処理施設、合併処理浄化槽などの整備を市民と事業者の協力を得て効率的に進め、ホテルやメダカが住み、トンボが飛び交う健全な水循環の確保に努めていきます。

(2) プロジェクトイメージ



(3) スケジュール

取組	年度	H13	H14	H15	H16	H17	H18	H19	H20	H21	H22
生活排水処理施設の整備		→									
公共用水域の監視・指導の推進		→									

注) 準備段階 → 実施段階 (事業継続段階を含む)

暮らせるまちづくりを進めます！

2 有害化学物質対策の推進

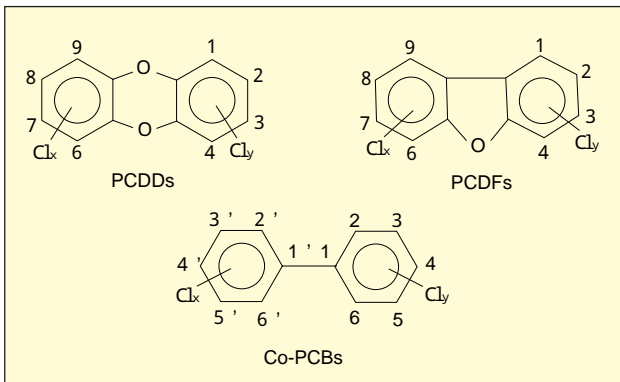
(1) プロジェクト概要

現在の便利な生活は、多様な化学物質を用いた製品の利用を前提としています。

しかし、近年、それらの製品の製造、使用、廃棄の過程で、人の健康や生態系へ悪影響を及ぼすおそれのある化学物質が環境中に排出され、微量ながら大気や河川などから検出されています。

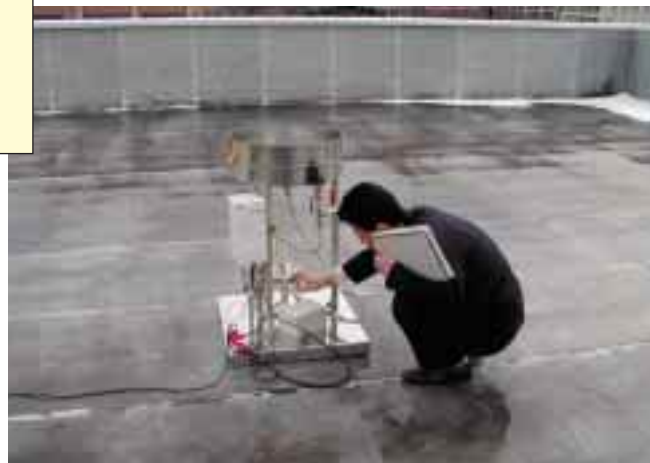
市では、有害な化学物質による影響が生じないよう、定期的な環境調査を行うほか、科学的知見や関連情報の収集、蓄積に努めながら、これらの情報をわかりやすく提供することなどにより、市民や事業者の理解と協力を得ながら有害な化学物質からのリスクを減らし、市民が安全で安心して暮らせる環境の確保を図ります。

(2) プロジェクトイメージ



ダイオキシン類の化学構造

ダイオキシン類調査の様子



(3) スケジュール

取組	年度	H13	H14	H15	H16	H17	H18	H19	H20	H21	H22
有害化学物質に関する環境調査 (ダイオキシン類、環境ホルモン等)											
		—————→									
有害化学物質に関する情報の提供		—————→									

注) → 準備段階 —————→ 実施段階

海で山でまちで自然を感じる、う

1 自然体感ゾーンの創造

(1) プロジェクト概要

太平山リゾート公園整備事業においては、太平山周辺の恵まれた自然環境を存分に活用し、すべての市民が気軽に訪れて豊かな自然とふれあい、自然を楽しむことのできる秋田市のシンボルゾーンの創出を図ります。

また、隣接する(仮称)青少年自然文化ランドにおいても、豊かな自然の中で青少年の育成を図る体験型教育施設を整備し、市民ボランティアの協力を得ながら、市民が、普段の日常生活では体験できない様々な発見などを通じて「自ら考え、調べ、学び、行動する」という豊かに生きるための知恵を学ぶ場の創出を図ります。

(2) プロジェクトイメージ



(仮称)青少年自然文化ランド計画図

太平山リゾート公園



(3) スケジュール

取組	年度	H13	H14	H15	H16	H17	H18	H19	H20	H21	H22
大平山リゾート公園整備事業		—————▶									
(仮称)青少年自然文化ランドの整備		⋯⋯⋯▶			▶ 供用開始	—————▶					

注) ⋯⋯⋯▶ 準備・建設段階 —————▶ 供用段階(事業継続期間を含む)

るおいのあるまちづくりを進めます！

2 身近な散歩道の創造

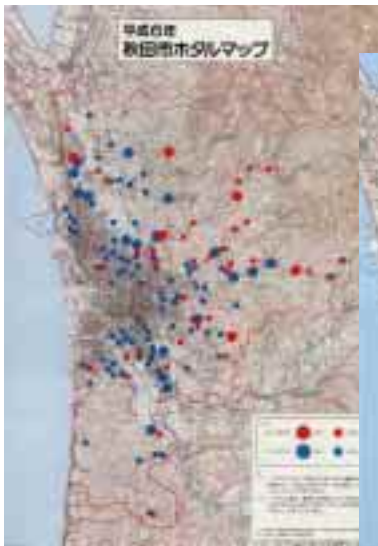
(1) プロジェクト概要

今後、自動車への過度の依存からの転換や、一層進むと見られる長寿・高齢社会に対応していくためには、歩くことの大切さ、楽しさを改めて見つめ直す必要があります。

また、市民の身近な緑に対するニーズは高くなっている一方で、かつては身近であったホタルやトンボ、名木・古木などの動植物や地域の史跡などに対する関心が低下する傾向にあります。

こうしたことから、市民との連携による生垣や植栽の推進による緑のネットワークづくり、身近な生き物の調査や生息地の確保、史跡の再認識などを進めながらエコマップづくりを行うことにより、身近な環境を守り創ることへの関心の喚起を図り、これらを活用した楽しく歩けるまちづくりを進めていきます。

(2) プロジェクトイメージ



市民参加による調査例（ホタルマップ）



太平川



山王遊歩道

(3) スケジュール

取組	年度	H13	H14	H15	H16	H17	H18	H19	H20	H21	H22
エコマップの作成		→									
ビオトープの確保と創造		→	→								

注)→ 準備段階 → 実施段階

循環を基調とした、環境負荷の少

1 資源循環のための施設整備

(1) プロジェクト概要

循環を基調としたまちづくりを推進していくためには、市民意識の向上とともに適切な資源化施設や処理施設の整備も必要です。施設整備にあたっては、排出される廃棄物やリサイクルの動向、処理過程で生じる環境への負荷の問題、立地場所の確保など様々な問題に適切に対処していくことが求められます。

こうしたことから、市では、総合的な視点から環境への負荷の低減を図るため、最新の機能を備えた新焼却炉の建設を進めています。また、新粗大ごみ処理施設や最終処分場（埋立地）を焼却施設やリサイクルプラザと同一敷地内に整備することとしており、これらの一連の施設を有機的に結びつけて運用し、資源の効率的な循環を図ります。

(2) プロジェクトイメージ



スラグ、メタル

新焼却炉の完成イメージ（200t/日×2炉、発電能力8,500kwh）

(3) スケジュール

取組	年度	H13	H14	H15	H16	H17	H18	H19	H20	H21	H22
新焼却炉施設整備事業		準備・建設段階	稼働開始								
新粗大・不燃ごみ破碎施設整備事業						稼働開始					
御所野最終処分場整備事業				埋立開始							

注) ●●●●●▶ 準備・建設段階 ▶ 稼働・使用段階

ないまちづくりを進めます！

2 新エネルギーを活かしたまちづくり

(1) プロジェクト概要

現在の都市機能は、エネルギーの大量消費によって維持されていますが、地球温暖化や化石燃料などの資源の枯渇が懸念されており、持続的なエネルギーの利用形態への転換が求められています。

こうしたことから、市では、廃棄物発電などのリサイクルエネルギーの活用をはじめ、省エネルギーの推進やエネルギーの高効率利用技術の導入に努めながら、太陽光や太陽熱、風力などのように枯渇の心配がなく、汚染物質の排出もない自然エネルギーの活用のあり方について検討を行い、風力発電の立地に適しているなどの本市の環境特性を活かし、新エネルギーを活かしたまちづくりを進めていきます。

(2) プロジェクトイメージ



風力発電

(秋田市新屋、雄物川河口付近 平成13年3月現在で10基稼働、総出力6,800kwh)

廃棄物発電設備
(秋田市御所野事業所)



(3) スケジュール

取組	年度	H13	H14	H15	H16	H17	H18	H19	H20	H21	H22
新エネルギーの普及・啓発	▶	————▶	————▶	————▶	————▶	————▶	————▶	————▶	————▶	————▶
新エネルギー活用設備の導入	▶	————▶	————▶	————▶	————▶	————▶	————▶	————▶	————▶	————▶

注)▶ 準備段階 ———▶ 実施段階

市民・事業者との協働による、環境

1 環境と調和した都心部づくり

(1) プロジェクト概要

本市では、多様な都市機能が集積した魅力ある都心空間の整備を図るために、秋田駅周辺地区や中央街区において各種再開発事業などが計画されています。これらの事業を進めるにあたっては、様々な手法を用いて環境との調和を図り、「人と街と自然環境が共生するまちづくり」をめざします。特に、秋田駅東口に建設される（仮称）拠点センターについては、「環境に関する情報提供と活動」の拠点としての機能を取り入れるほか、新エネルギーの活用技術や省エネルギー技術の導入を図り、環境にやさしい施設としていきます。

また、市民に広く親しまれている千秋公園については、貴重な緑のシンボル空間として、自然環境の保全を図りながら周辺環境との連続性や一体性を確保し、より市民に親しまれ、利用される魅力的な公園としていきます。

(2) プロジェクトイメージ



(仮称) 拠点センター完成イメージ

千秋公園



(3) スケジュール

取組	年度	H13	H14	H15	H16	H17	H18	H19	H20	H21	H22
各種再開発事業											
(仮称) 拠点センター整備事業											
千秋公園整備事業											

注)▶ 準備・建設段階 —▶ 使用段階（事業継続中を含む）

資源を活かしたまちづくりを進めます!

2 環境情報の共有化の推進

(1) プロジェクト概要

市では、環境基本計画の策定に併せて、本市の環境の自然的・社会的な状況などを地図上に表した「秋田市環境特性図」を作成し、土地の利用や開発などにあたって、環境に対して配慮すべき事項を効率的に把握できるようにしました。今後、社会のグリーン化を進めていく上で、こうした環境情報をさらに充実させ、より生活に密着したわかりやすいものとし、市民、事業者と行政がそれらの情報を共有し、まちづくりに活かしていくことが必要です。

このようなことから、市では、本市の環境の魅力を市内外にアピールするためにも、本市に関わる各種の環境情報のデータベース化を進め、これらを総合的に提供でき、利用者が楽しく活用できるシステムを構築していきます。

(2) プロジェクトイメージ



秋田市環境特性図例

秋田市環境監視情報システム

(3) スケジュール

取組	年度	H13	H14	H15	H16	H17	H18	H19	H20	H21	H22
環境情報の整備と提供		—————→									
環境情報共有拠点の整備	→	—————→								
新環境監視情報システムの構築	→	—————→								

注)→ 準備 —————→ 稼動・使用段階

行動編

各主体における自主的な取組

- 1 環境配慮の基本的な考え方
- 2 日常生活における環境配慮指針
- 3 事業活動における環境配慮指針

行動編の概要

本計画の環境像を達成するためには、先の計画編で示した施策の取組に加え、わたしたちの日々の暮らしの中での環境配慮への自主的な取組が不可欠です。

こうしたことから、本編では、日常生活や事業活動における環境配慮の指針を示すとともに、その指針に沿った具体的な行動例を例示しています。

1

環境配慮の基本的な考え方

(1) 環境配慮指針作成の目的と性格

今日の環境課題である都市・生活型公害や、地球環境問題の発生要因の多くは、私たちの日常生活や事業活動と深く関わっています。

このような環境問題の根本的な解決を図っていくためには、環境の保全と創造に係る施策（環境基本計画「計画編」）に加え、日常生活や事業活動を環境に配慮したものへと変えていくことが不可欠となっています。

こうしたことから、市民が日常生活を営むうえで、また、事業者が日々の事業活動を行っていくうえで、可能な限り環境への負荷の低減に努めるためのガイドラインとして「環境配慮指針」を示すこととします。

環境配慮指針は、環境への配慮を行わないことによって発生する様々なデメリット（公害の発生、災害の発生、貴重な環境資源の消失、住環境への悪影響、地球環境への悪影響等）を事前に回避するためのものです。また、本市に存在する良好な資源（生物、歴史的文化的遺産等）をうるおいあるまちづくりに活かすためのものです。

(2) 環境配慮への取組の現状

環境基本計画の策定に先だって、平成11年12月に「環境に関する市民の意識調査（成人1,000人、事業者200社対象）」を実施しました。その中の市民や事業者の環境配慮行動に関する設問の結果によると団体やグループでの環境配慮活動を行っている市民は1割にみえず、また、事業者においても、環境への影響を低減化するための対策は「特に行っていない」とする割合が半数以上を占めるなど、現段階における市民、事業者の環境配慮の取組は積極的とはいえない状況にあります。

しかしながら、特に市民においては、将来の秋田市の望ましい環境像として、「事業者や市民のモラルが高く、皆が一体となって環境問題に取り組むまち」とする割合がほぼ4割に達しているなど、環境問題への関心は高くなっています。

こうしたことから、環境問題に関する正しい知識を市民・事業者に提供し、環境問題への関心をさらに高めるとともに、具体的でわかりやすい配慮指針を示すことにより、環境配慮への取組を進めていく必要があります。

(3) 環境配慮指針の対象と指針の実行により効果のある環境項目

日常生活における環境配慮指針と指針の実行により特に効果のある環境項目

環境項目	大気環境	水環境	その他生活環境	自然環境	身近な自然	自然の公益的機能	歴史的・文化的環境	廃棄物	水資源・エネルギー	地球環境問題	環境教育・環境学習	環境保全活動	環境配慮対策
環境配慮指針													
(1) 買い物をするときに													
計画を立て、必要な物を必要な分だけ買うよう努める。													
リサイクル製品や省エネ商品など環境にやさしい製品の優先的な購入に努める。													
ごみの排出が少ない買い物に努める。													
(2) 電気・水・ガスなどを使うときに													
日常生活における電気の節約に努める。													
日常生活における水の節約に努める。													
日常生活における水の有効利用に努める。													
家庭からの雑排水の抑制に努める。													
日常生活におけるガス・灯油などの節約に努める。													
(3) ごみを処理するときに													
日常生活におけるごみの減量化に努める。													
リサイクルに協力する。													
日常生活におけるごみ処理の適正化に努める。													
(4) 外出するときに													
低公害車などの環境に負荷の少ない車の利用に努める。													
環境に配慮した運転（エコドライブ）などの実践に努める。													
自動車の使用をできるだけ控えるように努める。													
マナーを守り、街の美化に努める。													
(5) 家の新・改築や管理をするときに													
周辺の自然環境や景観などに配慮した建築に努める。													
省エネルギー型や自然エネルギー型の住宅づくりに努める。													
透水性に配慮した庭の管理に努める。													
汚水排水処理施設などの整備と適正管理に努める。													
家の周りの緑化に努める。													
(6) 近隣公害をなくすために													
家庭における悪臭の発生防止に努める。													
自動車やオートバイからの騒音防止に努める。													
家庭における騒音・振動の防止に努める。													
周囲に配慮した雪かきに努める。													
(7) 自然とふれあい、文化を育むために													
自然の重要性を認識する。													
自然とのふれあいに努める。													
自然環境を守るためのマナーの徹底に努める。													
里山などの保全に努める。													
地域の歴史・文化遺産の保全と継承に努める。													
(8) 一歩進んだ環境配慮を実践するために													
環境に関する情報を収集し、自主学習に努める。													
環境学習の場へ積極的に参加する。													
日常的にできる環境保全活動を実践する。													
地域や国際的な環境保全活動へ参加・協力する。													

事業活動（オフィス等）における環境配慮指針と指針の実行により特に効果のある環境項目

環境配慮指針	環境項目												
	大気環境	水環境	その他生活環境	自然環境	身近な自然	自然の公益的機能	歴史的・文化的環境	廃棄物	水資源・エネルギー	地球環境問題	環境教育・環境学習	環境保全活動	環境配慮対策
(1) 事務用品・備品などを購入するときに													
リサイクル製品や省エネ製品などの環境にやさしい事務用品・備品などの優先的な購入に努める。													
ごみの排出が少ない事務用品・備品などの購入に努める。													
(2) エネルギーや水などを使用するときに													
職場における電気・ガスなどのエネルギーの節約に努める。													
職場における水の節約に努める。													
(3) 物品などを廃棄するときに													
職場におけるごみの減量化を推進する。													
職場におけるリサイクルを推進する。													
事業系ごみの適正処理に努める。													
(4) 車を利用するときに													
低公害車などの環境負荷の少ない車の導入に努める。													
環境に配慮した運転（エコドライブ）などの実践に努める。													
自動車の使用をできるだけ控えるように努める。													
(5) 事務所や工場などを建設・管理するときに													
周辺の自然や景観などに配慮した建築を推進する。													
省エネルギー型や新エネルギー型の建築に努める。													
透水性の確保に努める。													
汚水排水処理施設などの整備と適正管理に努める。													
工場・事業場の緑化に努める。													
屋外照明の適正化に配慮する。													
(6) 悪臭や騒音・振動等をなくすために													
工場・事業場における悪臭防止対策の徹底に努める。													
社用車両などの騒音・振動の防止を徹底する。													
工場・事業場における騒音・振動の防止に努める。													
周囲に配慮した除雪に努める。													
(7) 自然とのふれあい、文化を育むために													
自然環境の重要性を認識する。													
自然環境に配慮した事業活動を推進する。													
自然環境保全活動への協力を努める。													
里山などの緑化に対する協力・支援に努める。													
地域の歴史・文化遺産の保全と継承に努める。													
(8) 地球環境を良くするために													
事業活動における二酸化炭素など温室効果ガスの排出抑制に努める。													
二酸化炭素の吸収源としての森林の保全と創出に努める。													
脱フロン型の生産体制の整備に努める。													
フロンガスの排出防止に努める。													
環境に関する国際協力活動への貢献に努める。													
地球環境保全のための技術開発を推進する。													
地球環境に配慮した事業活動に努める。													
酸性雨原因物質の排出抑制に努める。													
(9) 一歩進んだ環境配慮を実践するために													
職場における環境教育の推進に努める。													
市やNGOなどが行う環境保全活動への参加と協力を努める。													
職場における環境保全活動を推進する。													
地域の環境保全活動を推進する。													
環境管理体制を整備し、環境に配慮した事業活動を推進する。													

事業活動（工場・事業場等）における環境配慮指針と指針の実行により特に効果のある環境項目

環境配慮指針	環境項目											
	大気環境	水環境	自然環境	身近な自然	自然の公益的機能	歴史的・文化的環境	廃棄物	水資源・エネルギー	地球環境問題	環境教育・環境学習	環境保全活動	環境配慮対策
(1) 農林業												
環境保全型農業の推進に努める。												
農業系廃棄物の有効利用と適正処理に努める。												
農地などの有効活用と交流推進に努める。												
環境保全型林業の推進に努める。												
林業系廃棄物の有効利用と適正処理に努める。												
森林の有効活用と交流の推進に努める。												
(2) 鉱業、建設業												
自然環境や景観に配慮した資源の採掘に努める。												
資源採掘にともなう水質汚濁、粉じん、騒音・振動、災害防止の徹底に努める。												
環境にやさしい建築物づくりの推進に努める。												
環境に負荷の少ない建築資材などの活用に努める。												
工事にともなう粉じんや騒音・振動の発生防止に努める。												
工事にともなう廃棄物は適正に処理するとともに、建設副産物などの有効利用に努める。												
(3) 製造業												
環境にやさしい製品の開発・製造に努める。												
ごみの減量化・再資源化に適した製品の開発・製造に努める。												
製造工程における環境配慮の推進に努める。												
水質汚濁防止のための排水処理や浄化対策の推進に努める。												
工場・事業場における悪臭防止対策の徹底に努める。												
大気汚染防止対策の充実に努める。												
(4) 卸売・小売、飲食業												
環境にやさしい商品などの販売に努める。												
容器包装の減量化とリサイクルを推進する。												
飲食におけるごみの減量化・リサイクルに努める。												
周囲の環境に配慮した事業活動に努める。												
(5) 廃棄物処理業												
廃棄物の管理の徹底に努める。												
廃棄物の適正処理に努める。												
廃棄物の処理過程で発生するエネルギーの有効利用に努める。												
(6) エネルギー供給業												
地球温暖化防止対策を推進する。												
地域住民の安全対策を徹底する。												
海域環境に配慮した安全対策を徹底する。												
(7) 運輸・流通業												
効率的な物流などに努める。												
低公害車などによる輸送とエコドライブに努める。												

2

日常生活における環境配慮指針

(1) 買い物をするときに

環境配慮指針	行 動 例
<p>計画を立て、必要な物を必要分だけ買うよう努める。</p> <p>リサイクル製品や省エネ製品など環境にやさしい製品の優先的な購入に努める。</p> <p>ごみの排出が少ない買い物に努める。</p>	<p>不要な物は買わないよう心がけましょう。 重複して買わないよう家族等で話し合うよう心がけましょう。</p> <p>エコマーク、グリーンマークなどの環境ラベリング製品を優先しましょう。 ノートやトイレットペーパーなどの紙製品は、再生紙を使用した製品を優先しましょう。 電化製品を購入する際は、省エネルギー効果の高い製品を優先しましょう。 ごみ焼却時にダイオキシンを発生する塩化ビニール製の製品などの購入は極力控えましょう。</p> <p>買い物袋を持参しましょう。 紙コップや紙皿などの使い捨て製品は、なるべく使用しないようにしましょう。 修理体制が充実していて長期間の使用が可能な製品を優先しましょう。 シャンプーや洗剤などは、詰め替え可能な製品を優先しましょう。 再使用又はリサイクルのルートが確立しているものを優先しましょう。</p>

(2) 電気・水・ガスなどを使うときに

環境配慮指針	行 動 例
<p>日常生活における電気の節約に努める。</p>	<p>不要な照明は消しましょう。 電化製品やOA機器のスイッチはこまめに消しましょう。 電化製品の待機時電力の使用は避け、主電源を切りましょう。 エアコンのフィルターをこまめに掃除しましょう。 掃除機の集じん袋やフィルターはこまめに掃除しましょう。 電球やかさをこまめに掃除しましょう。 白熱灯を省エネ型蛍光灯に切り替えましょう。</p>

環境配慮指針	行 動 例
<p>日常生活における電気の節約に努める。</p>	<p>冷（暖）房の設定温度を今までより1 上（下）げましょう。 冷蔵庫には適量を入れ、ドアの開閉回数は少なくしましょう。 熱い食品などを冷蔵庫に入れるときには、さましてから入れましょう。</p>
<p>日常生活における水の節約に努める。</p>	<p>歯磨きや洗顔、シャワー、洗車の際には、水を流し放しにしないようにしましょう。 蛇口には、節水コマをつけましょう。 食器洗いは、流しに水を溜めて行いましょう。 洗濯は、できるだけ溜めすぎで行いましょう。 トイレのタンクにピンなどを沈めて、水の流量を減らしましょう。 水漏れの点検をこまめに行いましょう。</p>
<p>日常生活における水の有効利用に努める。</p>	<p>お風呂の残り湯は、洗濯水などに利用しましょう。 雨水を溜め、植木への水まきや洗車などに利用しましょう。 家庭用の雨水貯留施設を設置するなど雨水を有効利用しましょう。</p>
<p>家庭からの雑排水の抑制に努める。</p>	<p>食用油は使い切るようにし、廃油は流さないようにしましょう。 食器や鍋などは、汚れを拭き取ってから洗いましょう。 米のとぎ汁は、植木などにまきましょう。 三角コーナーに水切りネットなどを付け、調理屑を流さないようにしましょう。</p>
<p>日常生活におけるガス・灯油ガスなどの節約に努める。</p>	<p>石油ストーブの反射板やガスコンロのバーナーは、こまめに掃除しましょう。 ガスコンロの火が外へ大きくはみださないように使用しましょう。 湯沸器の口火は、こまめに消しましょう。 お風呂には、家族が続けて入るようにしましょう。 浴槽にはフタをし、お湯が冷めにくくしましょう。 圧力鍋や無水鍋を利用しましょう。 お湯を沸かすときは、必要以上に沸騰させないようにしましょう。</p>

(3) ごみを処理するとき

環境配慮指針	行 動 例
<p>日常生活におけるごみの減量化に努める。</p>	<p>不用になったものは、知人にゆずったり、バザーやフリーマーケットなどを活用しましょう。</p> <p>生ごみは、コンポスト容器などを活用し、堆肥として利用しましょう。</p> <p>生ごみは水を良く切って出しましょう。</p> <p>衣料品は、ほころびを繕ったり、リフォームするなどし、長く使いましょう。</p> <p>電化製品は、修理に出すなどし、長く使いましょう。</p>
<p>リサイクルに協力する。</p>	<p>ビールビンなどのリターナブルビンは、販売店に返却しましょう。</p> <p>空き缶やビン類、ペットボトル、古新聞、段ボール、牛乳パック、古布などは、資源回収に出しましょう。</p> <p>町内会や子ども会などが実施している、地域における集団回収や不用品交換会などのリサイクル活動へ参加や協力しましょう。</p> <p>小売店が行うトレイやペットボトルなどの分別回収に積極的に協力しましょう。</p>
<p>日常生活におけるごみ処理の適正化に努める。</p>	<p>ごみは決められた回収日に決められた方法で出しましょう。</p> <p>オゾン層保護のため、特定フロンを使用している冷蔵庫やルームエアコン・カーエアコンを廃棄するときは、特定フロンを回収するよう業者に依頼しましょう。</p> <p>ダイオキシンの発生を抑えるため、庭先などでのごみの焼却はやめましょう。</p>

(4) 外出するとき

環境配慮指針	行 動 例
<p>低公害車などの環境に負荷の少ない車の利用に努める。</p>	<p>ハイブリッド自動車などの低公害車、又は、より環境負荷の少ない自動車を優先的に購入しましょう。</p> <p>移動のときは、できるだけ低公害車などの利用を心がけましょう。</p>
<p>環境に配慮した運転（エコドライブ）などの実践に努める。</p>	<p>不必要なアイドリングはやめましょう。</p> <p>急発進、急加速、空ぶかし、スピード運転はやめましょう。</p> <p>トランクを整理し、不必要な荷物は載せないようにしましょう。</p>

環境配慮指針	行 動 例
自動車の使用をできるだけ控えるように努める。	自動車利用を控え、できるだけ公共交通機関を利用しましょう。 近距離のときは、徒歩や自転車を利用しましょう。
マナーを守り、街の美化に努める。	ペットの糞は、飼い主がきちんと始末しましょう。 たばこや空き缶などのポイ捨てはやめましょう。

(5) 家の新・改築や管理をするときに

環境配慮指針	行 動 例
周辺の自然環境や景観などに配慮した建築に努める。	周辺の自然環境を壊さないように十分配慮し、建築しましょう。 街の景観などを損なわないように建築しましょう。 隣家への日照などに配慮し、建築しましょう。 除雪や屋根からの落雪などに配慮し、建築しましょう。
省エネルギー型や自然エネルギー型の住宅づくりに努める。	断熱・通風性などに配慮した住宅設計をしましょう。 ソーラーシステムなどの太陽熱利用機器や太陽光発電の導入を進めましょう。 自然の光を利用しましょう。
透水性に配慮した庭の管理に努める。	敷地における土の面を確保し、雨水を地下浸透させましょう。
污水排水処理施設などの整備と適正管理に努める。	下水道や農業集落排水施設が整備された地域では、速やかに接続しましょう。 下水道未整備地域では、生活雑排水と、し尿を処理できる合併処理浄化槽を設置しましょう。 下水道の汚水桝や合併処理浄化槽は定期的に点検・清掃しましょう。
家の周りの緑化に努める。	生垣の設置や庭木の植栽、鉢植えなどの緑化に努めましょう。 塀を生垣にしましょう。 落ち葉、生ごみなどを堆肥化し、身近な緑を育てましょう。 庭先の緑は隣家や通行人などの迷惑にならないようにしましょう。 空き地などは、隣家の迷惑にならないように、きちんと管理しましょう。

(6) 近隣公害をなくすために

環境配慮指針	行 動 例
<p>家庭における悪臭の発生防止に努める。</p>	<p>動物などを飼うときは、糞尿などをきちんと管理しましょう。 庭先などでのごみの焼却はやめましょう。</p>
<p>自動車やオートバイからの騒音防止に努める。</p>	<p>自動車やオートバイの空ぶかしやアイドリングはやめましょう。 暴走行為はやめましょう。 日ごろからきちんと点検や整備をしましょう。</p>
<p>家庭における騒音・振動の防止に努める。</p>	<p>カラオケなどの深夜使用はやめましょう。 住宅機器（エアコン、電話、換気扇、洗濯機など）を使用するときは、近所に迷惑がかからないように十分注意しましょう。 ピアノなど楽器を弾くときには、防音や時間帯に十分注意しましょう。</p>
<p>周囲に配慮した雪かきに努める。</p>	<p>テレビやステレオなどの音量は小さくし、深夜の利用のときはヘッドホンなどを使用しましょう。 近所迷惑となるペットの鳴き声に十分注意しましょう。 集合住宅では、足音や飛びはね音に注意しましょう。</p> <p>集めた雪を隣家の敷地や道路に捨てないようにしましょう。 地域の除雪活動への協力に努めましょう。</p>

(7) 自然とふれあい、文化を育むために

環境配慮指針	行 動 例
<p>自然の重要性を認識する。</p>	<p>家の周りの動植物について調べましょう。 木や花、虫や鳥などの生き物の名前を覚えましょう。 花の咲く時期、虫や鳥がいる時期や場所を覚えましょう。 身の回りの環境を「環境マップ」などを作って調べましょう。 大気浄化機能や水源涵養機能など自然の持つ公益的機能の重要性を認識しましょう。</p>
<p>自然とのふれあいに努める。</p>	<p>市や環境保全団体などが実施する自然観察会や自然環境調査等へ参加や協力しましょう。 休日などは、山や海に出かけ、自然に親しむようにしましょう。</p>

環境配慮指針	行 動 例
<p>自然環境を守るためのマナーの徹底に努める。</p>	<p>自生する植物はむやみに持ち帰らないなど、野鳥や昆虫、植物など生き物を大切にしましょう。 釣り糸を放置しておくで野生生物を傷つける原因になるため、きちんと後始末をしましょう。 外来種の動物や鳥、魚、昆虫などを放さないようにしましょう。 ごみはきちんと持ち帰りましょう。</p>
<p>里山などの保全に努める。</p>	<p>皆と協力しあい、身近な自然である里山の管理に積極的取組みましょう。 環境保全団体などが実施する緑化活動に協力しましょう。 緑化基金や緑化募金に協力しましょう</p>
<p>地域の歴史・文化遺産の保全と継承に努める。</p>	<p>文化財や銘木などの歴史的・文化的遺産を調べましょう。 地域の祭りに参加しましょう。 地域の郷土芸能に参加しましょう。 地域に伝わる伝説や風習などを調べましょう。 歴史や文化の香るまちづくりに参加・協力しましょう。</p>

(8) 一歩進んだ環境配慮を実践するために

環境配慮指針	行 動 例
<p>環境に関する情報を収集し、自主学習に努める。</p>	<p>環境問題について家族や友人など身の回りの人と話し合いましょう。 環境問題に関するニュースや新聞記事、市の提供する情報を調べましょう。 地球環境問題と私たちの日常生活や事業活動の関わりについて調べましょう。</p>
<p>環境学習の場へ積極的に参加する。</p>	<p>市や環境関連団体などが主催する環境学習会などへ積極的に参加しましょう。 グループで環境学習会を開催しましょう。</p>
<p>日常的にできる環境保全活動を実践する。</p>	<p>休日などに家族で家の周りの清掃などを行いましょう。 環境家計簿などを付けましょう。</p>
<p>地域や国際的な環境保全活動へ参加・協力する。</p>	<p>環境に関する国際協力活動へ積極的に参加しましょう。 市や環境関連団体などが主催する環境保全活動へ参加しましょう。 グループで環境保全活動を企画して、開催しましょう。 環境保全のための基金に協力しましょう。 行政や事業者が行う環境施策に積極的に提言しましょう。</p>

3

事業活動における環境配慮指針

1 オフィス等で

(1) 事務用品・備品などを購入するときに

環境配慮指針	行 動 例
<p>リサイクル製品や省エネ製品などの環境にやさしい事務用品・備品などの優先的な購入に努める。</p>	<p>エコマーク、グリーンマークなどの環境ラベリング製品を購入しましょう。</p> <p>コピー用紙や封筒、トイレットペーパーなどは、再生紙を利用した製品で、できるだけ古紙配合率の高い製品を購入しましょう。</p> <p>OA機器などの電化製品を購入するときは、省エネルギー効果の高い製品を購入しましょう。</p> <p>オゾン層保護のため、特定フロンを使用していない冷蔵庫やエアコン、カーエアコンなど、脱フロン型の製品を購入しましょう。</p> <p>ごみ焼却時にダイオキシンを発生する塩化ビニール製の製品の購入は極力控えましょう。</p>
<p>ごみの排出が少ない事務用品・備品などの購入に努める。</p>	<p>リサイクルが容易な素材を使用した製品を購入しましょう。</p> <p>過剰包装を断り、簡易包装を進めましょう。</p> <p>修理や部品交換が容易なものを購入しましょう。</p> <p>トナーカートリッジや洗剤などは詰め替え可能な製品を選びましょう。</p> <p>再使用又はリサイクルのルートが確立しているものを購入しましょう。</p>

(2) エネルギーや水などを使用するときに

環境配慮指針	行 動 例
<p>職場における電気・ガスなどのエネルギーの節約に努める。</p>	<p>不要な照明は消しましょう。</p> <p>電化製品やOA機器のスイッチはこまめに消しましょう。</p> <p>電化製品の待機時電力の使用は避け、コンセントを抜きましょう。</p> <p>定期的な清掃など、電化製品の効率的な利用に努めましょう。</p> <p>エレベータなどの利用を控え、できるだけ階段を利用しましょう。</p> <p>冷(暖)房の設定温度を今までより1 上(下)げましょう。</p> <p>湯沸器の口火はこまめに消しましょう。</p>

環境配慮指針	行 動 例
<p>職場における電気・ガスなどのエネルギーの節約に努める。</p>	<p>ガスコンロのバーナーはこまめに掃除しましょう。 定期的に事業所のエネルギー使用量を把握しましょう。 業務時間の合理化を図りましょう。</p>
<p>職場における水の節約に努める。</p>	<p>節水コマや水圧調整により水道使用量を削減しましょう。 手洗いや食器洗いなどで水を流し放しにしないようにしましょう。 洗車などのときには、水を流し放しにしないようにしましょう。 雨水をため、草木への水やりや洗車などに利用しましょう。 雨水の貯留施設を設置し、水を有効利用しましょう。</p>

(3) 物品などを廃棄するときに

環境配慮指針	行 動 例
<p>職場におけるごみの減量化を推進する。</p>	<p>両面印刷・両面コピーを心がけましょう。 ミスコピーや使用済みのコピーの裏面を利用しましょう。 会議資料の部数・ページ数を必要最小限の量としましょう。 OA機器や電化製品は修理に出すなどして長く使いましょう。</p>
<p>職場におけるリサイクルを推進する。</p>	<p>ごみ分別回収ボックスを設置し、分別回収を徹底しましょう。 空き缶や古新聞、段ボールなどの資源ごみは資源回収に出しましょう。 不用になった事務用品などは、バザーやフリーマーケットなどを活用しましょう。 町内会や子ども会などが実施している地域における集団回収や不用品交換会などのリサイクル活動に協力や支援しましょう。</p>
<p>事業系ごみの適正処理に努める。</p>	<p>ごみは決められたルールを守り、排出者の責任において適正に処理しましょう。 有害化学物質などは適正に処理しましょう。 オゾン層保護のため、特定フロンを使用している冷凍・冷蔵庫やエアコン・カーエアコンを廃棄するときは、特定フロンを回収してから廃棄するよう業者に依頼しましょう。 ダイオキシンの発生を抑えるため、簡易な焼却炉などでのごみの焼却はやめましょう。</p>

(4) 車を利用するときに

環境配慮指針	行 動 例
<p>低公害車などの環境負荷の少ない車の導入に努める。</p> <p>環境に配慮した運転（エコドライブ）などの実践に努める。</p> <p>自動車の使用をできるだけ控えるように努める。</p>	<p>社用車は、ハイブリッド自動車などの低公害車、又は、より環境負荷の少ない自動車を積極的に導入しましょう。</p> <p>不必要なアイドリングはやめましょう。 急発進、急加速、空ぶかし、スピード運転はやめましょう。 不必要な荷物は載せないようにしましょう。 自動車の整備点検はこまめにしましょう。</p> <p>出張などでは、自動車利用は控え、できるだけ公共交通機関を利用しましょう。 近距離のときは、徒歩や自転車を利用しましょう。 同じ方向への移動のときは、調整して相乗りするなどして車の使用を控えましょう。 社内におけるノーマイカーデーなどを実践しましょう。</p>

(5) 事務所や工場などを建設・管理するときに

環境配慮指針	行 動 例
<p>周辺の自然や景観などに配慮した建築を推進する。</p> <p>省エネルギー型や新エネルギー型の建築に努める。</p> <p>透水性の確保に努める。</p>	<p>工場などを設置するときは、周辺の自然環境や景観に十分配慮しましょう。 隣家への日照などに配慮しましょう。 看板などの設置に際しては、周囲に与える影響に配慮しましょう。</p> <p>効率的な空調システムを採用しましょう。 省電力照明機器を採用しましょう。 断熱・通風性などに配慮した設備の導入を進めましょう。 太陽光利用システムなどの自然エネルギーの導入を進めましょう。 工場排熱など未利用エネルギーの有効利用を進めましょう。</p> <p>敷地における土の面を確保し、雨水を地下浸透させましょう。 駐車場などは、透水性舗装にしましょう。</p>

環境配慮指針	行 動 例
<p>汚水排水処理施設などの整備と適正管理に努める。</p>	<p>下水道などが整備された地区では、速やかに接続しましょう。 下水道未整備地区については、合併処理浄化槽などを設置しましょう。 下水道の汚水柵や合併処理浄化槽は定期的に点検・清掃しましょう。</p>
<p>工場・事業場の緑化に努める。</p>	<p>工場などの敷地内は緑化を進めましょう。 ベランダや屋上、壁面の緑化を進めましょう。</p>
<p>屋外照明の適正化に配慮する。</p>	<p>光害を防止するため、照明の時間帯、場所、照明方法に配慮するなど屋外照明の適正化を進めましょう。</p>

(6) 悪臭や騒音・振動等をなくすために

環境配慮指針	行 動 例
<p>工場・事業場における悪臭防止対策の徹底に努める。</p>	<p>臭気を発生する施設は、密閉性の高い建屋内に収納するとともに、高効率の脱臭装置を設置しましょう。 作業時などに悪臭を発生させないよう職員などへの技術的指導を徹底しましょう。</p>
<p>社用車両などの騒音・振動の防止を徹底する。</p>	<p>自動車やオートバイの空ぶかしやアイドリングはやめましょう。 トラックなどの大型車を使用するときは、周囲への騒音や振動に十分注意しましょう。 バックブザーの音量は、近隣民家の迷惑にならない程度にしましょう。</p>
<p>工場・事業場における騒音・振動の防止に努める。</p>	<p>防音施設などを整備しましょう。 低騒音、低振動型の機器を導入しましょう。 施設の管理を徹底しましょう。</p>
<p>周囲に配慮した除雪に努める。</p>	<p>集めた雪を隣地や道路に捨てないようにしましょう。 地域の除雪活動への協力を努めましょう。</p>

(7) 自然とふれあい、文化を育むために

環境配慮指針	行 動 例
<p>自然の重要性を認識する。</p>	<p>事業所周辺の地形、地質などの自然環境の特性を把握しましょう。 事業所周辺の動植物の分布について把握しましょう。 大気浄化機能や水源涵養機能など自然の持つ公益的機能の重要性を認識しましょう。</p>
<p>自然環境に配慮した事業活動を推進する。</p>	<p>事業活動にともなう、地域の自然環境への負荷を最小限に抑えましょう。 自然の減少につながるような事業活動を行う場合には、代替措置として植林や他の地域での自然回復に努めましょう。 事業所内外の動植物を保護しましょう。 市が行う自然環境保全施策に協力しましょう。</p>
<p>自然環境保全活動への協力に努める。</p>	<p>市や環境保全団体などが実施する自然観察会や自然環境調査などへの協力や参加を心がけましょう。 自然とふれあうレクリエーション事業を開催しましょう。</p>
<p>里山などの緑化に対する協力・支援に努める。</p>	<p>里山の管理に対する協力・支援に努めましょう。 地域における緑化運動への協力、支援を心がけましょう。 緑地協定を結んで緑化に協力しましょう。 緑化基金などに協力しましょう。</p>
<p>地域の歴史・文化遺産の保全と継承に努める。</p>	<p>歴史的・文化的遺産の保全に協力、支援しましょう。 地域の祭りに参加・協力しましょう。 地域の郷土芸能の保全と継承に協力・支援しましょう。 歴史や文化の香るまちづくりに参加・協力しましょう。</p>

(8) 地球環境を良くするために

環境配慮指針	行 動 例
<p>事業活動における二酸化炭素など温室効果ガスの排出抑制に努める。</p>	<p>工場や事業場における省エネルギー対策や新エネルギーの導入を進めましょう。 原材料や製造・輸送過程で温室効果ガスの排出抑制に努めましょう。</p>
<p>二酸化炭素の吸収源としての森林の保全と創出に努める。</p>	<p>地域や地球規模での森林の保全と創出に努めましょう。</p>
<p>脱フロン型の生産体制の整備に努める。</p>	<p>生産ラインの脱フロン化を進めましょう。 フロンを使用しない製品の製造を進めましょう。</p>
<p>フロンガスの排出防止に努める。</p>	<p>フロンを使用している機器の飛散防止措置などを徹底しましょう。 冷凍機などフロンを使用した機器の廃棄時にはフロン回収を行いましょう。</p>
<p>環境に関する国際協力活動への貢献に努める。</p>	<p>環境保全技術の移転を進めましょう。 外国人研修生の受け入れを進めましょう。 環境保全対策の指導員の派遣を進めましょう。</p>
<p>地球環境保全のための技術開発を推進する。</p>	<p>開発途上国に適した大気汚染、水質汚濁など公害防止技術の研究開発を進めましょう。 地球温暖化防止などの環境保全技術の開発を進めましょう。</p>
<p>地球環境に配慮した事業活動に努める。</p>	<p>海外進出時にあたっては、十分な環境保全対策や環境配慮を実践しましょう。</p>
<p>酸性雨原因物質の排出抑制に努める。</p>	<p>硫酸化合物や窒素化合物対策を進めましょう。</p>

(9) 一歩進んだ環境配慮を実践するために

環境配慮指針	行 動 例
<p>職場における環境教育の推進に努める。</p>	<p>環境に関する情報を調べ、社員に提供しましょう。 職場において環境に関するセミナーや講演会などを開催しましょう。</p>
<p>市やNPOなどが行う環境学習会などへの協力を努める。</p>	<p>社員が市や環境関連団体などが主催する環境学習会へ参加できるように体制を整えましょう。 市や環境関連団体などが主催する環境学習会などへ協力・支援しましょう。</p>
<p>職場における環境保全活動を推進する。</p>	<p>職場でできる環境保全活動を実践してみましょう。 環境保全活動を企画してみましょう。 敷地内にピオトープを造りましょう。</p>
<p>地域の環境保全活動を推進する。</p>	<p>地域で行う環境保全活動への参加や支援を行いましょ。う。 河川の水質改善に関する活動へ参加・協力しましょう。 環境保全のための基金に協力しましょう。 緑を守る運動などに参加・協力しましょう。</p>
<p>環境管理体制を整備し、環境に配慮した事業活動を推進する。</p>	<p>環境情報を広く公表しましょう。 環境に配慮した行動に関するマニュアルや指針を作成しましょう。 環境保全に関する基本方針や行動指針を定めましょう。 環境保全のための担当部署や専任者を設置しましょう。 環境管理システムの導入に努めましょう。 自主的に事業の計画段階で環境への影響を検討しましょう。 事業実施後の環境への影響を把握し、必要に応じ、適切な対策を行いましょ。う。</p>

2 工場・事業場等で（業種別）

（1）農林業

環境配慮指針	行 動 例
<p>環境保全型農業の推進に努める。</p>	<p>水源涵養機能を高めるようにしましょう。 良好な田畑の景観を保全しましょう。 動植物の生息環境の維持に努めましょう。 生ごみの堆肥化などを活用した有機栽培を進めましょう。 農薬や化学肥料の依存を減らしましょう。 野焼きはやめましょう。 悪臭発生防止のため、堆肥などきちんと管理しましょう。</p>
<p>農業系廃棄物の有効利用と適正処理に努める。</p>	<p>ビニールハウスなどのビニールや資材などの廃棄物は自家焼却せず、適正に処理しましょう。 再資源化できるものについては、再資源化しましょう。</p>
<p>農地などの有効活用と交流推進に努める。</p>	<p>生産調整水田は、市民農園などに活用しましょう。 消費者に、環境保全型農業をPRしましょう。</p>
<p>環境保全型林業の推進に努める。</p>	<p>水源涵養機能を高めるようにしましょう。 動植物の生息環境の維持に努めましょう。 多様な森林づくりをしましょう。 自然林などの良好な景観を保全しましょう。 林道整備は、自然環境や景観に十分注意しましょう。 植栽や施肥、枝打ちなどを実施し、適正に管理しましょう。 農薬の使用を減らしましょう。</p>
<p>林業系廃棄物の有効利用と適正処理に努める。</p>	<p>伐採で生じる木屑などは堆肥化など有効利用しましょう。 再資源化できないものについては、適正処理しましょう。</p>
<p>森林の有効活用と交流の推進に努める。</p>	<p>ボランティア活動などを受け入れ、市街地住民などとの交流を進めましょう。 森林浴などの推進に努めましょう。</p>

(2) 鉱業、建設業

環境配慮指針	行 動 例
<p>自然環境や景観に配慮した資源の採掘に努める。</p>	<p>自然環境や景観、周辺地域に十分配慮した採掘場の選定に努めましょう。 資源の乱掘防止、資源分別の徹底に努め、資源を有効に活用しましょう。 貴重な動植物や地質などの情報収集を行い、保全に努めましょう。 採掘後は再緑化しましょう。</p>
<p>資源採掘にともなう水質汚濁、粉じん、騒音・振動、災害防止の徹底に努める。</p>	<p>作業にあたっては、周辺住民に作業内容などを十分説明し、住民の日常生活に十分配慮しましょう。 水質汚濁、粉じん、騒音・振動などの公害や災害発生が少ない工法を用いましょう。 適正な運搬ルートを定めましょう。</p>
<p>環境にやさしい建築物づくりの推進に努める。</p>	<p>環境共生型住宅の開発及び普及拡大に努めましょう。 環境に配慮した設計をし、周辺の緑化を図りましょう。 省エネルギー型の建築物づくりを進めましょう。 太陽光利用システムなどの自然エネルギーの導入を進めましょう。 地域冷暖房やコージェネレーションシステムの導入を進めましょう。 空調設備などには脱フロン型のシステムを採用しましょう。 建築物などの色彩や形状などが周辺の景観と調和するようにしましょう。</p>
<p>環境に負荷の少ない建築資材などの活用に努める。</p>	<p>建設副産物の活用に努めましょう。 型枠用熱帯木材などの使用を削減しましょう。</p>
<p>工事にともなう粉じんや騒音・振動の発生防止に努める。</p>	<p>建設作業などを実施するときは、騒音・振動の少ない建設機材などを使用しましょう。 周辺の住民から苦情がでないように工事内容を住民に説明し、理解を得られるようにしましょう。 廃材や鉄筋などの廃棄物は、適正に処理しましょう。</p>
<p>工事にともなう廃棄物は適正に処理するとともに、建設副産物などの有効利用に努める。</p>	<p>再資源化が可能な建設副産物などは有効利用しましょう。</p>

(3) 製造業

環境配慮指針	行 動 例
<p>環境にやさしい製品の開発・製造に努める。</p>	<p>エコマーク、グリーンマークなどの環境ラベリング製品を開発・製造に努めましょう。 再生紙を利用した製品の開発・製造に努めましょう。 電化製品などは省エネルギー型製品の開発・製造に努めましょう。 特定フロンを用しない製品の開発・製造に努めましょう。 ダイオキシンを発生しない製品の開発・製造に努めましょう。 自然界で分解される素材を活かした製品の開発・製造に努めましょう。</p>
<p>ごみの減量化・再資源化に適した製品の開発・製造に努める。</p>	<p>リサイクルが容易な素材を使用した製品を開発・製造しましょう。 ごみになる量が少ない製品を開発・製造しましょう。 部品の共通規格化・交換化、長期間の保管など、持続的に使用可能な製品の開発に努めましょう。 安価で修理する体制をつくりましょう。 詰め替え可能な製品を開発・製造しましょう。 製品の梱包に際してはリサイクルしやすい梱包材を活用しましょう。</p>
<p>製造工程における環境配慮の推進に努める。</p>	<p>製造工程から排出される廃棄物の減量やリサイクルに努めましょう。 製造・工程の効率化、排熱の有効利用など省エネルギー対策を進めましょう。 廃棄物を資源として利用する産業と協力しましょう。 ライフサイクルアセスメントを導入し、事業活動における環境への負荷の把握、低減に努めましょう。 製造工程で使用する化学物質などは適正に管理し、廃棄するときは適正に処理しましょう。 低騒音・低振動型の機器を導入しましょう。 未利用エネルギーや自然エネルギーを活用しましょう。 悪臭防止に対する行政への協力に努めましょう。</p>
<p>水質汚濁防止のための排水処理や浄化対策の推進に努める。</p>	<p>排水の管理体制を整備しましょう。 排水処理施設の整備充実を図りましょう。 定期的な排水の水質調査を実施しましょう。 地下水汚染防止のための排水対策を推進しましょう。</p>

環境配慮指針	行 動 例
<p>工場・事業場における悪臭防止対策の徹底に努める。</p> <p>大気汚染防止対策の充実に努める。</p>	<p>臭気を発生する施設は、密閉性の高い建屋内に収納するとともに、高効率の脱臭装置を設置しましょう。</p> <p>作業時などに悪臭を発生させないよう職員などへの技術的指導を徹底しましょう。</p> <p>悪臭防止のための調査や研究を推進しましょう。</p> <p>大気汚染の防止に係る高効率な設備の導入などに努めましょう。</p> <p>施設の管理を徹底しましょう。</p> <p>作業時などに大気汚染を発生させないよう職員などへの技術的指導を徹底しましょう。</p> <p>大気汚染防止のための測定や調査・研究を推進しましょう。</p>

(4) 卸売・小売、飲食業

環境配慮指針	行 動 例
<p>環境にやさしい商品などの販売に努める。</p> <p>容器包装の減量化とリサイクルを推進する。</p>	<p>エコマークやグリーンマークなどの環境ラベリング製品の販売を進めましょう。</p> <p>農産物は地場産のものや有機栽培のものをすすんで販売しましょう。</p> <p>リサイクル製品や省エネ商品の販売を進めましょう。</p> <p>動植物の輸入・販売などするときは、貴重な野生生物の保護に十分注意しましょう。</p> <p>包装紙や使い捨て容器の使用を減らしましょう。</p> <p>容器持参者への詰換え売りや量り売りなどに努めましょう。</p> <p>トレイ、ペットボトルなどの分別回収ボックスを設置しましょう。</p> <p>チラシ・ポスターに再生紙を使用しましょう。</p> <p>使用済みの段ボール箱を再資源化しましょう。</p> <p>包装材に再生紙を使用しましょう。</p> <p>ポリ製買い物袋を削減しましょう。</p> <p>廃棄物処理の担当者を置きましょう。</p> <p>廃棄物の保管場所を設置し、きちんと管理しましょう。</p>

環境配慮指針	行 動 例
<p>飲食におけるごみの減量化・リサイクルに努める。</p> <p>周囲の環境に配慮した事業活動に努める。</p>	<p>割り箸や食べ残し、調理クズなどを分別し、リサイクルを進めましょう。</p> <p>生ごみの発生を抑えるために、食材の効率的な利用を図りましょう。</p> <p>深夜・早朝の配達車からの騒音に十分注意しましょう。</p> <p>看板・建物などは、周辺の景観に十分注意しましょう。</p> <p>ネオンや照明などは、使用時間に十分注意しましょう。</p> <p>拡声器などを使用するときは、音量や時間に十分注意しましょう。</p>

(5) 廃棄物処理業

環境配慮指針	行 動 例
<p>廃棄物の管理の徹底に努める。</p> <p>廃棄物の適正処理に努める。</p> <p>廃棄物の処理過程で発生するエネルギーの有効利用に努める。</p>	<p>廃棄物を一時保管するときは、流出・飛散などがないよう管理を徹底しましょう。</p> <p>廃棄物処理に関する情報を公開しましょう。</p> <p>再利用可能なものは地域のリサイクルバザーなどに協力しましょう。</p> <p>特定フロンを使用している冷凍・冷蔵庫やエアコンなどを処理するときは、特定フロンを回収してから処理しましょう。</p> <p>有害物質などは適正処理を徹底しましょう。</p> <p>廃棄物の焼却に伴い発生する廃熱などを有効利用しましょう。</p>

(6) エネルギー供給業

環境配慮指針	行 動 例
地球温暖化防止対策を推進する。	環境に負荷の少ない自然エネルギーなどの新エネルギーの研究開発を進めましょう。 消費者に地球温暖化に関する情報や省エネルギーの方法などの情報提供に努めましょう。
地域住民の安全対策を徹底する。	管理体制や徹底に努めましょう。 緊急時対策を徹底し、地域住民の安全性に十分配慮しましょう。 周辺自治体との連携強化に努めましょう。
海域環境に配慮した安全対策を徹底する。	油の流出などによる水質汚濁事故が発生しないよう適正な管理に努めましょう。

(7) 運輸・流通業

環境配慮指針	行 動 例
効率的な物流などに努める。	共同輸配送を実施するなど、貨物輸送の効率化を進めましょう。 配送システムの情報化、集積化による配送効率の向上を図りましょう。 過積載しないように十分注意しましょう。 輸送車用の最短走行ルートを選定しましょう。
低公害車などによる輸送とエコドライブに努める。	低公害車など、より環境に負荷の少ない車を使用しましょう。 荷物の積み卸し時のアイドリングストップを徹底しましょう。 時間待ち、客待ち時のアイドリングストップを徹底しましょう。 適正速度を守りましょう。 社員などへのエコドライブを徹底しましょう。

地域編

地域づくりにおける環境配慮の推進

第1章 基本的事項

第2章 地域別環境配慮の基本的方向

地域編の概要

地域の環境は、山や川、森などの自然のものや、道路、建物などの人工のものまで様々な要素から構成され、それらは環境面から見た資源（環境資源）として捉えることができます。これらの環境資源の保全と持続的な活用を図っていくためには、地域の環境特性を把握した上で、適切な環境への配慮を行い、「計画編」で示した環境施策などを効果的に推進していく必要があります。

地域の環境特性に基づいた適切な配慮がなされなかった場合は、貴重な自然の喪失や災害、環境汚染などが発生することがあります。その一方で、適切な配慮がなされた場合は、環境資源の保全が図られるとともに地域環境を以前よりも良好なものにしていくこともできます。

本編は、市域における地域ごとの基本的な環境特性を示すとともに、土地利用などにおける環境への配慮を進めていくためのガイドラインとしての役割を担うものです。

第 1 章 基本的事項

- 1 環境特性の把握手法と配慮の視点
- 2 地域区分
- 3 地域内の地区区分

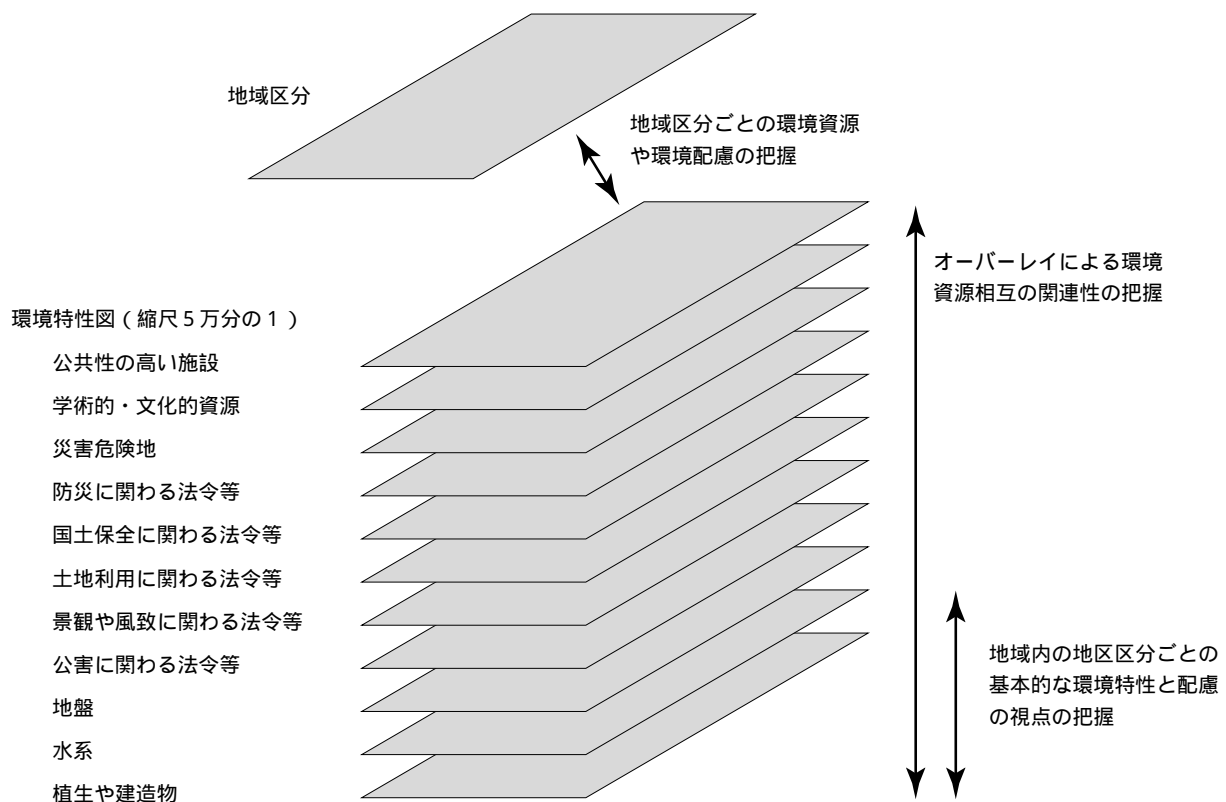
1

環境特性の把握手法と配慮の視点

地域環境を構成する様々な要素を環境資源として捉え、その保全と持続的な活用を図るためには、環境資源の状況や特性を把握する必要があります。そのため、本計画の策定にあわせて秋田市環境特性図を整備しました。これは、市域の主要な環境資源を整理し、地図にとりまとめたもので、これにより環境資源の分布状況や位置関係、それぞれの環境資源に対する基本的な配慮の視点などを把握することができます。さらに、オーバーレイ（重ね合わせ）の手法を用いることにより環境資源相互の関連性を把握することもできます。

本編においては、広大な市域の環境特性をわかりやすく示すため、行政上の地域区分と自然条件からみた区分を併用して、それぞれの区域や区分ごとに基本的な環境特性と配慮の視点を示しています。

環境特性図のイメージ



2

地域区分

地域の区分にあたっては、他の計画との整合性を考慮して、秋田市総合計画に準拠することとし、以下の5地域を設定しました。ただし環境面を考慮したため、河川流域境界を用いるなど一部に異なっているところもあります。



- 1 中央地域：大町、旭北、旭南、川元、川尻、山王、高陽、保戸野、秋操駅西側の泉、千秋、中通、南通、榎山、茨島、八橋、卸町
- 2 東部地域：手形、手形山、秋操駅東側の泉、旭川、東通、横森、桜、桜ガ丘、新藤田、濁川、添川、広面、柳田、山内、仁別、太平、下北手
- 3 西部地域：新屋（勝平含む）、新屋町、浜田、下浜、豊岩
- 4 南部地域：牛島東、牛島西、前記以外の牛島、大住、仁井田、御所野、御野場、四ツ小屋、上北手、大平台、山手台
- 5 北部地域：金足、下新城、上新城、飯島、港北、土崎港中央、土崎港東、土崎港西、土崎港北、前記以外の土崎港、寺内、将軍野東、将軍野南、前記以外の将軍野、外旭川

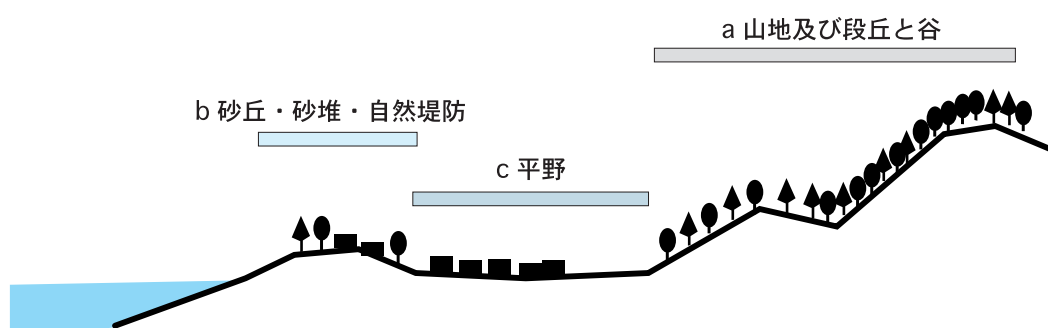
3

地域内の地区区分

秋田市の市域の特徴は、地形が多様であり、それが植生の分布をはじめ、農地や市街地などの形成に大きく影響してきた点にあります。したがって、植生や土地利用が地形ごとにまとまった様相を呈しており、その形状や位置などを把握することが環境への配慮を進めていく上で重要となってきます。

これらのことから、地形からみた区分を、a 山地及び段丘と谷、b 砂地の砂丘や砂堆・自然堤防、c 標高の低い平野の3つに大別することとします。

秋田市の地形的イメージ

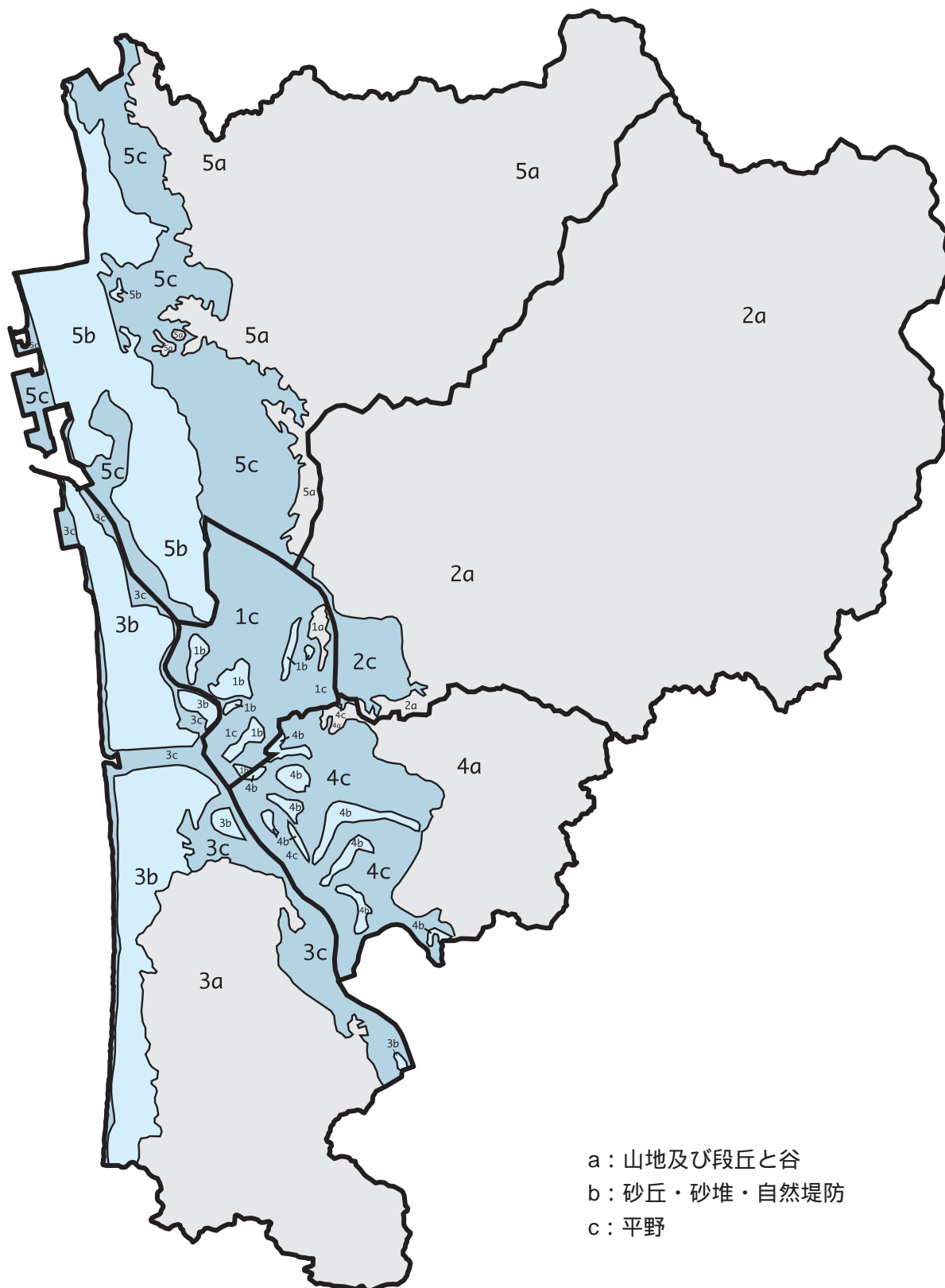


砂堆：河川や潮流、波の作用によって砂が堆積することで形成された地形

段丘：過去の海面・湖面の変動や河川の変遷に伴って形成された階段状の地形

次章の「地域別環境配慮の基本的方向」においては、この大きな地形のまとまりを示して地域内の地区区分とし、その地区ごとに基本的な特性と環境配慮の視点を示しています。

地形など基本的な自然条件の把握は、環境特性図に基づいています。



第 2 章 地域別環境配慮の 基本的方向

第 1 節 地域ごとの環境資源と環境配慮の視点

第 2 節 地域ごとの環境配慮の基本的方向

- 1 中央地域**
- 2 東部地域**
- 3 西部地域**
- 4 南部地域**
- 5 北部地域**

第1節 地域ごとの環境資源と環境配慮の視点

ここでは環境特性図に基づいて、地域ごとの環境資源と環境配慮の視点を一覧表に整理しています。

これにより、地域ごとの環境資源の状況や必要とされる環境配慮の視点をおおまかに把握することができます。

分類	環境資源	中央	東部	西部	南部	北部	環境配慮の視点
公共性の高い施設	都市公園、墓園、緑地						<ul style="list-style-type: none"> 定められた規制や手続きの遵守 自然を活用した施設整備 安全性や快適性の向上 国土保全や生活環境保全機能の向上と活用
	港湾区域						<ul style="list-style-type: none"> 定められた規制や手続きの遵守 環境汚染、公害の防止 事故、災害の防止
	臨港地区						
	上水道給水区域						<ul style="list-style-type: none"> 安全な水の確保と供給 水源やその上流環境の汚染防止
	水道水源						
	公共下水道（污水）整備区域						<ul style="list-style-type: none"> 利用率の向上 適正な排水と処理負荷の軽減 処理能力の向上 悪臭の防止
	農業集落排水施設整備区域						
	下水道終末処理場						
	高速自動車道						<ul style="list-style-type: none"> 自動車公害の緩和 事故、災害の防止
	国道						<ul style="list-style-type: none"> 良好な沿道景観の形成 沿道の乱開発の防止 ごみ散乱の防止
	主要地方道						
	一般県道						
	鉄道・駅						<ul style="list-style-type: none"> 騒音・振動の緩和・防止 事故、災害の防止 駅周辺の安全性や快適性の向上 駅周辺の良好な景観の形成 ごみ散乱の防止
	会館・展示場・体育館						<ul style="list-style-type: none"> 敷地、建物や周辺の安全性や快適性の向上 良好な景観の形成 ごみ散乱の防止
	博物館・美術館・資料館・図書館						
	小・中学校						
	高専・高校						
	大学						
レジャー施設							
工業・運輸施設						<ul style="list-style-type: none"> 環境汚染、公害の防止 事故、災害の防止 	
廃棄物処理施設							

記号の読み方 ; 極めて広く分布 ; 中庸に分布 ; 小さなものが点在 空欄 ; 分布しない

地域編

地域別環境配慮の基本的方向

分類	環境資源	中央	東部	西部	南部	北部	環境配慮の視点
学術的・文化的資源	特定植物群落						・学術上重要な植物群落または個体群の保護 ・自然生態系の保全
	自然景観資源						・良好な自然景観の維持
	巨樹・巨木林						・巨樹・巨木林の保護と活用
	自然海岸						・良好な自然景観の維持 ・自然生態系の保全
	鳥獣保護区						・定められた規制や手続きの遵守 ・自然生態系の保全
	国指定文化財						・定められた規制や手続きの遵守
	県指定文化財						・歴史的環境の保全 ・良好な自然景観の維持
	市指定文化財						・自然生態系の保全
災害危険地	遺跡						・定められた規制や手続きの遵守 ・歴史的環境の保全
	急傾斜地崩壊危険箇所						・災害の回避・防止
	地すべり危険箇所						
	土石流危険渓流						
	雪崩危険箇所						
	山腹崩壊危険地区						
	崩壊土砂流出危険地区						
	地すべり危険地区						
日本海中部地震液状化履歴							
防災に関わる法令等	急傾斜地崩壊危険区域						・定められた規制や手続きの遵守 ・災害の回避・防止 ・自然に配慮した施設整備
	地すべり危険区域						・定められた規制や手続きの遵守 ・災害の回避・防止 ・自然に配慮した施設整備
	砂防指定地						・定められた規制や手続きの遵守 ・災害の回避・防止 ・自然に配慮した施設整備
	防火地域 準防火地域						・定められた規制や手続きの遵守 ・災害の回避・防止
国土保全に関わる法令等	国有林						・定められた規制や手続きの遵守 ・良好な自然景観の維持 ・自然生態系の保全 ・国土保全や生活環境保全機能の向上と活用
	国有林保護林						
	県営林						
	市有林						
	保安林						
	海岸保全区域						・定められた規制や手続きの遵守 ・災害の回避・防止 ・自然に配慮した施設整備
	一級河川（国直轄）						
	一級河川（県管理）						
	二級河川						
	準用河川						
普通河川							

記号の読み方 ; 極めて広く分布 ; 中庸に分布 ; 小さなものが点在 空欄; 分布しない

分類	環境資源	中央	東部	西部	南部	北部	環境配慮の視点
土地利用に関わる 法令等	農業振興区域 農用地区域						<ul style="list-style-type: none"> ・定められた規制や手続きの遵守 ・乱開発の防止 ・自然に配慮した施設整備 ・国土保全や生活環境保全機能の向上と活用
	都市計画区域						<ul style="list-style-type: none"> ・定められた規制や手続きの遵守 ・乱開発の防止 ・自然を活用した施設整備 ・安全性や快適性の向上
	市街化区域の用途地域 市街化調整区域						
	太平山県立自然公園						<ul style="list-style-type: none"> ・定められた規制や手続きの遵守 ・良好な自然景観の維持と活用 ・自然生態系の保全 ・国土保全機能の向上と活用
景観や風致に関わ る法令等	秋田市屋外広告物条例に基づ く禁止地域						<ul style="list-style-type: none"> ・定められた規制や手続きの遵守 ・屋外広告物の抑制
	風致地区						<ul style="list-style-type: none"> ・定められた規制や手続きの遵守 ・良好な自然景観の維持
公害に関わる 法令等	大気測定地点						・大気汚染の防止
	水質測定地点						・水質汚濁の防止
	水質環境基準類型	A,B	AA,A	A,B,C	A,B	A,B,C	・水質汚濁の防止
	騒音規制法に基づく規制地域						・騒音の防止
	振動規制法に基づく規制地域						・振動の防止
	悪臭防止法に基づく規制地域						・悪臭の防止

記号の読み方 ；極めて広く分布 ；中庸に分布 ；小さなものが点在 空欄；分布しない
AA,A,B,C；公共用水域類型区分

留意事項

- 1．内容の精度は、地図の縮尺（精度）である5万分の1によります。
- 2．地図作製後の環境の変化についても十分留意する必要があります。
- 3．本編を目安として活用し、掲げた内容以外の点についても、より自主的・積極的な配慮が必要です。

第2節 地域ごとの環境配慮の基本的方向

1 中央地域

(1) 位置、面積、人口



面積	約 17 km ² (3.7%)
人口	約 79,000 人

(2) 地域の概況

中央地域は、本市における各種機能の中枢をになう市街化地域であり、都市基盤が充実していますが、都市求心性を高めるとともに居住環境の整備を図り、県都の顔としてさらなる充実が求められています。

このうち、秋田駅周辺については、空洞化した中央街区の再生や、駅東地区から大町・通町地区までの連続性を考慮した整備が進められつつあります。また、千秋公園については、本市を代表する憩いの場として整備され、まちの魅力を高めるための取組が行われてきています。

山王地区は、官公庁街を中心に周辺の八橋運動公園の整備と連動しながら、整然とした空間として整備が進められてきています。

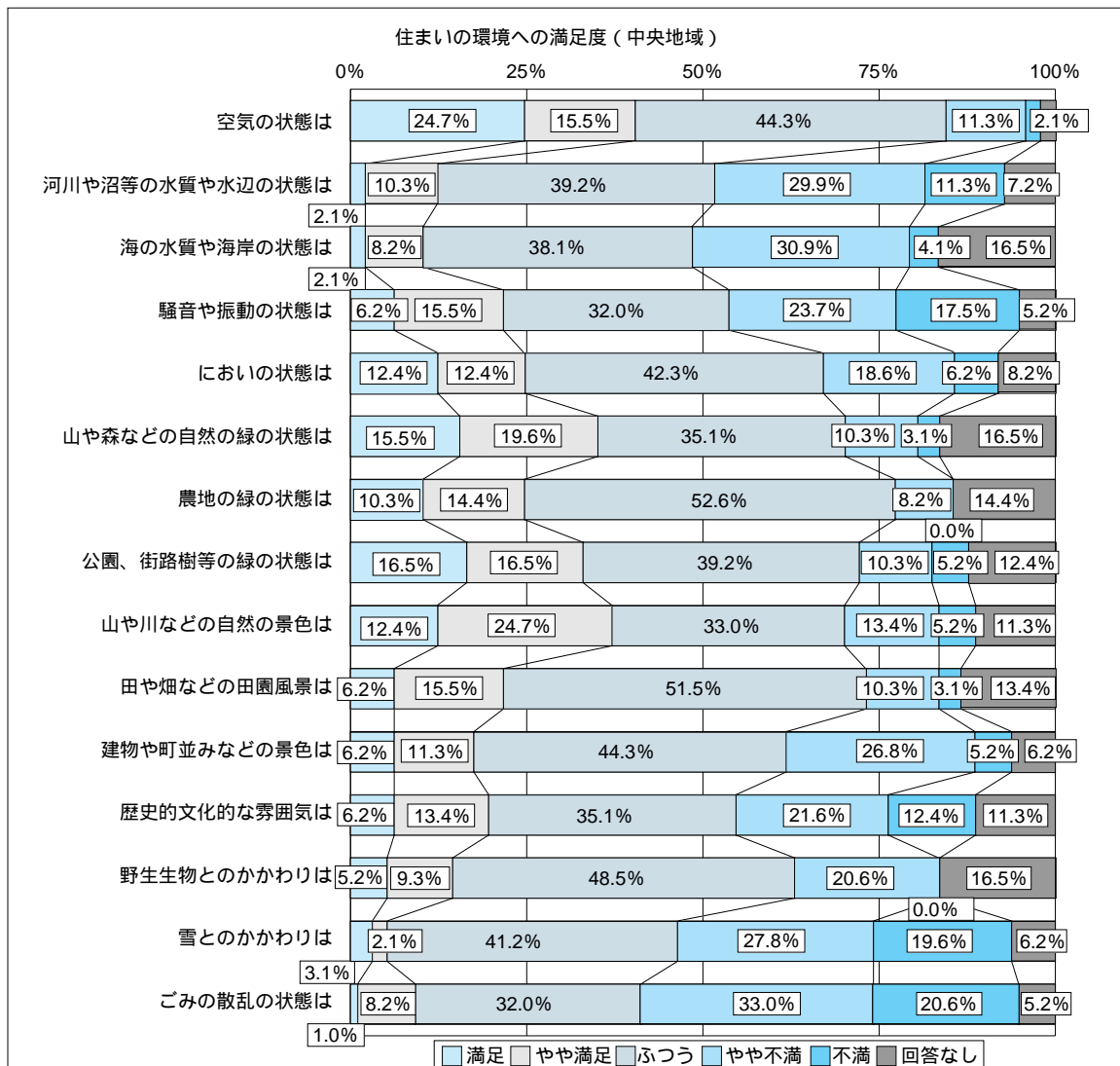
旭北、旭南、川尻、高陽、保戸野、八橋、泉、南通、櫛山、茨島地区などの都心に近い住宅地については、良好な居住環境の保全が求められています。

(3) 地域住民の地域環境に対する評価

本計画の策定にあたって、平成11年12月に市民を対象とした意識調査を実施しました。

それによると、本地域の住民の環境に対する評価は、以下のとおりとなっています。

満足・やや満足が高い値を示した項目は、「空気の状態」「山や森などの緑の状態」などで、逆に不満・やや不満とした項目は、「雪との関わり」「ごみの散乱状態」で、これは市内に共通の傾向でした。また、「建物や街並みなどの景色」についての不満・やや不満が3割以上を示しました。本地域の特徴としては、「山や川などの自然の景色」についての満足が高い反面、「河川や沼などの水質や水辺の状態」についての不満が高いことがあげられます。これは、水質の良好な旭川が貫流しているものの親水性への物足りなさからきているものと思われます。



(4) 基本的な自然条件と環境配慮

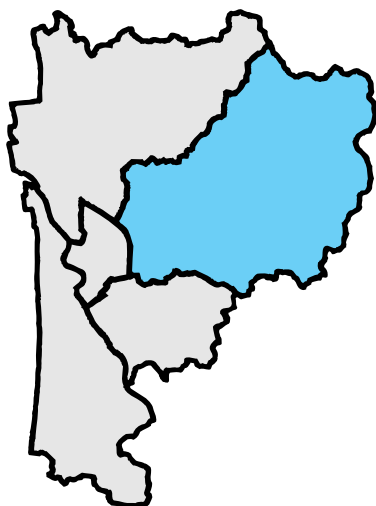
中央地域には、過去に何度も河川が流路を変え、潟や湖沼を形成していた標高の低い平野(1c)が広がっています。その中で、千秋公園の小さな山地地形(1a)や、いくつかの砂堆・自然堤防(1b)が島状に分布しています。



1a 中央地域段丘地区：小さな段丘の地区	
全体的な配慮の方向 都心の都市空間において貴重な千秋公園の景観や快適性への配慮が特に望まれます。	
基本的な特性	環境配慮の視点
地盤、水系関連 ・ 島状の段丘で、その際には極めて急な斜面が分布し、災害関連の指定がされています。 ・ 周囲を囲む市街地からの景観上重要な地形です。	・ 斜面崩壊の災害防止 ・ 特徴的な景観の保全
植生関連 ・ 水辺もある都心の公園で、自然林が分布します。	・ 自然の連続性やまとまりの保全 ・ 都市空間の安全性や快適性の向上 ・ 緑化等による自然との共生
その他 ・ 城跡としての歴史があり文化財も集まっています。	・ 歴史的環境の保全
1b 中央地域砂堆地区：砂堆・自然堤防で構成される地区	
全体的な配慮の方向 都心付近における良好な住環境形成への配慮が特に望まれます。	
基本的な特性	環境配慮の視点
地盤、水系関連 ・ 雨水が浸透しやすく、乾燥、安定した砂地の地盤が主体です。	・ 雨水地下浸透機能の保全
植生関連 ・ 植生は乏しくほぼ全域が宅地です。	・ 都市空間の安全性や快適性の向上 ・ 緑化等による自然との共生
その他 ・ 秋田市の都心市街地で建物の密度が高く、高層ビルも多く集まっています。	・ 自動車公害、事故、災害の防止 ・ 施設の安全性や快適性の向上と良好な景観の形成
1c 中央地域低地地区：標高の低い平野を主とする地区	
全体的な配慮の方向 被害が大きくなりやすい都心市街地の水害や軟弱地盤への配慮が特に望まれます。	
基本的な特性	環境配慮の視点
地盤、水系関連 ・ 全体に標高が極めて低く、軟弱な沖積層が厚く堆積しています。 ・ 市街地を草生津川、旭川、宝川が旧雄物川へ流れています。 ・ 地下水が豊かで水位が高くなっています。	・ 氾濫、軟弱地盤、液状化による災害の防止 ・ 雨水貯留機能の向上 ・ 河川・池の質や機能の保全
植生関連 ・ 植生は乏しくほぼ全域が宅地です。 ・ 雄物川は水辺と特有の植生が相まって、多様な生態系を形成しています。	・ 都市空間の安全性や快適性の向上 ・ 緑化等による自然との共生 ・ 湿地・水辺生態系の保全
その他 ・ 秋田市の都心市街地で建物の密度が高く、高層ビルも多く集まっています。	・ 自動車公害、事故、災害の防止 ・ 施設の安全性や快適性の向上と良好な景観の形成

2 東部地域

(1) 位置、面積、人口



面積	約 167 km ² (36.3%)
人口	約 66,000 人

(2) 地域の概況

東部地域は、東に山地が広がり、市街地においては、周辺の緑豊かな環境が活かされるとともに、居住性の高いまちが整備されてきています。

このうち、秋田駅周辺については、駅西側と一体となった開発が進められつつあり、本市の東玄関として、各種整備事業などの実施により都市機能の充実が図られてきています。

中心部に近接する手形、旭川、東通、横森、桜、新藤田、広面地区等の住宅地については、下水道や道路などの基盤整備により、居住環境の向上が図られてきています。中でも、秋田大学や秋田経済法科大学の周辺地区は良好な学園都市として、大学と調和したまちづくりが進められてきています。

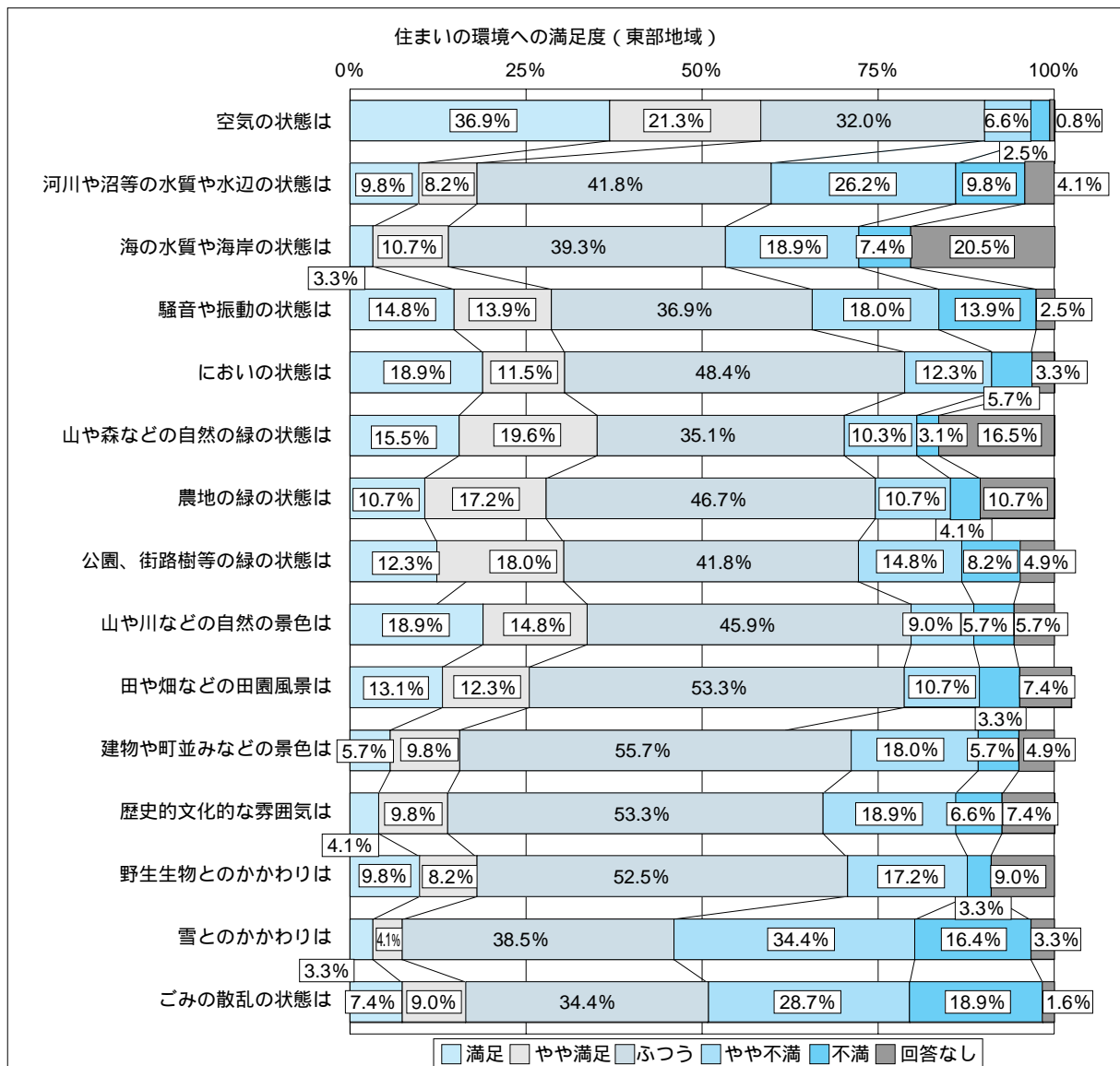
添川、柳田、下北手地区などの周辺の農業地域については、農道等生産基盤の整備が進められる一方で宅地化も進められてきています。

豊かな自然が保たれている山内、仁別、太平地区については、農用地のほか、観光・レクリエーション地としての活用も図られてきています。

(3) 地域住民の地域環境に対する評価

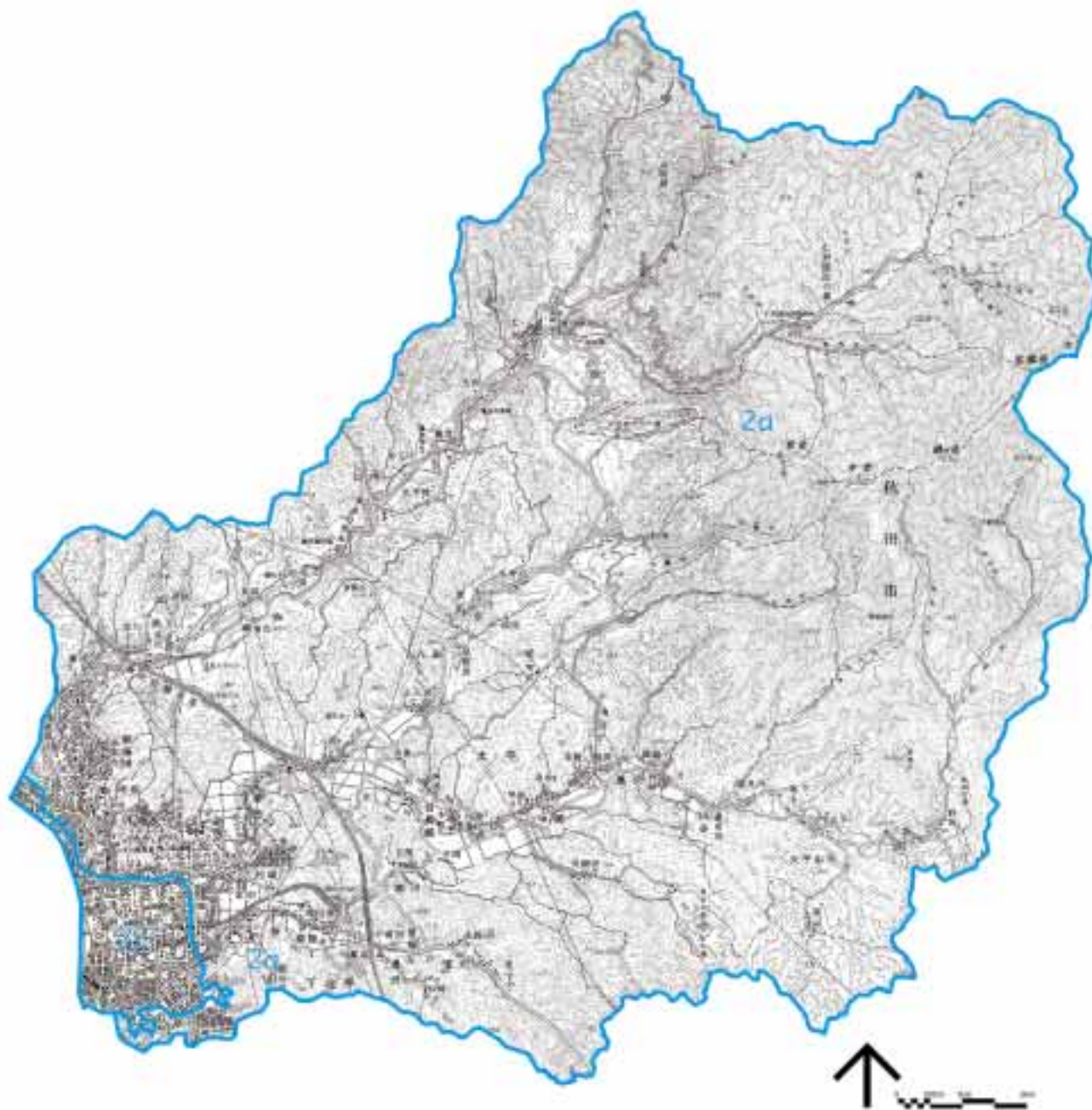
本地域の住民の環境に対する評価は、以下のとおりとなっています。

満足・やや満足が高い値を示した項目は、「空気の状態」「山や森などの緑の状態」「自然の景色」などで、逆に不満・やや不満とした項目は「雪との関わり」「ごみの散乱状態」(約5割)や「河川や沼等の水質や水辺の状態」「建物や街並みなどの景色」(約3割)でした。本地域の特徴としては、「騒音や振動の状態」については満足、不満足がほぼ3割と同程度であることがあげられ、これは、駅の東側周辺の市街地と山地に近い郊外では同じ地域内でも住環境にかなりの差があるためと思われます。



(4) 基本的な自然条件と環境配慮

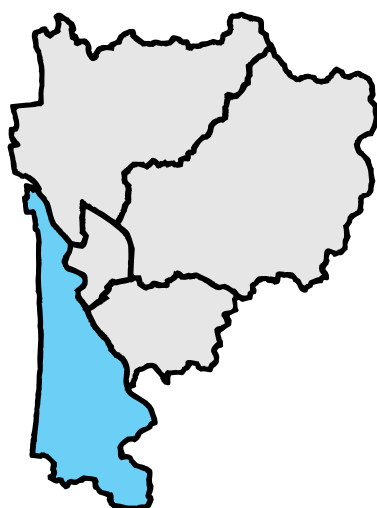
東部地域には広大な山地(2a)が広がる中で、西端に、過去には何度も河川が流路を変え、潟や湖沼を形成していた標高の低い平野(2c)があります。



2a 東部地域山地地区：険しい斜面と谷（谷底平野）で構成される地区	
<p>全体的な配慮の方向</p> <p>広大で豊かな森林がもたらす自然生態系や国土保全機能と、下流域の災害や水質への配慮が特に望まれます。</p>	
基本的な特性	環境配慮の視点
<p>地盤、水系関連</p> <ul style="list-style-type: none"> 河川沿いに細長い谷が形成され、その際や河川の最上流域一帯には極めて急な斜面が分布し、全体的に災害関連の指定が多数されています。 雄物川に流入する旭川水系、八田川水系、太平川水系、宝川水系の上流域及び源流域です。 谷を利用してため池が多く設けられています。 長滝、金山滝、鶏鳴滝、不動滝、仁別渓谷は重要な景観地形です。 	<ul style="list-style-type: none"> 斜面崩壊、土石流、氾濫等による災害防止 国土保全機能の向上 下流域の災害、水質等に対する環境保全 河川・池の質や機能の保全 特徴的な自然景観の保全
<p>植生関連</p> <ul style="list-style-type: none"> 斜面の半分程度はスギ植林ですが、最上流域の太平山をはじめ自然林や二次林の他貴重な植生も多く分布し、原始的で多様な生態系を形成しています。 最上流域の自然林一帯は国有林や太平山県立自然公園で、全体的に市有林が多数あります。 谷は水田に利用され、小さな宅地が点在し、一部に水辺特有の植生が分布しています。 	<ul style="list-style-type: none"> 原生性や多様性の保全 自然の連続性やまとまりの保全 森林の国土・環境保全機能の向上 水田の国土・環境保全機能の向上 湿地・水辺生態系の保全
<p>その他</p> <ul style="list-style-type: none"> 旭川の仁別付近にはレジャー施設が集まっています。 その他に主な施設としては、秋田自動車道及び秋田中央IC、ゴルフ場があります。 簡易水道などの水源が多数あります。 埋蔵遺跡が多数あります。 	<ul style="list-style-type: none"> 自動車公害、事故、災害の防止 施設の安全性や快適性の向上と良好な景観の形成 水道の水質、水量の保全 歴史的環境の保全
2c 東部地域低地地区：標高の低い平野を主とする地区	
<p>全体的な配慮の方向</p> <p>市街地や下流の中央地域及び南部地域における水害や軟弱地盤への配慮が特に望まれます。</p>	
基本的な特性	環境配慮の視点
<p>地盤、水系関連</p> <ul style="list-style-type: none"> 全体に標高が極めて低く、軟弱な沖積層が厚く堆積しています。 市街を旭川、太平川などが中央地域及び南部地域へ流れています。 地下水が豊かで水位が高くなっています。 	<ul style="list-style-type: none"> 氾濫、軟弱地盤、液状化、斜面崩壊（隣接する山地）による災害の防止 河川・池の質や機能の保全 雨水貯留機能の向上
<p>植生関連</p> <ul style="list-style-type: none"> 植生は乏しく全体に比較的新しい宅地が広がり、都心へ連続しています。 	<ul style="list-style-type: none"> 都市空間の安全性や快適性の向上 緑化等による自然との共生
<p>その他</p> <ul style="list-style-type: none"> JR奥羽本線や秋田駅の東側に位置しています。 都心と比べ下水道整備が進んでいません。 	<ul style="list-style-type: none"> 自動車公害、事故、災害の防止 水質汚濁防止と汚水処理の適正化

3 西部地域

(1) 位置、面積、人口



面積	約 83 km ² (18.1%)
人口	約 36 000 人

(2) 地域の概況

西部地域は、日本海と雄物川・旧雄物川に挟まれた砂丘・丘陵地が南北に延び、古くからの商工業地と住宅地域が形成され、産業基盤や生活基盤の整備が進められてきています。さらに南には、山地が広がっています。

このうち向浜地区については、工業専用地域として活用が図られ、勝平地区は、住宅地域として整備が進められています。また、海岸部においては、大規模な風力発電施設が設置されています。

新屋、浜田地区については、秋田公立美術工芸短期大学、大森山公園・動物園、大川端帯状近隣公園などが整備されるとともに、良好な居住環境の整備も進められてきています。

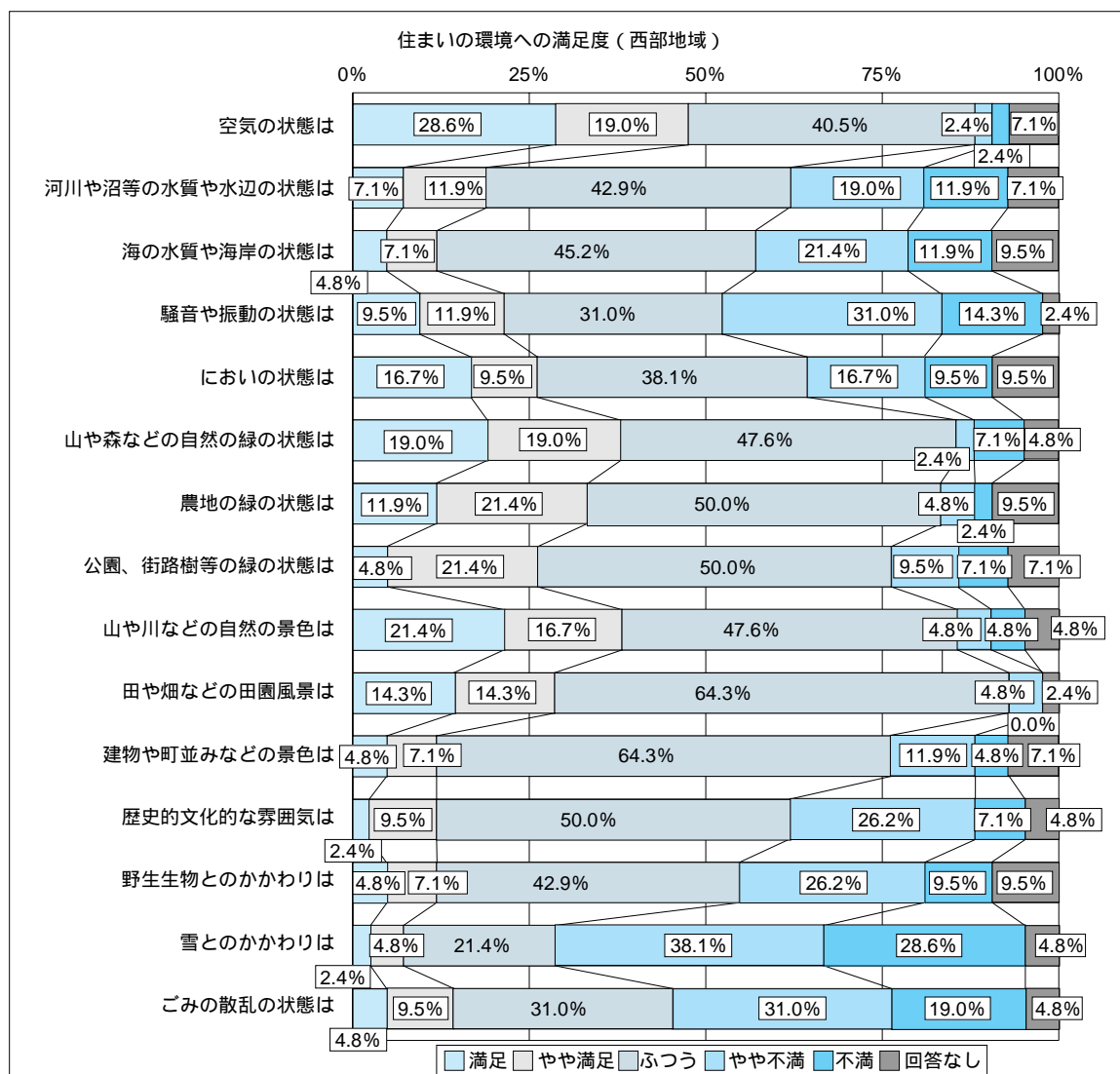
豊岩、下浜地区においては、豊かな自然とともに、農地が保全され、生活基盤の整備や環境に配慮した工業団地の整備も図られてきています。

また、浜田、下浜地区の海岸部は、海水浴場として活用されています。

(3) 地域住民の地域環境に対する評価

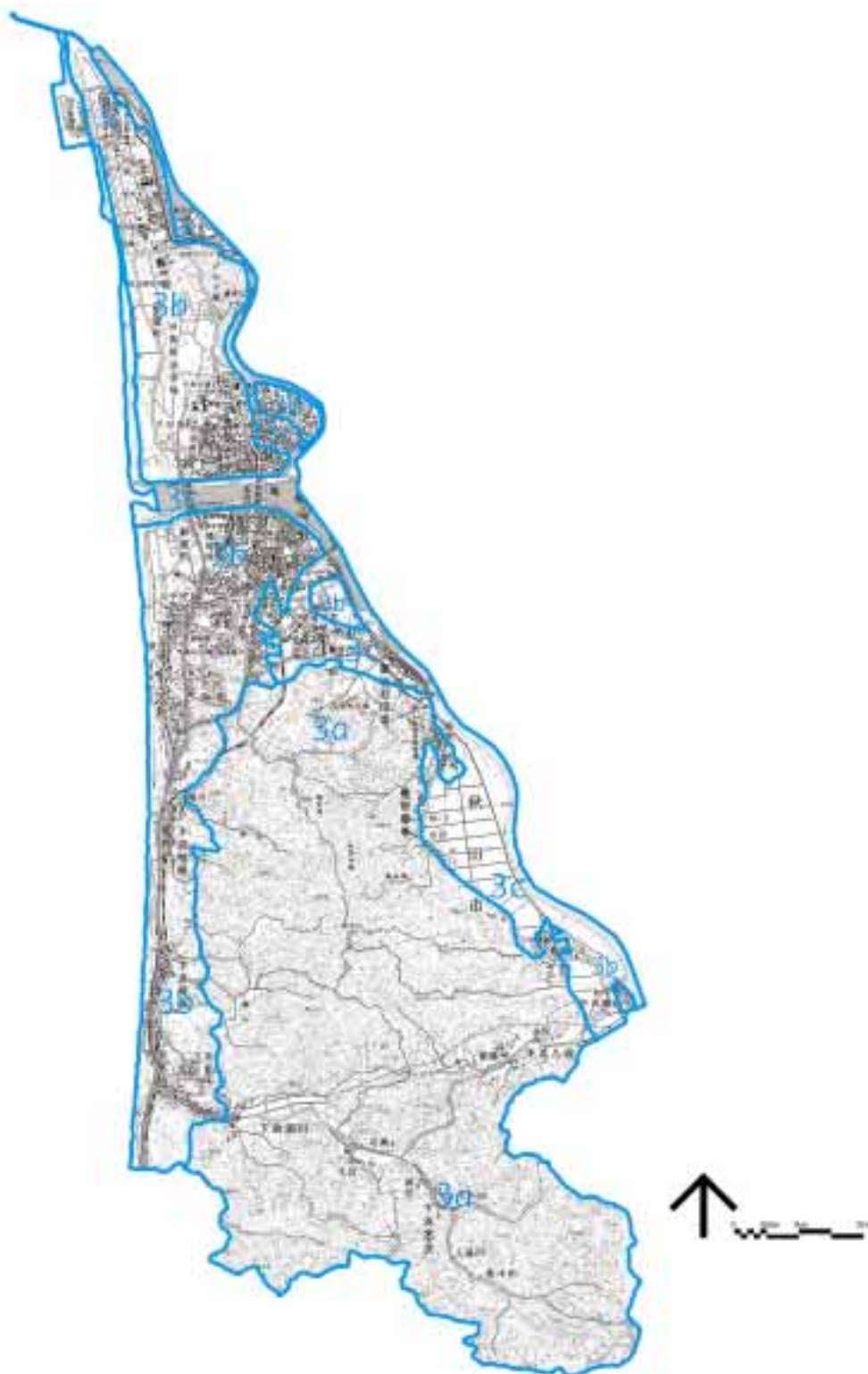
本地域の住民の環境に対する評価は、以下のとおりとなっています。

満足・やや満足が高い値を示した項目は、「空気の状態」「山や森などの緑の状態」「山や川などの自然の景色」で、逆に不満・やや不満とした項目は、「雪との関わり」「ごみの散乱状態」「河川や沼等の水質や水辺の状態」でした。本地域の特徴としては、「騒音や振動の状態」についての不満が高いことがあげられます。これは、住宅地が工業地帯や主要幹線道路に近接している地域があることなども一因と思われます。また、「海の水質や海岸の状態」についての不満が高い値を示しており、これは、海水浴場ともなっている海浜が雄物川の影響を受けやすいためと思われます。



(4) 基本的な自然条件と環境配慮

西部地域の南には山地(3a)が広がり、西の日本海沿岸には大規模な砂丘(3b)が広がっています。東の雄物川に沿って標高の低い平野(3c)が延びており、その中にはいくつかの砂堆・自然堤防(3b)が島状に分布しています。



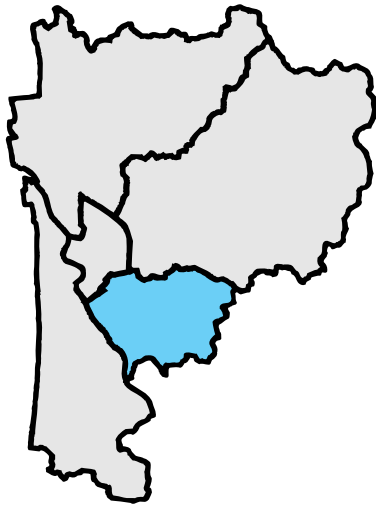
3a 西部地域山地地区：斜面と谷（谷底平野）で構成される地区	
全体的な配慮の方向 恵み豊かな里山の景観と多様な自然生態系への配慮が特に望まれます。	
基本的な特性	環境配慮の視点
地盤、水系関連 ・河川沿いに細長い谷が形成され、その際には極めて急な斜面が分布し、災害関連の指定が多数されています。 ・雄物川に流入する小河川と、日本海へ流入する小河川の上流域及び源流域です。 ・谷を利用してため池が多数設けられています。	・斜面崩壊、土石流、氾濫等による災害防止 ・国土保全機能の向上 ・下流域の災害、水質等に対する環境保全 ・河川・池の質や機能の保全
植生関連 ・斜面にはスギ植林、クロマツ植林と二次林が混在し、自然林も点在して、里山の多様な生態系を形成しています。 ・市有林が多数あります。 ・谷は水田に利用され、小さな宅地が点在し、水辺特有の植生が多数分布しています。	・自然の連続性やまとまりと多様性の保全 ・森林の国土・環境保全機能の向上 ・水田の国土・環境保全機能の向上 ・湿地・水辺生態系の保全
その他 ・簡易水道などの水源があります。	・水道の水質、水量の保全

3b 西部地域砂丘・砂堆地区：日本海沿岸の砂丘を主とする地区	
全体的な配慮の方向 日本海に臨む広大な砂丘の景観と砂丘特有の自然生態系への配慮が特に望まれます。	
基本的な特性	環境配慮の視点
地盤、水系関連 ・雨水が浸透しやすく、乾燥、安定した砂地の地盤が主体で、沿岸特有の強風や飛び砂があります。 ・いくつかの小河川が日本海へ流れています。 ・一部に小規模な低湿地が形成され、公園である塩曳潟と大森山は重要な景観地形です。	・沿岸の強風、飛び砂等の被害防止 ・雨水地下浸透機能の保全 ・河川・池の質や機能の保全 ・特徴的な自然景観の保全
植生関連 ・雄物川右岸では宅地が大半ですが、クロマツ植林と砂丘特有の植生もまとまって分布します。 ・雄物川左岸では宅地にクロマツ植林などが混在し、山地地区の森林と連続し、一部に水辺特有の植生が分布しています。	・造林の目的に応じた適切な利用と管理 ・自然の連続性やまとまりの保全 ・湿地・水辺生態系の保全 ・森林の国土・環境保全機能の向上
その他 ・主な施設としては、秋田港など大規模な運輸・工業施設があります。 ・日本海沿いで下水施設整備が進んでいません。	・自動車公害、事故、災害の防止 ・施設の安全性や快適性の向上と良好な景観の形成 ・水質汚濁防止と汚水処理の適正化

3c 西部地域低地地区：標高の低い平野を主とする地区	
全体的な配慮の方向 雄大な雄物川の自然生態系や水質、景観と、市街地の水害や軟弱地盤への配慮が特に望まれます。	
基本的な特性	環境配慮の視点
<p>地盤、水系関連</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ほぼ全域が低い平野で、河川や湖沼の変遷を繰り返しており、軟弱な沖積層が厚く堆積しています。 ・旧雄物川河口付近は秋田港の埋立地となっていますが、それ以外日本海沿岸は長大な砂浜です。 ・雄物川、旧雄物川の他多数の小河川や用水路が流れています。 ・地下水が豊かで水位が高くなっています。 	<ul style="list-style-type: none"> ・氾濫、軟弱地盤、液状化による災害の防止 ・雨水貯留機能の向上 ・河川・池の質や機能の保全
<p>植生関連</p> <ul style="list-style-type: none"> ・雄物川右岸では大半が宅地です。 ・雄物川左岸では水田が広がり、雄物川は水辺と特有の植生が相まって多様な生態系を形成しています。 ・日本海沿岸の砂浜には砂丘特有の植生が分布します。 	<ul style="list-style-type: none"> ・水田の国土・環境保全機能の向上 ・湿地・水辺生態系の保全 ・都市空間の安全性や快適性の向上 ・緑化等による自然との共生 ・砂浜の保全
<p>その他</p> <ul style="list-style-type: none"> ・旧雄物川河口付近は土崎港、重要港湾の秋田港として歴史が長い地区です。 ・雄物川に上水道や簡易水道などの水源があります。 	<ul style="list-style-type: none"> ・自動車公害、事故、災害の防止 ・施設の安全性や快適性の向上と良好な景観の形成 ・歴史的環境の保全 ・水道の水質、水量の保全

4 南部地域

(1) 位置、面積、人口



面積	約 47 km ² (10.2%)
人口	約 49,000 人

(2) 地域の概況

南部地域は、東に丘陵地、西に平野が広がり、住宅地として急速に整備が進められてきているとともに、本市高速交通体系の結節点としての機能を活かした利便性の高いまちづくりが図られてきています。

御所野地区の秋田新都市については、将来を見据えた職・住接近の良好な市街地として整備が進められてきています。また、地区内では大型ショッピングセンターや中央地区老人福祉総合エリアなど施設の充実が図られてきています。

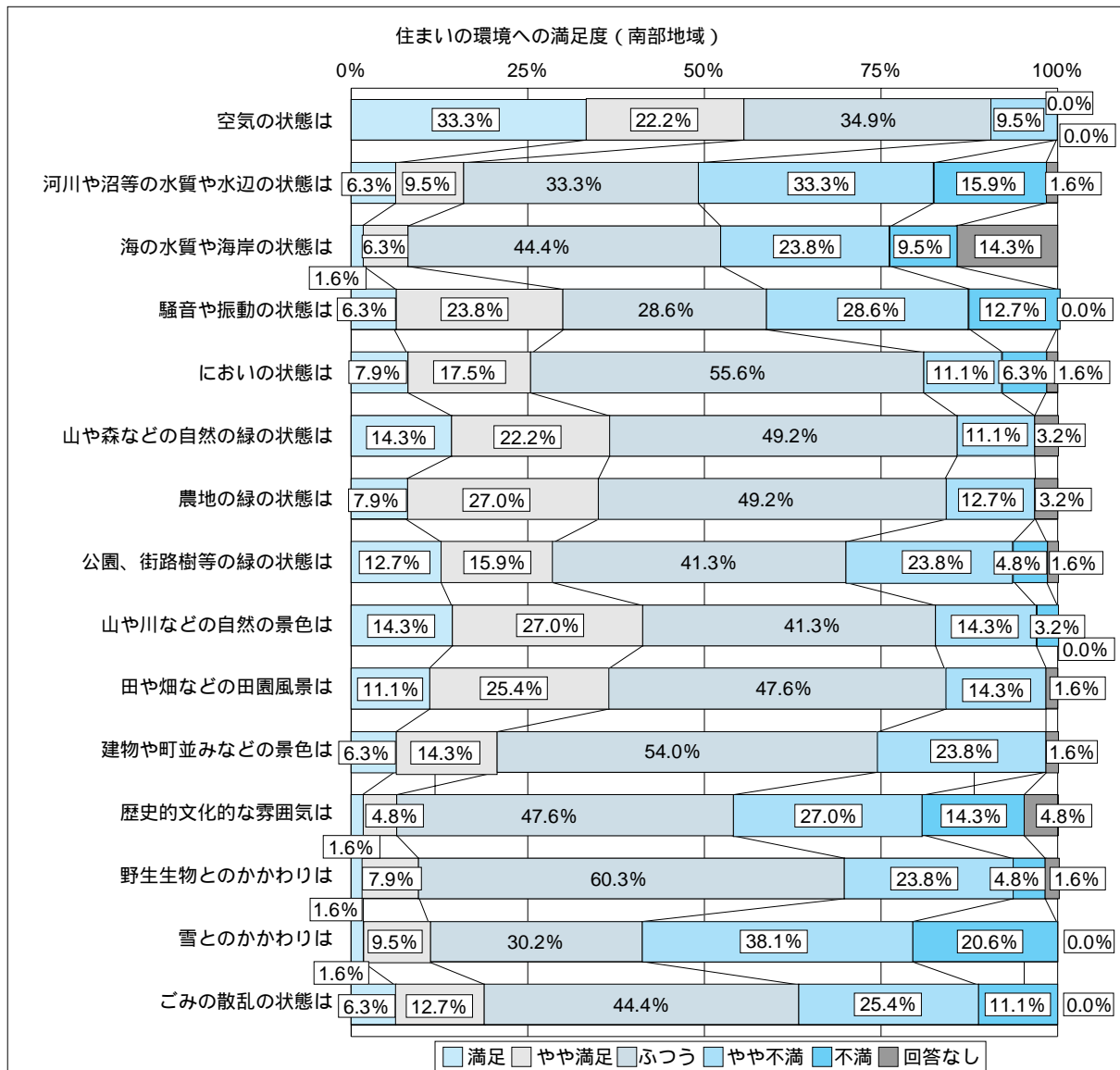
牛島、大住地区については、中央地域と隣接する利便性の高い立地条件を活かし、宅地開発が進められてきたほか、隣接する仁井田、御野場地区についても、住環境の整備が図られてきています。

四ツ小屋、上北手地区の農業地域については、生産基盤の整備が進められるとともに居住環境の向上にむけた取組が行われてきています。また、上北手地区の横山・金足線沿いにおいては、急速に開発が進むとともに、総合病院の立地など都市基盤の整備が図られてきています。

(3) 地域住民の地域環境に対する評価

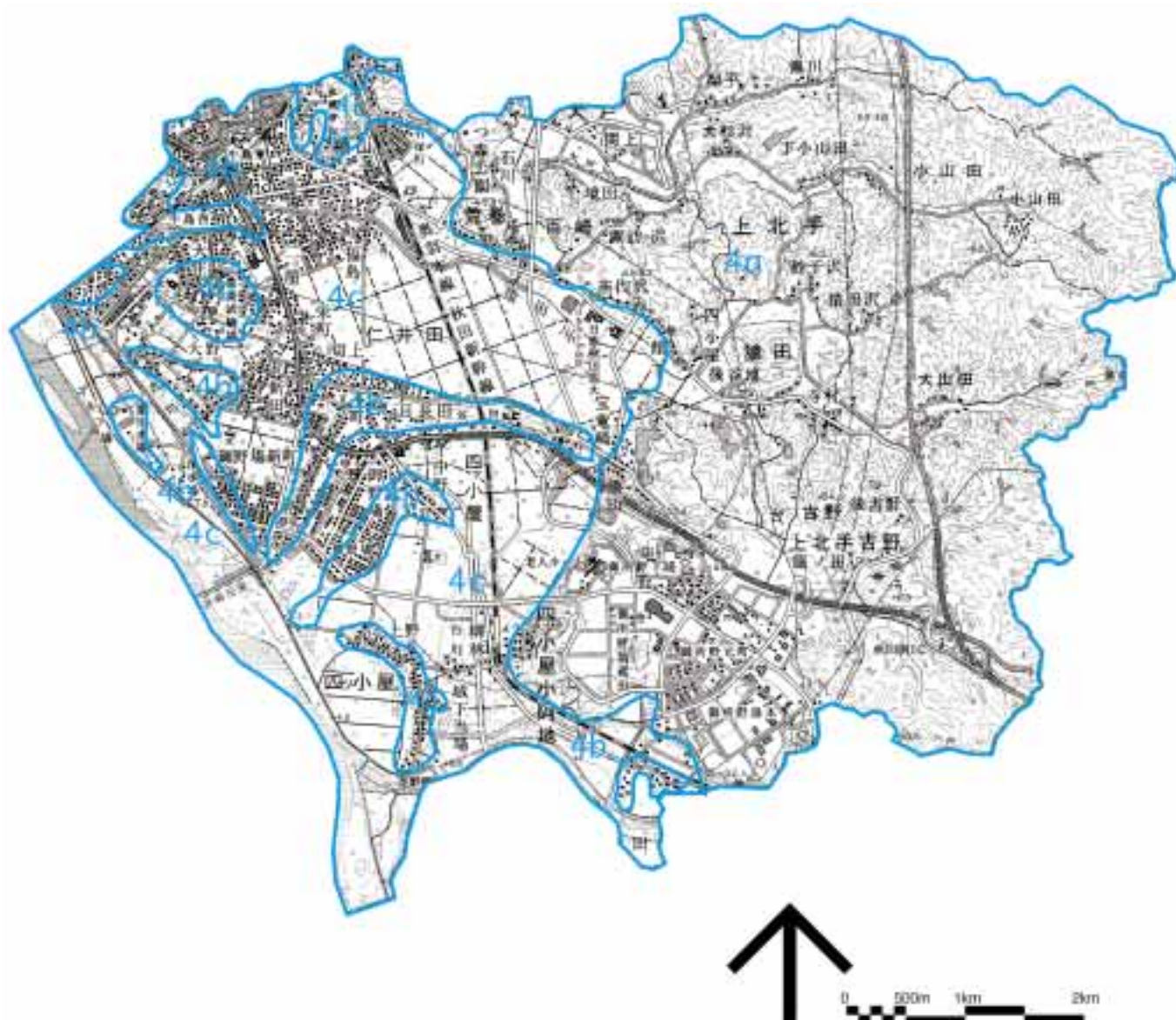
本地域の住民の環境に対する評価は、以下のとおりとなっています。

満足・やや満足が高い値を示した項目は、他の地域と同様に「空気の状態」「山や森などの緑の状態」「山や川などの自然の景色」で、逆に不満・やや不満とした項目は「雪との関わり」「河川や沼等の水質や水辺の状態」「海の水質や海岸の状態」「ごみの散乱状態」でした。本地域の特徴としては、「田や畑などの田園風景」に満足・やや満足が高い(3割以上)一方で、「歴史的文化的な雰囲気」についての不満・やや不満が高い値(4割)を示していることがあげられ、文化的な施設の整備に対する要求の現れと思われます。



(4) 基本的な自然条件と環境配慮

南部地域の東には比較的穏やかな山地(4a)が広がり、西半分には過去には何度も河川が流路を変え、潟や湖沼を形成していた標高の低い平野(4c)が広がっています。平野の中にはいくつかの砂堆・自然堤防(4b)が島状に分布しています。



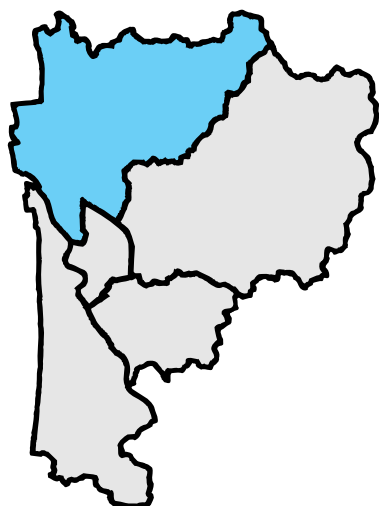
4a 南部地域山地地区：斜面、段丘と谷（谷底平野）で構成される地区	
全体的な配慮の方向 良好な住環境を支える里山の景観と、下流域の災害や水質への配慮が特に望まれます。	
基本的な特性	環境配慮の視点
<p>地盤、水系関連</p> <ul style="list-style-type: none"> 河川沿いに細長い谷が形成され、その際には極めて急な斜面が分布し、災害関連の指定が多数されています。 雄物川に流入する大戸川水系、猿田川水系の上流域及び源流域です。 谷を利用してため池が多数設けられています。 地区の一角を占める岩見川右岸段丘は景観上重要な地形です。 	<ul style="list-style-type: none"> 斜面崩壊、土石流、氾濫等による災害防止 国土保全機能の向上 下流域の災害、水質等に対する環境保全 河川・池の質や機能の保全 段丘上の雨水地下浸透機能の保全 特徴的な自然景観の保全
<p>植生関連</p> <ul style="list-style-type: none"> 斜面にはスギ植林と二次林が混在し、里山の多様な生態系を形成しています。 谷は水田に利用され、一部に水辺特有の植生が分布しています。 段丘は大規模な宅地化が進んでいます。 	<ul style="list-style-type: none"> 自然の連続性やまとまりと多様性の保全 森林の国土・環境保全機能の向上 水田の国土・環境保全機能の向上 湿地・水辺生態系の保全
<p>その他</p> <ul style="list-style-type: none"> 主な施設としては、秋田自動車道及び秋田南IC、工業団地があります。 簡易水道などの水源があります。 埋蔵遺跡が多数あります。 	<ul style="list-style-type: none"> 自動車公害、事故、災害の防止 施設の安全性や快適性の向上と良好な景観の形成 水道の水質、水量の保全 歴史的環境の保全

4b 南部地域砂堆地区：砂堆・自然堤防で構成される地区	
全体的な配慮の方向 田園の良好な住環境形成への配慮が特に望まれます。	
基本的な特性	環境配慮の視点
<p>地盤、水系関連</p> <ul style="list-style-type: none"> 雨水が浸透しやすく、乾燥、安定した砂地の地盤が主体です。 	<ul style="list-style-type: none"> 雨水地下浸透機能の保全
<p>植生関連</p> <ul style="list-style-type: none"> 植生は乏しくほぼ全域が宅地です。 	<ul style="list-style-type: none"> 都市空間の安全性や快適性の向上 緑化等による自然との共生
<p>その他</p> <ul style="list-style-type: none"> 都心と比べ下水道整備が進んでいません。 	<ul style="list-style-type: none"> 水質汚濁防止と汚水処理の適正化

4c 南部地域低地地区：標高の低い平野を主とする地区	
<p>全体的な配慮の方向 雄大な雄物川の自然生態系や水質、景観と、市街地の水害や軟弱地盤への配慮が特に望まれます。</p>	
基本的な特性	環境配慮の視点
<p>地盤、水系関連</p> <ul style="list-style-type: none"> 全体に標高が極めて低く、軟弱な沖積層が厚く堆積しています。 雄物川、猿田川の他多数の小河川、用水路が流れています。 地下水が豊かで水位が高くなっています。 	<ul style="list-style-type: none"> 氾濫、軟弱地盤、液状化、斜面崩壊（隣接する山地）による災害の防止 雨水貯留機能の向上 河川・池の質や機能の保全
<p>植生関連</p> <ul style="list-style-type: none"> 水田と宅地がほぼ半分ずつを占めています。 雄物川は水辺と特有の植生が相まって、多様な生態系を形成しています。 	<ul style="list-style-type: none"> 水田の国土・環境保全機能の向上 湿地・水辺生態系の保全 都市空間の安全性や快適性の向上 緑化等による自然との共生
<p>その他</p> <ul style="list-style-type: none"> 雄物川に上水道の水源があります。 都心と比べ下水道整備が進んでいません。 	<ul style="list-style-type: none"> 水道の水質、水量の保全 水質汚濁防止と汚水処理の適正化

5 北部地域

(1) 位置、面積、人口



面積	約 146 km ² (31.7%)
人口	約 87,000 人

(2) 地域の概況

北部地域は、平野を挟んで、東に山地、西に日本海に面した砂丘が広がり、港を中心とした商工業地域や農業地域、さらに新興住宅地などが形成されてきています。

このうち、土崎地区は秋田港周辺の整備により、港と調和した美しいまちづくりが図られてきおり、対岸貿易や海上交通の拠点として、一層の発展が期待されています。

寺内、将軍野地区については、史跡公園として整備されている秋田城跡に隣接する地区として良好な住環境が保持されているとともに、外旭川地区や飯島地区は、豊かな自然を保全しながら住宅地としての整備が進められてきています。また、飯島地区の臨海部においては、大規模工場を中心とした工業団地が整備されています。

金足、上新城地区においては小泉湯公園や大滝山自然公園などが整備され、憩いとくつろぎの場を提供しています。

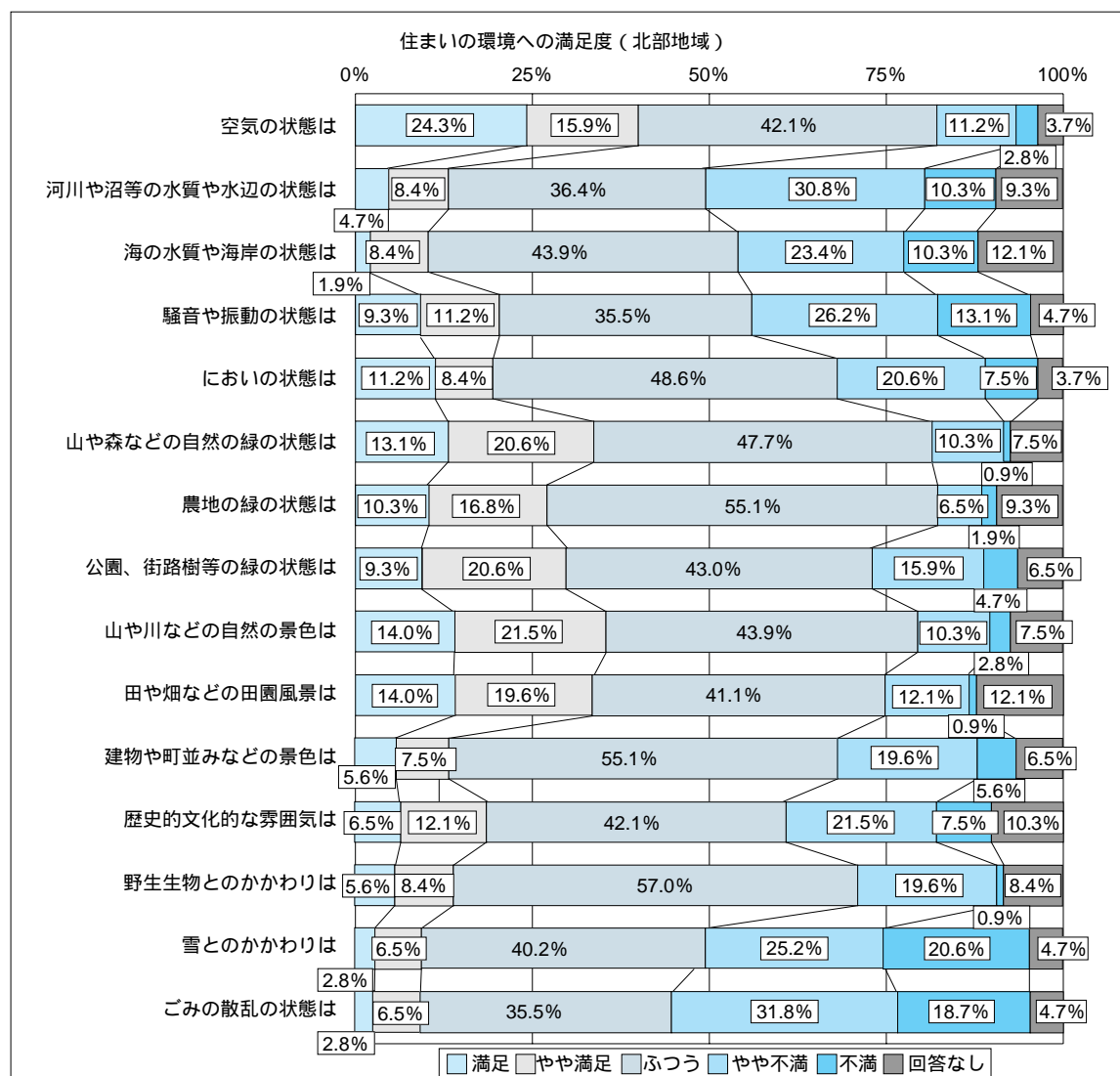
下新城地区においては、県立大学が設置され、東部地域とともに大学を中心とした若者が集まる拠点としての整備が図られてきています。

外旭川、金足、飯島、下新城地区などの市街化調整区域においては、農用地の整備や住環境の整備が進められてきています。

(3) 地域住民の地域環境に対する評価

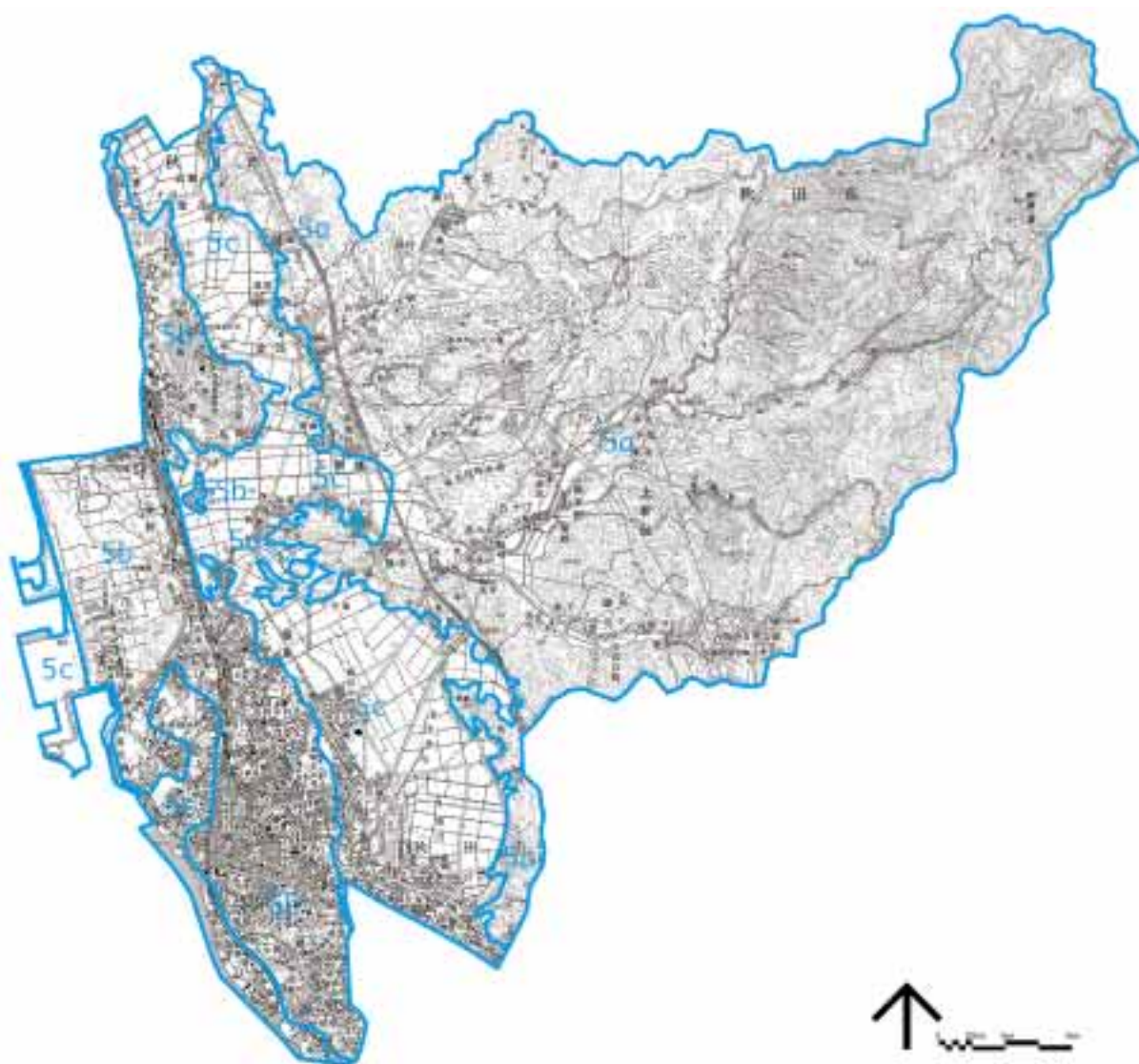
本地域の住民の環境に対する評価は、以下のとおりとなっています。

満足・やや満足が高い値を示した項目は、他の地域と同様に「空気の状態」「山や森などの緑の状態」「山や川などの自然の景色」などで、「田や畑などの田園風景」も高い値を示し、本市内の農業地域としての側面も見受けられます。逆に不満・やや不満とした項目は、「雪との関わり」「ごみの散乱状態」「歴史的文化的な雰囲気」でした。本地域の特徴としては、「河川や沼等の水質や水辺の状態」「海の水質や海岸の状態」についての不満・やや不満が高い値を示しており、これは、生活排水が流入する小河川や沼が存在し水質の改善がなかなか進まないことも一因と思われます。



(4) 基本的な自然条件と環境配慮

北部地域の東には山地(5a)が広がり、西の日本海沿岸には砂丘(5b)が続いています。その間に挟まれて、過去には何度も河川が流路を変え、潟や湖沼を形成していた標高の低い平野(5c)が広がっています。



5a 北部地域山地地区：険しい斜面と谷（谷底平野）で構成される地区	
全体的な配慮の方向 広大で豊かな森林がもたらす自然生態系や国土保全機能と、下流域の災害や水質への配慮が特に望まれます。	
基本的な特性	環境配慮の視点
地盤、水系関連 <ul style="list-style-type: none"> 河川沿いに細長い谷が形成され、その際や河川の最上流域一帯には極めて急な斜面が分布し、全体的に災害関連の指定が多数されています。 八郎潟に流入する馬踏川水系、新城川水系、雄物川に流入する草生津川水系の上流域及び源流域です。 谷を利用してため池が多く設けられています。 大滝、不動滝、道川大滝、大滝山は重要な景観地形です。 	<ul style="list-style-type: none"> 斜面崩壊、土石流、氾濫等による災害防止 国土保全機能の向上 下流域の災害、水質等に対する環境保全 河川・池の質や機能の保全 特徴的な自然景観の保全
植生関連 <ul style="list-style-type: none"> 斜面の半分程度はスギ植林ですが、最上流域の駒頭ノ森や龍馬山をはじめ自然林や二次林の他貴重な植生も多く分布し、原生的で多様な生態系を形成しています。 最上流域の自然林一帯は国有林で、全体的に市有林が多数あります。 谷は水田に利用され、小さな宅地が点在し、一部に水辺特有の植生が分布しています。 	<ul style="list-style-type: none"> 原生性や多様性の保全 自然の連続性やまとまりの保全 森林の国土・環境保全機能の向上 水田の国土・環境保全機能の向上 湿地・水辺生態系の保全
その他 <ul style="list-style-type: none"> 主な施設としては、ゴルフ場、秋田自動車道及び秋田北ICがあります。 簡易水道などの水源が多数あります。 埋蔵遺跡が多数あります。 	<ul style="list-style-type: none"> 自動車公害、事故、災害の防止 施設の安全性や快適性の向上と良好な景観の形成 水道の水質、水量の保全 歴史的環境の保全

5b 北部地域砂丘・砂堆地区：日本海沿岸の砂丘を主とする地区	
全体的な配慮の方向 日本海に臨む広大な砂丘の景観と砂丘特有の自然生態系への配慮が特に望まれます。	
基本的な特性	環境配慮の視点
<p>地盤、水系関連</p> <ul style="list-style-type: none"> ・雨水が浸透しやすく、乾燥、安定した砂地の地盤が主体で、沿岸特有の強風や飛び砂があります。 ・新城川が日本海へ流れています。 ・一部に小規模な谷や低湿地が形成され、中でも男潟、女潟は重要な景観地形です。 	<ul style="list-style-type: none"> ・沿岸の強風、飛び砂等の被害防止 ・雨水地下浸透機能の保全 ・河川・池の質や機能の保全 ・特徴的な自然景観の保全
<p>植生関連</p> <ul style="list-style-type: none"> ・秋田港の北側には保安林のクロマツ植林が広がっています。 ・男潟、女潟の水辺一帯は水辺と植生が相まって多様な生態系を形成しています。 ・砂丘の大半は宅地に利用されています。 	<ul style="list-style-type: none"> ・造林の目的に応じた適切な利用と管理 ・自然の連続性やまとまりの保全 ・湿地・水辺生態系の保全 ・森林の国土・環境保全機能の向上
<p>その他</p> <ul style="list-style-type: none"> ・歴史の長い土崎の中心市街が広がり、文化財も豊かです。 ・男潟、女潟一帯には公園等の施設が集まっています。 ・簡易水道などの水源があります。 ・北の一部では下水施設の整備が進んでいません。 	<ul style="list-style-type: none"> ・歴史的環境の保全 ・公園等における自然との共生 ・公園等の安全性や快適性の向上と良好な景観の形成 ・水道の水質、水量の保全 ・水質汚濁防止と汚水処理の適正化

5c 北部地域低地地区：標高の低い平野を主とする地区	
全体的な配慮の方向 地域南端の市街地や下流の南部地域における水害や軟弱地盤への配慮が特に望まれます。	
基本的な特性	環境配慮の視点
<p>地盤、水系関連</p> <ul style="list-style-type: none"> ・全体に標高が極めて低く、軟弱な沖積層が厚く堆積しています。 ・旧雄物川河口から日本海沿岸は秋田港の埋立地です。 ・旧雄物川、馬踏川、新城川、草生津川や多数の用水路が流れています。 ・地下水が豊かで水位が高くなっています。 	<ul style="list-style-type: none"> ・氾濫、軟弱地盤、液状化、斜面崩壊（隣接する山地）による災害の防止 ・河川・池の質や機能の保全 ・雨水貯留機能の向上
<p>植生関連</p> <ul style="list-style-type: none"> ・全体に水田が広がっていますが、南端や埋立地は宅地となっています。 	<ul style="list-style-type: none"> ・水田の国土・環境保全機能の向上 ・湿地・水辺生態系の保全 ・都市空間の安全性や快適性の向上 ・緑化等による自然との共生

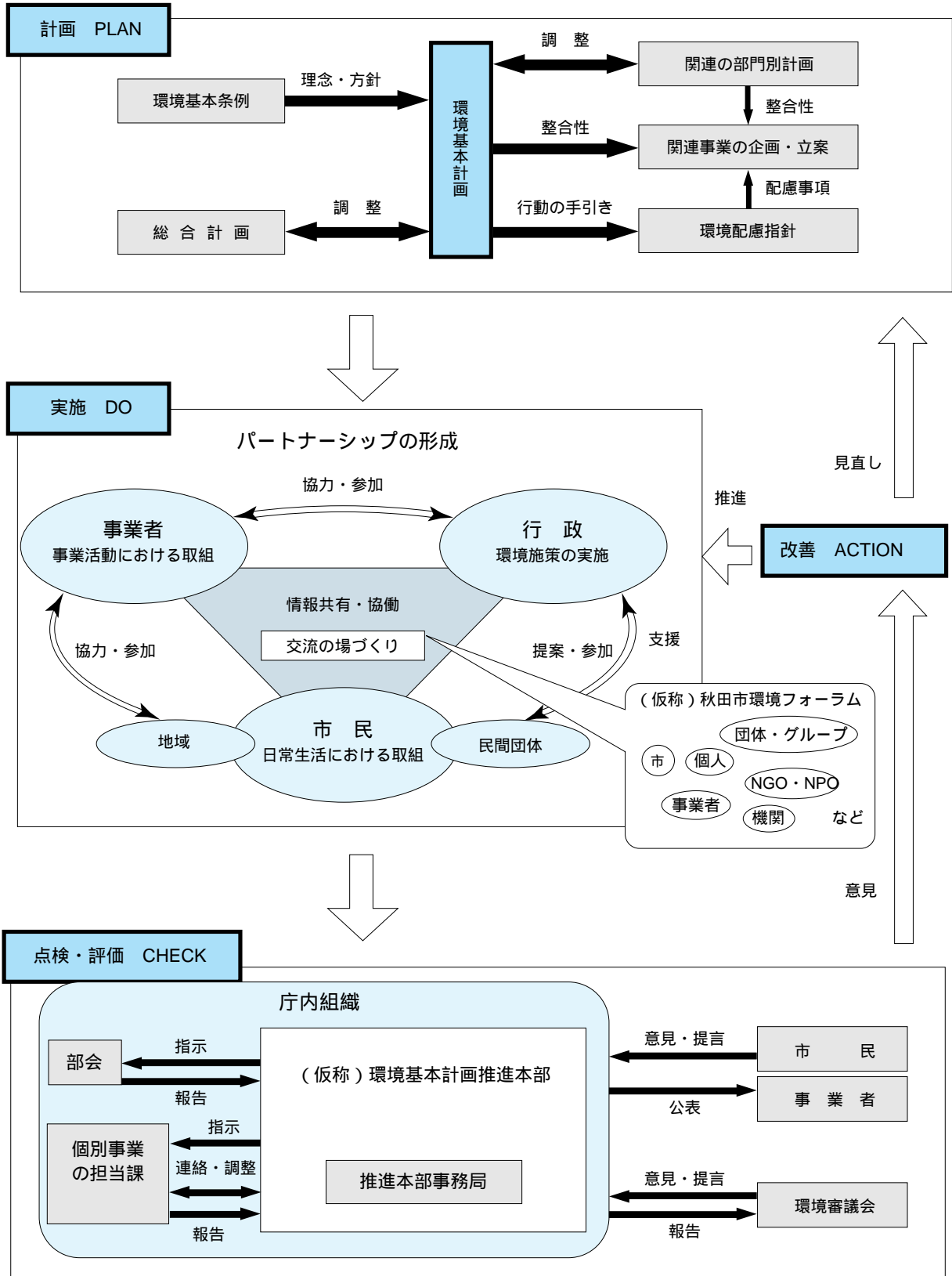
推進編

計画を推進するためのしくみづくり

- 1 推進体制の整備
- 2 計画の進行管理

推進編

計画を推進するためしくみづくり



1

推進体制の整備

本計画の実効性を高め、効果的な推進を図るためには、この計画が確実に推進されるような仕組みをつくる必要があります。このため、秋田市環境基本条例の規定に基づき、市の全庁横断的な推進体制を整備するとともに、市民、事業者、行政（市）がパートナーシップのもとで、それぞれの役割を自主的に果たすためのしくみづくりに努めます。

（１）庁内の推進体制の整備

環境基本計画の円滑な推進と進行管理および環境に関する各種施策や事業の総合的な調整などを目的として、助役を本部長、関係する部局長を委員とした庁内組織である「（仮称）秋田市環境基本計画推進本部」を設置します。また、推進本部の下に専門的事項を調査検討し、効果的に推進していくための組織として関係課所室長などで構成する部会を置くこととします。

（２）秋田市環境審議会

秋田市環境基本条例の規定に基づき、環境の保全および創造に関する基本的事項について調査審議するための市長の諮問機関として、平成11年10月に学識経験者や関係団体の代表者などで構成される秋田市環境審議会を設置しました。市は、環境審議会に対し環境基本計画の策定や変更、推進に関する報告を行うとともに、意見や提言を受け、その反映に努めます。

（３）市民、事業者との連携・協力体制の整備

交流の場づくり

環境に関する情報や人の交流、専門的な知識を持った人との連携など、各主体間の交流の場として「（仮称）秋田市環境フォーラム」などの整備を図ります。

支援体制の強化

環境保全活動推進団体への支援策の強化や環境教育・環境学習の場の拡大などを進め、環境に配慮したまちづくりへの自発的な取組が活性化されるよう努めます。

環境情報システムの整備と活用

環境保全に関する各種情報の整備を図り、インターネットなどのIT技術を活用した迅速な情報提供などを進め、市民が気軽に活用できる体制づくりを図ります。

（４）広域的な連携の強化

雄物川流域の水質保全など近隣市町村と共通する課題や地球環境問題をはじめとする広域的な対応が必要な問題に対しては、国、県、関係市町村との連携を進め、相互に協力して広域的な視点からの取組を推進します。

2

計画の進行管理

（１）施策の整合性の確保

市は、環境施策の企画立案や推進にあたっては、本計画との整合性を図ることとします。

（２）環境指標の設定

環境の状況や環境施策の実施状況を評価するため、環境指標を設定し、計画の効果的な進行管理に努めます。また、環境指標は、計画の推進段階においても実態調査などをもとに見直しするとともに、必要に応じ追加します。

（３）年次報告書の作成と公表

本市の環境の状況や、本計画に基づいて市が講じた環境施策の実施状況などについて（仮称）秋田市環境基本計画推進本部において点検・評価を行い、環境審議会に報告するとともに、年次報告書を作成し公表します。

（４）見直し、改善

環境審議会をはじめ、市民、事業者から意見をいただきながら、計画の効果的な推進に努め、内外の情勢の変化を考慮しつつ、必要に応じて計画や環境施策の見直しと改善を行います。

資料編

- 1 計画策定の体制
- 2 計画策定の経過
- 3 市民意見の反映
- 4 秋田市環境基本条例
- 5 環境基準等
- 6 用語解説

1 計画策定の体制

(1) 秋田市環境審議会

秋田市環境審議会は、学識経験者や各界の代表者などから構成された本市における環境の保全及び創造に関する基本的事項について調査・審議するための市長の諮問機関である。

市長からの諮問を受け、計画の基本的な考え方や計画の内容について専門的かつ総合的に検討し、答申を行った。

秋田市環境審議会委員名簿

区分	氏名	職・所属等	在任期間
会長	能登文敏	秋田大学名誉教授	平成11年10月1日～
副会長	林久人	秋田大学名誉教授	平成11年10月1日～
委員	大野忠	秋田市医師会会長	平成11年10月1日～
委員	柏谷幸彦	秋田市議会厚生委員長	平成11年10月1日～
委員	木村敢	連合秋田中央地域協議会事務局長	平成11年10月1日～
委員	近藤剛	秋田経済法科大学教授（経済学部）	平成11年10月1日～
委員	菅原拓男	秋田大学教授（工学資源学部）	平成11年10月1日～
委員	高橋敦子	暮らしを考える女性の会会長	平成11年10月1日～
委員	田中玲子	秋田経済法科大学短期大学部教授	平成11年10月1日～
委員	寺井謙次	秋田大学教授（教育文化学部）	平成11年10月1日～平成12年12月31日
委員	蒔田明史	秋田県立大学助教授（生物資源科学部）	平成13年1月1日～
委員	内藤徹	弁護士	平成11年10月1日～
委員	長谷川キクノ	商工会議所まちづくりマスタープラン促進協議会委員	平成11年10月1日～
委員	古井慧代子	秋田市立上北手小学校長	平成11年10月1日～
委員	本田和則	(社)秋田県経営者協会専務理事	平成11年10月1日～
委員	本橋豊	秋田大学教授（医学部）	平成11年10月1日～

(2) 秋田市環境基本施策検討委員会

秋田市環境基本施策検討委員会は、第二助役を委員長とし関係部局長等で構成された、本計画の策定等を目的として設置した庁内組織である。

また、この下に関係課所室長で構成された幹事会、関係課所室の担当で構成された作業部会を設置し、各部局の連携を図りながら本計画の策定作業を行った。

秋田市環境基本施策検討委員会設置要綱

〔平成10年2月9日〕
〔市長決裁〕

(設置)

第1条 本市の環境施策および公害対策を総合的かつ計画的に推進するため、秋田市環境基本施策検討委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(所掌事項)

第2条 委員会は、次に掲げる事項を所掌する。

- (1) 秋田市環境基本条例の概要の検討に関する事項
- (2) 秋田市環境基本計画の策定に関する事項
- (3) その他委員長が必要と認める事項

(構成)

第3条 委員会の構成は、次のとおりとする。

- (1) 委員長 第二助役
- (2) 副委員長 環境部長
- (3) 委員 別表第1に掲げる職にある者

(委員長および副委員長の職務)

第4条 委員長は、委員会を代表し、会務を総理する。

2 副委員長は、委員長を補佐し、委員長不在のときはその職務を代理する。

(会議)

第5条 委員会は、委員長が招集し、委員長がその議長となる。

2 委員長は、必要があると認めるときは、委員以外の職員の出席を求めることができる。

(幹事会)

第6条 第2条に規定する所掌事項を専門的に調査研究するため、委員会に幹事会を設置する。

2 幹事会における調査研究の具体的事項は、委員長の指示に基づき幹事会が決定する。

3 幹事会の構成は、次のとおりとする。

- (1) 幹事長 環境部次長
- (2) 副幹事長 環境部環境保全課長
- (3) 幹事 別表第2に掲げる職にある者

4 幹事長は、幹事会の運営を行う。

5 副幹事長は、幹事長を補佐し、幹事長不在のときはその職務を代行する。

6 幹事長は必要があると認めるときは、幹事以外の職員の出席を求めることができる。

(作業部会)

第7条 幹事会の具体的な調査研究を実施するため、作業部会を設置する。

2 作業部会の構成は、次のとおりとする。

- (1) 部会長 環境保全課長
- (2) 副部会長 環境保全課長補佐

(3) 部会委員 幹事会が指名する職員

- 3 部会長は、部会の運営を行う。
- 4 副部会長は、部会長を補佐し、部会長不在のときはその職務を代理する。
- 5 部会長は、必要があると認めるときは、部会委員以外の職員の参加を求めることができる。

(庶務)

第8条 委員会、幹事会および作業部会の庶務は、環境部環境保全課において処理する。

(補則)

第9条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が定める。

附 則

この要綱は、平成10年2月16日から実施する。

附 則

この要綱は、平成12年4月3日から実施する。

附 則

この要綱は、平成12年12月12日から実施する。

助役(委員長)

総務部長
議会議務局長
病院事務局長
美短事務局長
企画調整部長
財政部長
市民生活部長
福祉保健部長
保健所長
環境部長
商工部長
農林部長
建設部長
下水道部長
都市開発部長
教育委員会教育次長
水道局次長
ガス局次長
交通局次長
消防次長
環境部次長

22人

環境部次長(幹事長)

庶務課長
議会議務局庶務課長
病院事務局総務課長
美短事務局総務課長
企画調整課長
財政課長
生活課長
福祉総務課長
保健総務課長
環境総務課長、環境企画課長、環境保全課長、環境業務課長
商業観光課長
農政課長
建設総務課長
下水道部総務課長
都市計画課長
教育委員会総務課長
水道局総務課長
ガス局総務課長
交通局総務課長
消防本部総務課長

24人

2 計画策定の経過

(1) 秋田市環境基本計画策定までのあゆみ

平成11年 3月19日	秋田市環境基本条例制定
4月 1日	秋田市環境基本条例施行
4月 ~	秋田市環境基本施策検討委員会作業部会により基礎調査に着手
10月 7日	第1回秋田市環境審議会開催
12月10日	
~ 12月27日	環境に関する市民と事業者の意識調査実施
12月	~ 環境特性図作成作業着手
平成12年 1月28日	第2回秋田市環境審議会開催（諮問）
2月23日	第7回秋田市環境基本施策検討委員会開催
2月29日	第3回秋田市環境審議会開催（答申）
5月25日	
~ 9月30日	基本構想の公表及び基本構想に対する意見募集
10月27日	第8回秋田市環境基本施策検討委員会開催
11月 2日	第4回秋田市環境審議会開催
11月 6日	
~ 12月18日	計画素案の縦覧及び意見募集（意見総数のべ132件）
11月27日	
~ 12月 2日	地域説明会開催（全5ヶ所、参加人数計49人） 市議会、説明要望のあった団体等への説明実施
平成13年 1月24日	第9回秋田市環境基本施策検討委員会開催
2月 6日	第5回秋田市環境審議会開催（諮問）
2月27日	第6回秋田市環境審議会開催（答申決定）
3月 2日	秋田市環境審議会から市長に答申
3月16日	計画決定

(2) 秋田市環境審議会における検討

平成11年10月7日 第1回環境審議会	会長、副会長の選出 市の環境行政及び環境の状況について
平成12年1月28日 第2回環境審議会	秋田市環境基本計画の在り方について（諮問）
平成12年2月29日 第3回環境審議会	秋田市環境基本計画の在り方について（答申）
平成12年11月2日 第4回環境審議会	秋田市環境基本計画素案について
平成13年2月6日 第5回環境審議会	秋田市環境基本計画（案）について（諮問）
平成13年2月27日 第6回環境審議会	秋田市環境基本計画（案）について（答申決定）

(3) 秋田市環境基本施策検討委員会における検討

平成10年2月9日 検討委員会設置要綱制定

平成10年3月18日 秋田市環境基本条例制定のため、検討委員会、幹事会
～平成11年2月5日 及び作業部会を開催した。

平成11年3月19日 秋田市環境基本条例制定 同年4月1日施行

平成12年2月18日 秋田市環境基本計画基本構想（素案）について
第5回作業部会

平成12年2月22日 秋田市環境基本計画について
第4回幹事会

平成12年2月23日 秋田市環境基本計画について
第7回検討委員会

平成12年6月5日 秋田市環境基本計画の策定に関する作業について
第6回作業部会

平成12年8月30日 秋田市環境基本計画（素案）について
第7回作業部会

平成12年9月29日 秋田市環境基本計画（素案）について
第8回作業部会

平成12年10月24日 秋田市環境基本計画（素案）について
第5回幹事会

平成12年10月27日 秋田市環境基本計画素案（案）について
第8回検討委員会

平成13年1月24日 秋田市環境基本計画（案）について
第9回検討委員会

3 市民意見の反映

(1) 環境に関する市民と事業者の意識調査結果

「環境に対する意識調査（平成11年12月）を実施し、市民・事業者の環境に対する意識の把握を行った。

アンケート調査方法と回収状況

項目	市民	事業者
対象	無作為抽出による市民 (成人男女) 1,000人	従業員の多い方から等間隔抽出 による市内事業者200社
調査方法	郵送による配布・回収	郵送による配布・回収
有効回答率	43.4%	56.0%

(2) 基本構想に対する意見募集結果

基本構想を公表し、意見を募ったところ、35人の方から延べ230件の意見が寄せられた。

寄せられた市民意見の区分別意見数

区分	意見数
1 望ましい環境像について	26
2 環境目標や環境指標について	49
3 目標を達成するため市民・事業者が取るべき行動について	41
4 地域に残すべき環境、創るべき環境について	35
5 市・事業者・市民が協働で計画を推進していくための仕組みなどについて	40
6 その他	39
計	230

用いた手法：パンフレットの配布、市広報と市ホームページへの掲載、説明会の実施、市政モニターへのアンケート調査等

(3) 計画素案に対する意見募集結果

計画素案を公表し、意見等を募ったところ123件の意見が寄せられた。

寄せられた市民等の意見の計画への反映状況

区 分	地域説明会	関連団体等	市議会	環境審議会	計	意見数
A：計画に取り入れ	12	0	7	4	23	16
B：既に計画の中で対応	35	7	24	2	68	66
C：計画の推進の中で検討	3	0	7	2	12	12
D：他の計画・制度の中で検討	0	1	2	1	4	4
E：国や県、科学的研究の成果を見極めながら検討	0	1	0	0	1	1
F：意見として今後の参考とする	14	0	7	3	24	24
計	64	9	47	12	132	123

用いた手法：市施設での縦覧、市ホームページに全文を掲載、市広報に掲載、地域説明会・関連団体等への説明会の実施、市議会への説明 等

4 秋田市環境基本条例

平成11年3月19日
秋田市条例第15号

目次

- 前文
- 第1章 総則（第1条 第6条）
- 第2章 基本施策等
 - 第1節 施策の基本方針（第7条）
 - 第2節 環境基本計画等（第8条 第10条）
 - 第3節 基本施策（第11条 第25条）
 - 第4節 地球環境保全（第26条）
- 第3章 秋田市環境審議会（第27条 第31条）
- 附則

良好な環境は人類存続の基盤であり、人の活動は環境と調和するように行われなければならない。

秋田市は、これまで先人から受け継いだ恵まれた環境の下に伝統と文化を育み、成長し、発展してきた。しかし、利便性と経済性を優先する生活様式や社会経済活動は、ときには環境への負荷を増大させ、地域の環境問題にとどまらず、地球環境にまでも影響を及ぼしてきている。

もとより、私たちは良好な環境の下に健康で安全かつ快適な生活を営む権利を有するとともに、この恵まれた環境を損なうことなく、より良いものとして将来の世代に引き継ぐ義務を有する。

よって、私たちは、すべての市民の参加と協調の下、資源の循環と人と自然との共生を基本とし、良好な環境の保全と積極的な創造を図り、環境への負荷の少ない持続的に発展することのできる「人にも地球にもやさしいあきた」をめざし、ここに、この条例を制定する。

第1章 総則

（目的）

第1条 この条例は、環境の保全および創造について、基本理念を定め、ならびに市、事業者および市民の責務を明らかにするとともに、環境の保全および創造に関する施策（以下「環境施策」という。）の基本となる事項を定めることにより、環境施策を総合的かつ計画的に推進し、もって現在および将来の市民が健康で安全かつ快適な生活を営むことのできる恵み豊かな環境を確保することを目的とする。

（定義）

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- （1）環境への負荷 人の活動により環境に加えられる影響であって、環境の保全上の支障の原因となるおそれのあるものをいう。
- （2）地球環境保全 人の活動による地球全体の温暖化又はオゾン層の破壊の進行、海洋の汚染、野生生物の種の減少その他の地球の全体又はその広範な部分の環境に影響を及ぼす事態に係る環境の保全であって、人類の福祉に貢献するとともに市民の健康で安全かつ快適な生活の確保に寄与するものをいう。
- （3）公害 環境の保全上の支障のうち、事業活動その他の人の活動に伴って生ずる相当範囲にわたる大気の汚染、水質の汚濁（水質以外の水の状態又は水底の底質が悪化することを含む。）、土壌の汚染、騒音、振動、地盤の沈下（鉱物の掘採のための土地の掘削によるものを除く。）、および悪臭によって、人の健康又は生活環境（人の生活に密接な関係のある財産ならびに人の生活に密接な関係のある動植物およびその生育環境を含む。以下同じ。）に係る被害が生ずることをいう。

（基本理念）

第3条 環境の保全および創造は、市民が、健康で安全かつ快適な生活を営むことのできる恵み豊かな環境を確保し、その環境を将来の市民に引き継いでいくことができるように、適切に行われなければならない。

2 環境の保全および創造は、人間が生態系の一部として存在し、自然から多くの恵みを受けていることを認識して、

人と自然とが健全に共生していくことを旨として、行われなければならない。

- 3 環境の保全および創造は、環境の持つ復元力には限界のあることを認識して、資源の適正な管理および循環的な利用等の推進により、環境への負荷の少ない持続的な発展が可能な社会を構築することを目的として、すべての者が公平な役割分担の下に主体的かつ積極的にこれに取り組むことによって行われなければならない。
- 4 地球環境保全は、地域の環境が地球環境と深くかかわっているとの認識の下にあらゆる事業活動および日常生活において、積極的に推進されなければならない。

(市の責務)

第4条 市は、前条に定める環境の保全および創造についての基本理念(以下「基本理念」という。)にのっとり、環境の保全および創造に関する基本的かつ総合的な施策を策定し、および実施する責務を有する。

(事業者の責務)

第5条 事業者は、基本理念にのっとり、その事業活動を行うに当たっては、これに伴って生ずるばい煙、汚水、廃棄物等の処理その他の公害を防止し、又は自然環境を適正に保全するために必要な措置を講ずる責務を有する。

- 2 事業者は、基本理念にのっとり、物の製造、加工又は販売その他の事業活動を行うに当たって、その事業活動に係る製品その他の物が使用され、又は廃棄されることによる環境への負荷の低減に資するように努めるとともに、その事業活動において、廃棄物の発生を抑制し、および再生資源その他の環境への負荷の低減に資する原材料、役務等を利用するように努めなければならない。
- 3 前2項に定めるもののほか、事業者は、基本理念にのっとり、その事業活動に関し、これに伴う環境への負荷の低減その他環境の保全および創造に自ら努めるとともに、市が実施する環境施策に協力する責務を有する。

(市民の責務)

第6条 市民は、基本理念にのっとり、その日常生活において、資源およびエネルギーの消費、廃棄物の排出等による環境への負荷を低減するように努めなければならない。

- 2 前項に定めるもののほか、市民は、基本理念にのっとり、環境の保全および創造に自ら努めるとともに、市が実施する環境施策に協力する責務を有する。

第2章 基本施策等

第1節 施策の基本方針

第7条 市は、環境施策の策定および実施に当たっては、基本理念にのっとり、次に掲げる事項を基本として、各種の施策相互の有機的な連携を図りつつ、これを総合的かつ計画的に行うものとする。

- (1) 大気、水、土壌等環境の自然的構成要素を良好な状態に保持すること。
- (2) 生態系の多様性の確保、野生生物の種の保存その他の生物の多様性の確保を図るとともに、森林、農地、水辺地等における多様な自然環境を保全すること。
- (3) 市民が健康で安全に暮らせる潤いと安らぎのある都市空間の形成、地域の特性を生かした美しい景観の形成および歴史的又は文化的環境の形成を図ること。
- (4) 廃棄物の減量、資源の循環的な利用およびエネルギーの有効利用の推進ならびに必要な技術等の活用を図ること。
- (5) 市、事業者および市民が協働して取り組むことのできる社会を形成すること。

第2節 環境基本計画等

(環境基本計画)

第8条 市長は、環境施策を総合的かつ計画的に推進するため、環境の保全および創造に関する基本的な計画として秋田市環境基本計画(以下「環境基本計画」という。)を定めなければならない。

- 2 環境基本計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。
 - (1) 環境の保全および創造に関する目標および施策の方向
 - (2) 前号に掲げるもののほか、環境施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項
- 3 市長は、環境基本計画を定めるに当たっては、事業者および市民の意見を反映することができるように必要な措置を講ずるとともに、秋田市環境審議会の意見を聴かななければならない。
- 4 市長は、環境基本計画を定めたときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。
- 5 前2項の規定は、環境基本計画の変更について準用する。

(環境基本計画との整合性の確保等)

第9条 市は、施策を策定し、および実施するに当たっては、環境基本計画との整合性の確保を図るほか、環境への負荷が低減されるように十分に配慮するものとする。

(年次報告)

第10条 市長は、市民に本市の環境の状況、市が講じた環境施策の実施状況等を明らかにするため、年次報告書を作成し、これを公表しなければならない。

第3節 基本施策

(規制的措施)

第11条 市は、公害を防止するため、公害の原因となる行為に関し必要な規制の措置を講じなければならない。

2 市は、自然環境の保全を図るため、自然環境の適正な保全に支障を及ぼすおそれがある行為に関し必要な規制の措置を講ずるように努めるものとする。

3 前2項に定めるもののほか、市は、環境の保全上の支障を防止するため、必要な規制の措置を講ずるように努めるものとする。

(誘導的措施)

第12条 市は、事業者および市民が自らの活動に係る環境への負荷の低減のための施設の整備その他の環境の保全および創造に資する適切な措置をとるよう誘導するため、必要な措置を講ずるように努めるものとする。

(環境の保全に関する施設の整備その他の事業の推進)

第13条 市は、下水道、廃棄物の公共的な処理施設、環境への負荷の低減に資する交通施設 移動施設を含む。その他の環境の保全に資する公共的施設の整備を推進するため、必要な措置を講ずるものとする。

2 市は、公園、緑地等の公共的施設の整備その他の自然環境の適正な整備および健全な利用のための事業ならびに森林の整備その他の環境の保全に資する事業を推進するため、必要な措置を講ずるように努めるものとする。

(健康で快適な都市空間の形成)

第14条 市は、地域の特性を生かしつつより質の高い環境を創造し、健康で快適な都市空間を形成するため、都市の緑化、水辺の整備、快適な音の環境および良好な景観の確保ならびに歴史的および文化的環境の形成に関し必要な措置を講ずるように努めるものとする。

(廃棄物の減量、資源の循環的な利用等の推進)

第15条 市は、環境への負荷の低減を図るため、事業者および市民による廃棄物の減量、資源の循環的な利用、エネルギーの有効かつ効率的な利用等の推進に関し必要な措置を講ずるものとする。

(環境への負荷の低減に資する製品等の利用の促進)

第16条 市は、再生資源その他の環境への負荷の低減に資する製品、原材料、役務等の利用の促進を図るため、必要な措置を講ずるように努めるものとする。

(環境影響評価の推進)

第17条 市は、環境に著しい影響を及ぼすおそれのある土地の形状の変更、工作物の新設その他これらに類する事業を行おうとする事業者が、その事業の実施前にその事業に係る環境への影響について自ら適正に調査、予測又は評価を行い、その結果に基づいてその事業に係る環境の保全および創造について適正に配慮することを推進するため、必要な措置を講ずるように努めるものとする。

(事業者の環境管理の促進)

第18条 市は、事業者によるその事業活動に伴う環境への負荷の低減を図るために事業者が自主的に行う環境の保全に関する方針の策定および目標の設定ならびにその方針および目標を達成するための計画の作成、実施および実施状況の点検等からなる環境管理が促進されるように、必要な措置を講ずるように努めるものとする。

(事業者および市民の参加および協力の促進)

第19条 市は、環境施策の効率的かつ効果的な推進を図るため、事業者および市民の環境施策への参加および協力の促進に関し必要な措置を講ずるように努めるものとする。

(環境教育および環境学習の推進等)

第20条 市は、事業者および市民の環境の保全および創造についての関心と理解が深められ、これらの者による環境の保全および創造に関する自発的な活動が促進されるように、環境の保全および創造に関する教育ならびに学習の推進その他の必要な措置を講ずるものとする。

(自発的な活動の促進)

第21条 市は、事業者、市民又はこれらの者の組織する民間の団体が自発的に行う緑化活動、環境美化活動、再生資源に係る回収活動その他の環境の保全および創造に関する活動の促進に関し必要な措置を講ずるように努めるものとする。

(情報の提供)

第22条 市は、環境の保全および創造に資するため、環境の状況その他の環境の保全および創造に関する必要な情報を、個人および法人の権利利益の保護に配慮しつつ、適切に提供するように努めるものとする。

(調査研究の実施および監視等の体制の整備)

第23条 市は、環境施策を適切に策定するため、必要な調査研究を実施するものとする。

2 市は、環境の状況を的確に把握し、および環境施策を適正に実施するために必要な監視等の体制を整備するものとする。

(推進体制の整備)

第24条 市は、環境施策を総合的かつ計画的に推進するため、必要な体制を整備するものとする。

(国および他の地方公共団体等との協力)

第25条 市は、広域的な取組を必要とする環境施策について、国および他の地方公共団体等と協力して推進するように努めるものとする。

第4節 地球環境保全

第26条 市は、地球環境保全に資するため、環境施策を推進するものとする。

2 市は、国、他の地方公共団体、民間の団体等と連携し、地球環境保全に関する国際協力を推進するように努めるものとする。

第3章 秋田市環境審議会

(設置および所掌事務)

第27条 環境の保全および創造に関する基本的事項を調査審議するため、秋田市環境審議会(以下 審議会 という。)を置く。

2 審議会は、次に掲げる事務をつかさどる。

- (1) 環境基本計画に関し、第8条第3項に規定する事項を処理すること。
- (2) 市長の諮問に応じ、環境の保全および創造に関する基本的事項および重要事項を調査審議すること。
- (3) 前2号に掲げるもののほか、他の条例の規定によりその権限に属させられた事務

3 審議会は、環境の保全および創造に関する基本的事項および重要事項について、市長に意見を述べることができる。

(組織および委員の任期)

第28条 審議会は、委員15人以内で組織する。

2 委員は、環境の保全および創造に関し学識経験を有する者のうちから、市長が委嘱する。

3 委員の任期は2年とし、補欠委員の任期は前任者の残任期間とする。ただし、再任は妨げない。

(会長および副会長)

第29条 審議会に会長および副会長をそれぞれ1人置き、委員の互選によりこれらを定める。

2 会長は、審議会を代表し、会務を総理する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(専門委員)

第30条 環境の保全および創造に関する専門の事項を調査させるため必要があるときは、審議会に専門委員を置くことができる。

2 専門委員は、専門の事項に関し学識経験を有する者のうちから、市長が委嘱する。

3 専門委員は、当該専門の事項に関する調査が終了したときは、委嘱を解かれるものとする。

(委任)

第31条 この章に定めるもののほか、審議会の組織および運営に関し必要な事項は、市長が定める。

附 則

この条例は、平成11年4月1日から施行する。

5 環境基準等

(1) 大気汚染に係る環境基準及び評価方法について

大気汚染に係る環境基準（昭和48.5.8 環告25）

二酸化窒素に係る環境基準（昭和53.7.11 環告38）

物質	二酸化いおう	一酸化炭素	浮遊粒子状物質	二酸化窒素	光化学オキシダント
環境上の条件	1時間値の1日平均値が0.04ppm以下であり、かつ、1時間値が0.1ppm以下であること。	1時間値の1日平均値が10ppm以下であり、かつ、1時間値の8時間平均値が20ppm以下であること。	1時間値の1日平均値が0.10mg/m ³ 以下であり、かつ、1時間値が0.20mg/m ³ 以下であること。	1時間値の1日平均値が0.04ppmから0.06ppmまでのゾーン内又はそれ以下であること。	1時間値が0.06ppm以下であること。
短期的評価	1時間値の1日平均値が0.04ppm以下であり、かつ、1時間値が0.1ppm以下	1時間値の1日平均値が10ppm以下であり、かつ、1時間値の8時間平均値が20ppm以下	1時間値の1日平均値が0.10mg/m ³ 以下であり、かつ、1時間値が0.20mg/m ³ 以下		1時間値が0.06ppm以下
長期的評価	1日平均値の2%除外値が0.04ppm以下 年間に於ける1日平均値のうち高い方から2%の範囲内にあるものを除外したものの（1日平均値の2%除外値）について行う。 ただし、1日平均値につき環境基準を超える日が2日以上連続した場合は環境基準に適合しないこととする。	1日平均値の2%除外値が10ppm以下	1日平均値の2%除外値が0.10mg/m ³ 以下	1日平均値の年間98%値が0.06ppm以下 年間に於ける1日平均値のうち低い方から98%に相当するもの（1日平均値の98%値）について行う。	

対象地域：工業専用地域、車道その他一般公衆が通常生活していない地域又は場所を除く。

ベンゼン、トリクロロエチレン及びテトラクロロエチレンに係る環境基準（平成9.3.13 環告4）

物質	ベンゼン	トリクロロエチレン	テトラクロロエチレン
環境上の条件	1年平均値が0.003mg/m ³ 以下であること。	1年平均値が0.2mg/m ³ 以下であること。	1年平均値が0.2mg/m ³ 以下であること。

対象地域：工業専用地域、車道その他一般公衆が通常生活していない地域又は場所を除く。

(2) 水質汚濁及び地下水質の汚濁に係る環境基準

水質汚濁に係る環境基準（昭和46.12.28 環告59）

地下水質の汚濁に係る環境基準（平成9.3.13 環告10）

人の健康の保護に関する環境基準及び地下水質の汚濁に係る環境基準

項目	健康項目の環境基準値	地下水質の環境基準値
カドミウム	0.01mg/l以下	0.01mg/l以下
全シアン	検出されないこと	検出されないこと
鉛	0.01mg/l以下	0.01mg/l以下
六価クロム	0.05mg/l以下	0.05mg/l以下
砒素	0.01mg/l以下	0.01mg/l以下
総水銀	0.0005mg/l以下	0.0005mg/l以下
アルキル水銀	検出されないこと	検出されないこと
PCB	検出されないこと	検出されないこと
ジクロロメタン	0.02mg/l以下	0.02mg/l以下
四塩化炭素	0.002mg/l以下	0.002mg/l以下
1,2-ジクロロエタン	0.004mg/l以下	0.004mg/l以下
1,1-ジクロロエチレン	0.02mg/l以下	0.02mg/l以下
シス-1,2-ジクロロエチレン	0.04mg/l以下	0.04mg/l以下
1,1,1-トリクロロエタン	1mg/l以下	1mg/l以下
1,1,2-トリクロロエタン	0.006mg/l以下	0.006mg/l以下
トリクロロエチレン	0.03mg/l以下	0.03mg/l以下
テトラクロロエチレン	0.01mg/l以下	0.01mg/l以下
1,3-ジクロロプロペン	0.002mg/l以下	0.002mg/l以下
チウラム	0.006mg/l以下	0.006mg/l以下
シマジン	0.003mg/l以下	0.003mg/l以下
チオベンカルブ	0.02mg/l以下	0.02mg/l以下
ベンゼン	0.01mg/l以下	0.01mg/l以下
セレン	0.01mg/l以下	0.01mg/l以下
硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素	10mg/l以下	10mg/l以下
ふっ素	0.8mg/l以下	0.8mg/l以下
ほう素	1mg/l以下	1mg/l以下

備考 基準値は年間平均値とする。ただし、全シアンに係る基準値については、最高値とする。

生活環境の保全に関する環境基準

項目 類型	基準値							該当水域	
	pH	BOD (mg/ℓ)	COD (mg/ℓ)	DO (mg/ℓ)	SS (mg/ℓ)	大腸菌群数 (MPN/100ml)	n-ヘキサン 抽出物質 (mg/ℓ)		
河川	AA	6.5～8.5	1以下		7.5以上	25以下	50以下		旭川上流、太平川上流
	A	6.5～8.5	2以下		7.5以上	25以下	1,000以下		雄物川中流、旭川中流、馬踏川 新城川上流、太平川中流
	B	6.5～8.5	3以下		5以上	25以下	5,000以下		旭川下流、太平川下流 新城川下流、草生津川
	C	6.5～8.5	5以下		5以上	50以下			雄物川下流
	D	6.0～8.5	8以下		2以上	100以下			
	E	6.0～8.5	10以下		2以上	ごみ等の浮遊が認められないこと			
湖沼	AA	6.5～8.5		1以下	7.5以上	1以下	50以下		
	A	6.5～8.5		3以下	7.5以上	5以下	1,000以下		男潟、女潟、空素沼
	B	6.5～8.5		5以下	5以上	15以下			
	C	6.0～8.5		8以下	2以上	ごみ等の浮遊が認められないこと			
海域	A	7.8～8.3		2以下	7.5以上		1,000以下	検出されないこと	秋田湾海域
	B	7.8～8.3		3以下	5以上			検出されないこと	雄物川河口から旧雄物川河口までの海域、Cを除く港湾区域
	C	7.0～8.3		8以下	2以上				秋田港の港湾区域のうち泊地及び航路

1. 基準値は、日間平均値とする（湖沼、海域もこれに準ずる。）。

2. 農業利用水点については、水素イオン濃度6.0以上7.5以下、溶存酸素量5mg/ℓ以上とする（湖沼もこれに準ずる。）。

(3) 土壌の汚染に係る環境基準

土壌の汚染に係る環境基準（平成3.8.23 環告46）

項目	環境上の条件
カドミウム	検液1ℓにつき0.01mg以下であり、かつ、農用地においては、米1kgにつき1mg未満であること。
全シアン	検液中に検出されないこと。
有機燐	検液中に検出されないこと。
鉛	検液1ℓにつき0.01mg以下であること。
六価クロム	検液1ℓにつき0.05mg以下であること。
砒素	検液1ℓにつき0.01mg以下であり、かつ、農用地（田に限る）においては、土壌1kgにつき15mg未満であること。
総水銀	検液1ℓにつき0.0005mg以下であること。
アルキル水銀	検液中に検出されないこと。
P C B	検液中に検出されないこと。
銅	農用地（田に限る）において、土壌1kgにつき125mg未満であること。
ジクロロメタン	検液1ℓにつき0.02mg以下であること。
四塩化炭素	検液1ℓにつき0.002mg以下であること。
1,2-ジクロロエタン	検液1ℓにつき0.004mg以下であること。
1,1-ジクロロエチレン	検液1ℓにつき0.02mg以下であること。
シス-1,2-ジクロロエチレン	検液1ℓにつき0.04mg以下であること。
1,1,1-トリクロロエタン	検液1ℓにつき1mg以下であること。
1,1,2-トリクロロエタン	検液1ℓにつき0.006mg以下であること。
トリクロロエチレン	検液1ℓにつき0.03mg以下であること。
テトラクロロエチレン	検液1ℓにつき0.01mg以下であること。
1,3-ジクロロプロペン	検液1ℓにつき0.002mg以下であること。
チウラム	検液1ℓにつき0.006mg以下であること。
シマジン	検液1ℓにつき0.003mg以下であること。
チオベンカルブ	検液1ℓにつき0.02mg以下であること。
ベンゼン	検液1ℓにつき0.01mg以下であること。
セレン	検液1ℓにつき0.01mg以下であること。

(4) 騒音に係る環境基準

騒音に係る環境基準（平成10年 環告64）
地域の指定（平成11年 県告示146）

環境基準は、地域の類型及び時間の区分ごとに次表のとおりとする。

地域の 類型	基準値		該当地域
	昼間	夜間	
A	55デシベル以下	45デシベル以下	第一種低層住居専用地域 第二種低層住居専用地域 第一種中高層住居専用地域 第二種中高層住居専用地域
B	55デシベル以下	45デシベル以下	第一種住居地域 第二種住居地域 準住居地域
C	60デシベル以下	50デシベル以下	近隣商業地域 商業地域 準工業地域（臨港地区を除く） 工業地域（臨港地区を除く）

ただし、次表に掲げる地域に該当する地域（以下「道路に面する地域」という）については、その環境基準は上表によらず、次表のとおりとする。

地域の区分	基準値	
	昼間	夜間
A地域のうち2車線以上の車線を有する道路に面する地域	60デシベル以下	55デシベル以下
B地域のうち2車線以上の車線を有する道路に面する地域及びC地域のうち車線を有する道路に面する地域	65デシベル以下	60デシベル以下
幹線交通を担う道路に近接する空間 （個別の住居等において騒音の影響を受けやすい面の窓を主として閉めた生活が営まれていると認められるときは、屋内へ透過する騒音に係る基準（昼間にあっては45デシベル以下、夜間にあっては40デシベル以下）によることができる。	70デシベル以下	65デシベル以下

備考 車線とは、1縦列の自動車安全かつ円滑に走行するために必要な一定の幅員を有する帯状の車道部分をいう。

（注）昼間、夜間の範囲

昼間：午前6時から午後10時まで

夜間：午後10時から翌日の午前6時まで

(5) ダイオキシン類に係る環境基準

ダイオキシン類に係る環境基準（平成12.1.15 環告68）

媒体	大気	水質	土壌
基準値	0.6pg-TEQ/m ³ 以下	1pg-TEQ/l以下	1,000pg-TEQ/g以下
備考 1 基準値は、2,3,7,8 - 四塩化ジベンゾ - パラ - ジオキシンの毒性に換算した値とする。 2 大気及び水質の基準値は、年間平均値とする。 3 土壌にあっては、環境基準が達成されている場合であって、土壌中のダイオキシン類の量が250pg-TEQ/g以上の場合には、必要な調査を実施することとする。			

6 用語解説

【ア】

アイドリングストップ

駐停車中の自動車のエンジンをかけっ放しにする不必要なアイドリングを自粛しようとする運動のこと。地球温暖化の原因となる二酸化炭素や大気汚染物質の排出削減と騒音対策などの効果をねらっている。

アダプトプログラム

ボランティアとなる市民や地元企業が、「里親」として道路沿線や公園などの一定区画を自らの養子とみなし、定期的に清掃などの面倒をみるやり方のこと。緑化などをとり入れた快適な環境づくりへの発展も考えられる。アダプトという言葉の意味は、「養子」。ボランティア組織を「親」と見立て、清掃活動などをする区域を「養子」と見立てたのがこのシステム名の由来。

【エ】

エコマーク

製造や廃棄段階で環境への負荷が少ない、使用することによる環境改善効果が大いなど、環境を守るのに役立つと認められた商品に対して付けるマークのこと。環境省（旧環境庁）の指導の下に（財）日本環境協会が認定作業を行っている。このマークの付いた商品をエコマーク商品という。

NGO（エヌ・ジー・オー）

Non-Governmental Organizationの略称。民間公共団体、非政府組織のこと。

NPO（エヌ・ピー・オー）

Non-Profit Organizationの略称で民間非営利組織のこと。役所などのコントロールを受けずに自発的かつ非営利に活動する民間の組織で、特に環境問題を対象とするものを環境NPOと呼ぶ。

【カ】

環境負荷

日常生活や事業活動などで環境に与える影響のこと。

化石燃料

石炭、石油、天然ガス等の燃料の総称。数百万年以上前の植物やプランクトンなどが地中に埋もれ、高熱、高圧等の影響を受けてできたといわれている。石油については、現在の消費ペースでいけば約30年で枯渇すると予測されている。

合併処理浄化槽

し尿と生活雑排水（台所、風呂、洗濯等に使用した水）をまとめて処理する浄化槽のこと。従来のし尿のみを処理する単独浄化槽に比べて、河川等の公共水域の汚濁を軽減する効果が高い。

環境影響評価（環境アセスメント）

各種の開発行為や開発事業の実施が環境にどのような影響を与えるかを、事前に調査、予測及び評価するとともに適切な環境保全措置の検討を行い、その措置が行われた場合における環境影響を総合的に評価すること。環境影響評価法は平成9年6月13日に、秋田県環境影響評価条例は平成12年12月8日に公布されている。

環境家計簿

日常的な生活行動と環境とのかかわりをチェックし、より環境への負荷がかからない暮らし方に改善していくことをめざした暮らしの点検簿のこと。電気、ガス、水道の使用量や身近な生活行動一つひとつから地球環境の保全への視野を開くものとして、今後、普及することが期待される。

環境カウンセラー

環境保全に関する専門知識や豊富な経験を有し、その知見や経験に基づき市民やNGO、事業者など様々な立場の主体の環境保全活動に対する助言など（＝環境カウンセリング）を行う人材として、環境省の行う審査を経て登録された人々のこと。

環境管理システム

事業者が環境保全対策を自主的に進めるために構築する枠組みのこと。経営者自ら環境に関する方針を定め、事業活動に伴う環境への負荷を把握の上、その方針に沿った目標と計画を策定し、実行のための組織やマニュアル類の整備を行い、目標の達成状況や計画の実施状況を点検し、全体のシステムの見直しを行うという一連の手続きを実施するもの。自主的な環境管理に関する計画などの実行状況を点検する作業を、環境監査と呼んでいる。国際標準化機構（ISO）では、1996年に環境管理・監査の国際規格であるISO14000シリーズを発効した。

環境基準

環境基本法第16条により定められた「人の健康を保護し、生活環境を保全するうえで維持されることが望ましい基準」のこと。現在、大気汚染、水質汚濁、騒音、土壌汚染などについて定められている。この基準は環境施策を進める際の目標であり、これを超過すると直ちに被害を生じるといった意味で定められるものではなく、また、工場等を直接規制するための規制基準とは異なる。

環境ホルモン（外因性内分泌攪乱化学物質）

人や野生生物の内分泌作用を攪乱し、生殖機能阻害、悪性腫瘍等を引き起こす可能性のある化学物質のこと。環境ホルモンという言葉は造語で、正確には外因性内分泌攪乱化学物質という。代表的な物質として、ダイオキシンなどがある。環境庁（現在の環境省）は、1998年5月に、現時点での環境ホルモン問題についての基本的な考え方や、今後進めていくべき具体的な対応方針をまとめた「環境ホルモン戦略計画SPEED'98」を発表し、これに基づき各種の調査・研究を進め、行政的な措置のあり方について検討している。

環境ラベリング製品

消費者が環境に優しい商品や企業を選択するために、目安となるマーク（環境ラベル）の付いた製品や環境広告のこと。代表的なものにエコマークがある。普及することにより環境への負荷を減らす効果が望める。

環境リスク

有害物質が人や生態系に及ぼす危険性のこと。有害性が高くても人が触れるおそれが低ければ環境リスクは低く、有害性は低くても頻繁に触れる可能性があれば環境リスクは高い。

【キ】

共生

本来は、生物学用語で共存する生物種間の相互作用に関する概念のこと。国の環境基本計画の長期的な目標の一つで、自然と人との間に豊かな交流を保つことによって、健全な生態系を維持・回復することができるとしている。また、人間は生態系の一部であり、人間に多大な恵みを与え、生存基盤でもある環境を保全していかなければならないという認識に基づいて、快適な環境を保全・創造していくために、環境とふれあうことによって環境に対する的確な認識を育み、環境に配慮した行動を行い、環境からの恵みを適切に守り育てていくことが重要であるという考えが「人と環境の共生する社会」づくりの根底となっている。

協働

市民、事業者（企業）、行政が対等の立場で連携し、お互いの信頼関係のもと、力を合わせ、協力して働くこと。

【ク】

グリーンコンシューマー

企業に環境への影響の少ない製品を作らせるように、物を選んで買う消費者のこと。80年代後半から欧米を中心に増えている。

グリーン商品

環境への負荷の低減を考慮した製品で、かつ積極的に環境保全に取り組んでいる企業の製品のことで、また、グリーン商品を優先的に購入していくことを「グリーン購入」という。

グリーンマーク

古紙の再生利用製品につけられているマークのこと。小中学校や町内会などでマークを集め事務局に送ると、苗木やリサイクルノートと交換してくれる。緑化推進と自然保護を目的として実施されているもので、(財)古紙再生促進センターのグリーンマーク実行委員会が主催団体となっている。

【ケ】

建設副産物

建設工事に伴い、副次的に得られる物品であり、再生資源及び廃棄物を含むもののこと。コンクリート塊、アスファルト塊、建設汚泥など。廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令第1条第9号に掲げる産業廃棄物であり、工作物の除去に伴って生じたコンクリートの破片、れんがの破片、その他各種の廃材の混合物を含むものであって、土地造成の目的となる土砂に準じたものを除く。

【コ】

公益的機能

人間の生活や健全な生態系の維持などに恩恵をもたらす様々な働きのこと。

コ - ジェネレーション

発電プラントにおいて、電力と排熱の双方を利用し、総合的な効率を高めようとするシステムのこと。従来の発電では捨てられていた熱を給湯や冷暖房にも利用することによって、38%くらいであった総合熱効率は70~80%になる。

【サ】

里地・里山

明確な定義はないが、国土を山地、里地、平地、沿岸海域の4つに分けた区分の一つ。里地は自然と都会の中間にあり、人の営みと自然が共存している地域のこと。身近な雑木林や田んぼといった日本の原風景といえる里山に集落や商工業施設なども含めた地域のことを総じて里地という。

酸性雨

石油、石炭に代表される化石燃料等の燃焼で生じる硫酸化物や窒素酸化物が原因となって降る硫酸や硝酸などを含んだ強い酸性の雨のこと。通常pH（水素イオン指数）5.6以下の雨が酸性雨とされている。

【シ】

自然エネルギー

化石燃料によるもの、原子力によるもののように、有限でかつ自然破壊や汚染の原因になるエネルギー以外のエネルギーのこと。太陽光、風力、水力、地熱、潮汐力などがある。

循環型都市

大量消費・大量廃棄型の社会に代わるものとして、廃棄より再使用・再生利用を第一に考え、新たな資源の投入をできるだけ抑えるとともに、自然生態系に戻す排出物を減らすなど、環境負荷を極力低減するシステムを持つ都市のこと。現在の環境を保全するとともに、私たちの将来の世代のため、循環型社会づくりは重要な課題の一つである。

新エネルギー

従来のエネルギーに代わる新しい方式のエネルギーの総称。太陽光発電、風力発電などの自然エネルギーを利用する再生エネルギー、工場廃熱・ごみ焼却熱を利用するリサイクルエネルギーの他、コージェネレーションやクリーンエネルギー自動車が注目されている。

【ス】

スプロール化現象

都市の急激な発展により、住宅地、商業地が無秩序、無計画に郊外に広がっていく現象のこと。

水源涵養機能

森林が保有している降水を貯留する天然の水源としての機能のこと。杉や松などの針葉樹よりも、ナラやクヌギの広葉樹のほうが高いといわれている。

【タ】

(河川の)多自然型工法

河川の状況に応じて、より自然に近い形で、護岸、水制（流れの中につきだして流速を和らげるもの）、魚道、瀬や淵などを設置すること。

ダイオキシン類

ダイオキシン類対策特別措置法におけるポリ塩化ジベンゾフラン、ポリ塩化ジベンゾ - パラ - ジオキシン及びコプラナーポリ塩化ビフェニルのこと。

大規模小売店舗立地法

大規模小売店舗（建物内の店舗面積1,000㎡を超えるもの）を新設するとき、又は開店後に施設の配置や運営方法を変更するとき、それによっておこる交通や騒音等の影響を緩和し、周辺的生活環境との調和を図ることを目的に、地域住民や市町村の意見を聴きながら大規模小売店舗の設置者（建物の所有者）に一定の配慮を求めていく手続きを定めた法律のこと。

【チ】

地球温暖化

人間活動の拡大により、二酸化炭素など温室効果ガスの大気中濃度が増加し、地球の気温が上昇すること。温室効果ガスの濃度が現在のまま増加した場合、地球全体の平均気温は2100年までに約1.5～6 上昇することが予想されており、海面水位が上昇したり、生態系や農業にも大きな影響を及ぼすことが懸念されている。

地球環境問題

酸性雨、オゾン層の破壊、地球温暖化、有害廃棄物の越境移動、海洋汚染、野生生物の種の減少、熱帯林の減少、砂漠化など地球全体に影響を及ぼす問題で一地域や一国だけに限定されない、地球規模にまで広がっている環境問題のこと。

【テ】

低公害車

大気汚染物質の排出量や騒音の発生が少ない、従来の自動車よりも環境への影響が少ない自動車の総称。電気、メタノール、天然ガス、太陽光などを動力源とする車が開発されている。

【ト】

特定植物群落

我が国の自然を健全な形で後代に伝えるために、我が国の植物相（ある一定の場所に生息している植物あるいは全植物の種名リスト）を具体的に形づくっている植物群落のうち、規模や構造、分布等において代表的・典型的なもの、代替性のないもの、極めて脆弱であり放置すれば存続が危ぶまれるものなどの種類や生育地、生育状況を国が選定基準を設けて都道府県別に選定したもの。

特定フロン

スプレーや冷蔵庫、電子部品の洗浄剤などに使われていたフロンのうち、特にオゾン層を破壊する作用の強いフロン11、12、113、114、115の5種類のフロンのこと。これらはモントリオール議定書で指定され、1995年までに全廃されている。

都市計画区域

健康で文化的な都市生活と機能的な都市活動を確保するという都市計画の基本理念を達成するために、都市計画法その他の法令の規制を受けるべき土地の範囲のこと。

【ノ】

農業集落排水施設

公共下水道の設置が困難な農業集落等のやや散在した形態をなす地域において、地区単位で設置される生活排水処理施設のこと。

【ハ】

ハイブリッド自動車

複数の動力源を用いて走行する自動車のこと。動力源を巧みに使い分けることで、排出ガスや燃料消費を抑制することが可能となり、電気自動車の航続距離の制約を解決する手段として、近年注目を集めている。既存の代表的なハイブリッドシステムは、エンジンと電気モーターの組合せ。

パークアンドライド（Park and Ride）

自動車と公共交通とが相互連携する交通システムのこと。主にマイカー通勤者を対象とし、郊外の駐車場でバスや電車に乗り換え、都心へ通勤する場合などが挙げられる。これにより、都心への自動車流入を抑制することができ、環境への負荷の低減が期待されている。

パートナーシップ

市民参加の本来的なあり方を指す考え方で、市民と行政が協力して（協力体制をもって）相互の役割分担のもとにまちづくりを進めること。市民と行政の信頼関係が必要。

【ヒ】

ビオトープ

ドイツ語で生物を意味する「ビオ」と場所を示す「トープ」の合成語。安定した生活環境をもった「動植物の生息空間」のことで、ある限られた地域に、元来そこにあった自然風景を復元することを指す。近年、河川、道路、緑地、公園などの整備に際しても、ビオトープの維持や再生、創出に配慮した取組がされるようになってきている。

BOD（生物化学的酸素要求量）

Biochemical Oxygen Demandの略称。水の汚濁の度合を表す。おもに河川の汚濁状況を見る指標で、水中の微生物が汚染物質を分解するのに必要な酸素の量のこと。mg/lで表す。値が大きいほど水質汚濁が進んでいる。

光害（ひかりがい）

都市化や交通網の発達などによる屋外照明の増加、照明の過大使用により、星が見えにくくなったり、動植物や人体への影響が発生すること。

ピコグラム（pg）

重量単位で、1兆分の1グラムをいう。1pg = 10⁻¹²g

【モ】

モニタリング調査

大気・水質・騒音・地盤沈下などの状況や、緑被・植生・生物などの状況を調査すること。

【ヤ】

谷戸田（やとだ）

谷戸とは丘陵、台地に挟まれた狭い低湿地のことで、ここで営まれる水田のこと。

【リ】

リサイクル率

リサイクルされる割合を示すもので、資源化された総量をごみの全排出量（資源化されたものも含む）で除した値のこと。

【コ】

有害化学物質

人間の健康や生態系に悪影響を及ぼす化学物質の総称。種類、使用量そして環境への影響等が十分に把握されていないものも多い。

有機塩素化合物

炭素あるいは炭化水素に塩素が付加された化合物の総称。ほとんどの有機塩素化合物は人工的に合成される。付加された塩素が多いほど不燃性、脂溶性があり、溶媒、農薬として使用されてきた。ダイオキシン類、トリクロロエチレンなどもこれにあたる。

有効率

市内に配られる水の量を配水量と呼び、このうち、漏水などにより損失した水量を除く、有効に使用された水量を有効水量という。有効率とは配水量に対する有効水量の割合のこと。

【ラ】

ライフサイクルアセスメント（LCA）

商品や容器が、ライフサイクル（原料採取 生産 使用 リサイクル・廃棄）を通じて、環境にどのように、どれだけ影響するかなど、ある製品の環境への影響を全体的にとらえる評価システムのこと。

【リ】

リサイクルプラザ

かんやびん等資源化物の中間処理を行いリサイクルしやすい状態にするとともに、家具や器具の軽易な補修、再生品の展示のための拠点的な施設のこと。市民のリサイクル活動に対する支援とリサイクル意識の啓発などの拠点機能を併せ持つことが多い。

秋田市環境基本計画

- 人にも地球にも やさしい あきた -

発行 平成13年3月

発行 秋田市
編集 秋田市環境基本施策検討委員会
(事務局：秋田市環境部環境保全課)
〒011-0901 秋田市寺内字蛭根85番地4
TEL 018 - 866 - 2075
FAX 018 - 866 - 2078
E-mail ro-evpl@city.akita.akita.jp
URL <http://www.city.akita.akita.jp>